

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年 1 月31日

【計算期間】 第19期中 (自 2022年 5 月 1 日 至 2022年10月31日)

【ファンド名】 日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション -
インド ・ アドバンテージ ・ ファンド
(Fidelity Nikko Global Selection - India Advantage Fund)

【発行者名】 F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ)
エス ・ エイ
(FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 クリストファー ・ プリーリー
(Christopher Brealey)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1246、アルバート ・ ボル
シェット通り 2 a
(2a, rue Albert Borschette, L-1246 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン ・ 毛利 ・ 友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
弁護士 橋本 雅行

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン ・ 毛利 ・ 友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6775) 1000

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注) この半期報告書は、金融商品取引法 (昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。) 第 7 条第 4 項の規定によ
り、2022年10月31日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書とみなされます。

1 【ファンドの運用状況】

F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ (F I L Investment Management (Luxembourg) S.A.) (以下「管理会社」という。) により管理される日興フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション (以下「ファンド」という。) のサブ ・ ファンドである日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション - インド ・ アドバンテージ ・ ファンド (Fidelity Nikko Global Selection - India Advantage Fund) (以下「サブ ・ ファンド」という。) の運用状況は、以下のとおりである。

運用実績は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではない。

(1) 【投資状況】

資産および地域別の投資状況

(2022年11月30日現在)

資産の種類	国 ・ 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託	ルクセンブルグ	35,441,940,136	100.01
現金 ・ 預金およびその他の資産 (負債控除後)		- 4,234,098	- 0.01
合計 (純資産総額)		35,437,706,038	100.00

(注 1) 「投資比率」とは、サブ ・ ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注 2) ファンドおよびサブ ・ ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、ファンド証券は円建のため、本書の金額表示は別段の記載がない限りサブ ・ ファンドの基準通貨である円貨をもって行う。

(注 3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書の中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資資産

() 投資有価証券の主要銘柄

(2022年11月30日現在)

順位	銘柄	国 ・ 地域	種類	保有株数 (口)	取得原価 (円)		時価 (円)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	フィデリティ ・ ファンズ - インディア ・ フォーカス ・ ファンド	ルクセンブルグ	投資信託	3,921,900	4,016	15,750,243,190	9,037	35,441,940,136	100.01

() 投資不動産物件

該当事項なし (2022年11月30日現在)。

() その他投資資産の主要なもの

該当事項なし (2022年11月30日現在)。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2022年11月末日および同日前１年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産総額（円）	１口当たり純資産価格（円）
2021年12月31日	32,557,501,317	A． 5.6432 B． 5.2228
2022年１月31日	31,661,740,787	A． 5.4821 B． 5.0718
２月28日	30,289,097,117	A． 5.2364 B． 4.8429
３月31日	32,258,804,780	A． 5.5586 B． 5.1389
４月29日	33,155,682,228	A． 5.7117 B． 5.2792
５月31日	31,669,215,474	A． 5.3856 B． 4.9756
６月30日	31,541,385,523	A． 5.3524 B． 4.9432
７月29日	33,319,492,429	A． 5.6675 B． 5.2325
８月31日	34,715,532,543	A． 5.9896 B． 5.5277
９月30日	34,581,108,737	A． 6.0326 B． 5.5654
10月31日	36,217,838,497	A． 6.3294 B． 5.8364
11月30日	35,437,706,038	A． 6.1368 B． 5.6568

（注）「１口当たり純資産価格」中、A．、B．は各々クラスA受益証券、クラスB受益証券を指す。以下同じ。

< 参考情報 >

純資産総額および受益証券1万口当たり純資産価格の推移

(2012年11月30日から2022年11月30日まで)



【分配の推移】

2022年11月末日前1年間に支払われた分配金および設定来累計の分配金は、以下のとおりである。

期間	クラス	1口当たり分配金（円） （税引き前）	分配落ち日
2021年12月1日～ 2022年11月30日	A .	該当事項なし。	
	B .	該当事項なし。	
設定来累計 （2005年1月31日～ 2022年11月30日）	A .	該当事項なし。	
	B .	該当事項なし。	

（注）「設定来累計」とは、運用開始日である2005年1月31日から2022年11月30日までの期間における分配金の累計額である。

【収益率の推移】

2022年11月末日前1年間ににおける収益率は、以下のとおりである。

期間	収益率（％）（注）	
	クラスA 受益証券	クラスB 受益証券
2021年12月1日～ 2022年11月30日	14.54	14.04

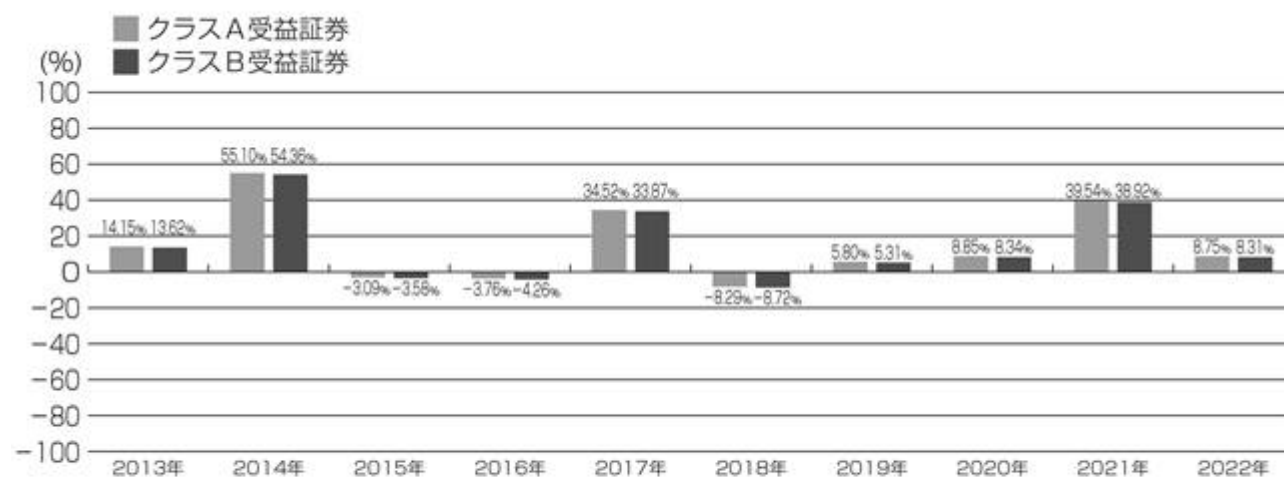
（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 2022年11月末日の受益証券1口当たり純資産価格（当該期間の分配金（税引き前）の合計額を加えた額）

b = 2021年11月末日の受益証券1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

< 参考情報 >

年間収益率の推移



(注)収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 上記各暦年末の受益証券1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 当該各暦年の直前の各暦年末の受益証券1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

ただし、2022年は1月1日から11月末日までの収益率です。

（３）【投資リスク】

< 参考情報 >

グラフは、サブ・ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報のひとつとしてご利用ください。

サブ・ファンドの分配金再投資1万口当たり純資産価格および年間騰落率の推移

(2017年12月～2022年11月)

クラスA受益証券(円建)



クラスB受益証券(円建)



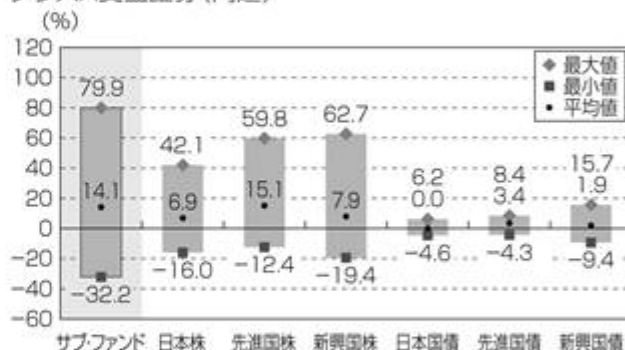
※年間騰落率は、2017年12月から2022年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資1万口当たり純資産価格および年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算したものであり、実際の受益証券1万口当たり純資産価格および実際の受益証券1万口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

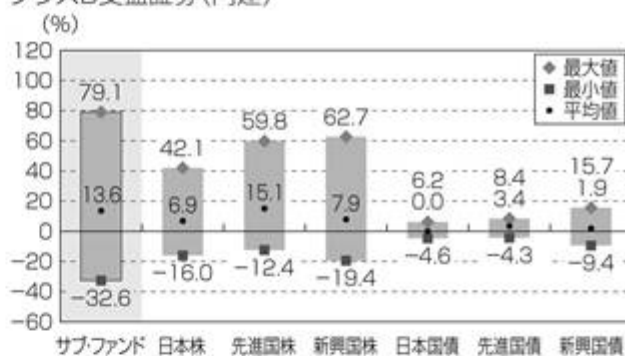
サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

(2017年12月～2022年11月)

クラスA受益証券(円建)



クラスB受益証券(円建)



※このグラフは、サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※すべての資産クラスがサブ・ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2017年12月から2022年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値をサブ・ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※サブ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算したものであり、実際の受益証券1万口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

< 各資産クラスの指数 >

日本株 … 東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株 … MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(円ベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(円ベース)

日本国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(円ベース)

先進国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより円換算しています。

2【販売及び買戻しの実績】

2022年11月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2022年11月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
クラスA 受益証券	48,132,429 (48,132,429)	216,170,378 (216,170,378)	3,391,476,467 (3,391,476,467)
クラスB 受益証券	658,180,000 (658,180,000)	499,379,295 (499,379,295)	2,585,336,186 (2,585,336,186)

（注）（ ）内の数字は、日本における販売、買戻しおよび発行済口数である。

3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、日本円で表示されている。
- d . マスター・ファンドの2022年10月31日に終了した期間の中間財務書類については、後記「6 その他」内の別紙を参照のこと。

(1) 【資産及び負債の状況】

純資産計算書

2022年10月31日現在

日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション サブ ・ ファンド名	連結	インド ・ アドバンテージ ・ ファンド	ジャパン ・ アドバンテージ ・ ファンド
通貨	日本円	日本円	日本円
資産			
投資有価証券 時価評価額	45,594,862,901	36,223,195,188	9,371,667,713
銀行およびブローカー預金	30,300	-	30,300
投資有価証券売却未収金	40,632,339	40,632,339	-
受益証券発行未収金	40,644,830	13,241,400	27,403,430
資産合計	45,676,170,370	36,277,068,927	9,399,101,443
負債			
投資有価証券購入未払金	67,132,214	40,086,449	27,045,765
受益証券買戻未払金	13,765,113	13,765,113	-
未払費用	7,899,540	5,378,660	2,520,880
当座借越	208	208	-
負債合計	88,797,075	59,230,430	29,566,645
純資産 2022年10月31日現在	45,587,373,295	36,217,838,497	9,369,534,798
純資産 2022年 4 月30日現在	40,586,702,086	33,153,882,469	7,432,819,617
純資産 2021年 4 月30日現在	30,716,686,500	25,625,079,902	5,091,606,598
投資有価証券取得原価	22,659,415,202	15,287,471,427	7,371,943,775

添付の財務書類注記は当財務書類の一部である。

1口当たり純資産価格表

2022年10月31日現在

日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション サブ ・ ファンド名	インド ・ アドバンテージ ・ ファンド	ジャパン ・ アドバンテージ ・ ファンド
通貨	日本円	日本円
受益証券発行残高、2022年10月31日現在		
- クラス A 受益証券 (日本円)	3,419,229,537口	544,641,176口
- クラス B 受益証券 (日本円)	2,497,441,186口	1,529,178,234口
受益証券 1 口当たり純資産価格、2022年10月31日現在		
- クラス A 受益証券 (日本円)	6.3294	4.8074
- クラス B 受益証券 (日本円)	5.8364	4.4150
受益証券 1 口当たり純資産価格、2022年 4 月30日現在		
- クラス A 受益証券 (日本円)	5.7114	4.6885
- クラス B 受益証券 (日本円)	5.2789	4.3155
受益証券 1 口当たり純資産価格、2021年 4 月30日現在		
- クラス A 受益証券 (日本円)	4.4214	4.3762
- クラス B 受益証券 (日本円)	4.1043	4.0453

添付の財務書類注記は当財務書類の一部である。

日興 フィデリティ・グローバル・セレクション

財務書類注記

2022年10月31日

1．一般事項

ファンドは、非法人形態の証券共有持分としてルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定されたミューチュアル・インベストメント・ファンド（Fonds Commun de Placement）である。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立され、ルクセンブルグに登録上の事務所を有している管理会社によって、共同所有者（「受益者」）のために管理運用されている。ファンドは、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）のパート 1に基づき登録されている。ファンドは、指令2003 / 41 / E Cおよび指令2009 / 65 / E Cならびに規則（E C）No.1060 / 2009および規則（E U）No.1095 / 2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011 / 61 / E U（「A I F M D」）に規定するオルタナティブ投資ファンドとしての適格性を有している。

管理会社は、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）第15章に服しており、また、A I F M D、（A I F M Dの）レベル 規則および2013年法ならびにA I F M Dまたは2013年法の施行施策（「A I F M規則」）によりオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されている。

ファンドへの言及は、文脈上適切である場合において、ファンドのために行為する管理会社を意味する。

管理会社は、フィデリティ・ファンズの対応するサブ・ファンド（「マスター・ファンド」）のクラスA投資証券を購入するため、各サブ・ファンドの受益証券の販売手取金を使用する。

2022年10月31日現在、ファンドは2つのサブ・ファンドから構成されている。

2022年10月31日に終了した期間中、ファンドに重大な変更は生じなかった。

2．重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されている。

有価証券評価 - マスター・ファンドの投資証券への投資は、当該クラスの取引通貨建てで計算される直近の入手可能な純資産価格で評価されている。評価は独立した価格決定の内部資料に基づき行われている。

銀行預金およびブローカー預金 - すべての銀行預金、当座預金およびブローカー預金は、額面価額で計上されている。

投資有価証券取引 - マスター・ファンドにおける投資有価証券取引は、マスター・ファンドの購入日もしくは売却日に会計処理される。マスター・ファンドの売却原価の計算は、平均原価に基づいて行われる。

外国為替 - ファンドの指定通貨は日本円である。取締役会により各サブ・ファンドの指定通貨が決定されている。2022年10月31日現在の資産および負債は、当該日の実勢為替レートで換算されている。当期中の外貨建取引はすべて、取引が行われた日の実勢為替レートでサブ・ファンド指定通貨に換算される。

ファンド受益証券取引 - 各サブ・ファンドの受益証券1口当たりの発行価格および買戻価格は、取引が行われた日の受益証券1口当たり純資産価格である。

収益 - マスター・ファンドからの配当金は、投資証券 / 受益証券が配当落ちの価格になった時に認識される。利息は、発生基準で計上される。

結合勘定 - 結合財務諸表は、ファンドの指定通貨である日本円で表示され、各サブ・ファンドの総財務諸表を表示している。すべてのサブ・ファンドの表示通貨は、日本円である。

3．管理会社またはその関係会社との取引

2022年10月31日に終了した期間中、管理会社は、ファンドに対して、管理事務業務、評価、記録保持または投資運用等、一定の業務を提供している。

ファンドを通じてのマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって一定の手数料および費用の二重払いを引き起こす可能性がある。投資運用報酬の二重払いを回避するため、フィデリティ・ファンズに投資されるファンド資産に対しては投資運用報酬が課せられていない。

現在保有されるマスター・ファンドに関して、純資産価額の1.50%を上限とする投資運用報酬が適用されている。

マスター・ファンドの投資証券取得にあたり、ファンドは販売手数料を支払う義務を負わない。フィデリティ・ファンズに対して提供されるサービスに関して管理会社またはその関係会社が得る手数料合計は、請求に

より入手可能なフィデリティ・ファンズの年次報告書に開示されている。クラスB受益証券は、当該クラスの純資産価額の0.75%を上限とする年次販売報酬が課せられる。この報酬は日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。

4．費用

ファンドは、銀行手数料および販売報酬を除き、いかなる手数料および／または費用も負担しない。その他の費用はすべて、管理会社によって負担される。

5．ファンドの税金

ファンドは、その純資産に対して年率0.05%の年次税が課せられ、日々発生し四半期毎に支払われる。ただし、ファンドは、当期中かかる税金の課税対象であるルクセンブルグで設立されたマスター・ファンドに投資された資産部分については、この税金を課せられない。

キャピタル・ゲイン、配当金および利息に関して、それらの発生国で源泉徴収されることがあり、かかる税金はファンドや受益者によって回収不能である。

6．取引手数料

取引手数料は上場投資信託を売買する際に、ブローカーに対して支払われる。取引手数料は通常、投資有価証券の費用に含まれている。2022年10月31日に終了した期間中に、取引手数料は支払われなかった。

7．分配金支払

2022年10月31日に終了した期間中に、以下の分配金支払が行われた。

サブ・ファンド名	1口当たり分配金	分配落ち日
ジャパン・アドバンテージ・ファンド - クラスA受益証券（日本円）	0.0157	2022年8月1日
ジャパン・アドバンテージ・ファンド - クラスB受益証券（日本円）	0.0144	2022年8月1日

8．投資変動明細表

各サブ・ファンドの当期中に発生した各投資対象の購入合計額および売却合計額を詳述する一覧表は、管理会社の登記上の事務所または当ファンドの販売会社として登録されている会社から無料で入手可能である。これは、通常利用しているフィデリティ代理店に連絡し請求することにより入手可能である。

9．証券金融取引規制

2022年10月31日現在、サブ・ファンドは、2017年1月13日に発効した証券金融取引規制指令の対象となる金融商品を保有していなかった。

10．為替レート

2022年10月31日現在の対日本円の為替レートは、以下に記載されるとおりである。

通貨	為替レート
米ドル（USD）	148.595

（２）【投資有価証券明細表等】

投資一覧表

2022年10月31日現在

インド・アドバンテージ・ファンド

	国・地域 コード	通貨	株数(口) または額面	時価 (日本円)	純資産 比率(%)
オープン・エンド型投資信託					
Fidelity Funds - India Focus Fund - A Shares (USD)	LU	米ドル	3,886,846	36,223,195,188	100.01
				36,223,195,188	100.01
投資有価証券合計（取得原価 15,287,471,427円）				36,223,195,188	100.01
その他の資産および負債				(5,356,691)	(0.01)
純資産				36,217,838,497	100.00

地域別区分

国・地域	国・地域 コード	純資産比率(%)
ルクセンブルグ	LU	100.01
現金およびその他純負債		(0.01)

ジャパン・アドバンテージ・ファンド

	国・地域 コード	通貨	株数(口) または額面	時価 (日本円)	純資産 比率(%)
オープン・エンド型投資信託					
Fidelity Funds - Japan Advantage Fund - A Shares (JPY)	LU	日本円	194,285	9,371,667,713	100.02
				9,371,667,713	100.02
投資有価証券合計（取得原価 7,371,943,775円）				9,371,667,713	100.02
その他の資産および負債				(2,132,915)	(0.02)
純資産				9,369,534,798	100.00

地域別区分		
国・地域		
国・地域	コード	純資産比率(%)
ルクセンブルグ	LU	100.02
現金およびその他純負債		(0.02)

添付の財務書類注記は当財務書類の一部である。投資明細表および地域別区分の表における純資産比率は四捨五入されている。

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

2022年11月末日現在の発行済株式資本金は、50万ユーロ（約7,179万円）で、2022年11月末日現在全額払込済である。また、1株1,000ユーロ（143,580円）の額面で記名株式500株を発行済である。

直近5年間に於いて資本金の額の増減はない。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2022年11月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝143.58円）による。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

管理会社の目的は、以下のとおりである。

- ・指令2009/65/ECに規定する、譲渡性のある証券を投資対象とするルクセンブルグ国内外の一または複数の投資信託ならびにその他のルクセンブルグ国内外の投資信託に関して、投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」という。）別表に記載される管理運用業務の全部または一部（ポートフォリオ管理、運営および販売を含む。）を提供すること。
- ・ルクセンブルグ国内外の投資信託に対し、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日のルクセンブルグの法律（改正済）（以下「2013年法」という。）の第5条第2項および別紙に基づく管理運用業務の全部または一部（ポートフォリオ管理、リスク管理、運営、販売および投資信託の資産に関する活動を含む。）を提供すること。
- ・ルクセンブルグ法に基づき設定された契約型投資信託および投資法人に関する管理会社として行為すること。

管理会社は、AIFM規則（2013年法および指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則（EC）No.1060/2009および規則（EU）No.1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）ならびに適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関するAIFMDを補完する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No.231/2013（以下「レベル規則」という。）等のAIFMDの施行施策により構成される。以下同じ。）によりオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されている。また、かかる地位において、管理会社は、AIFM規則の要件の遵守を確保する責任を負っており、特にファンドのポートフォリオ運用およびリスク管理を委託されている。管理会社は、AIFM規則の規定に従い、かかる規定の対象として、その職務を委託することができる。加えて、管理会社は、2013年法第8条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項および第6項ならびに専門的な債務リスクの可能性に関連した（AIFMDの）レベル規則第14条の規定の遵守を免除されている。2013年法第8条第7項a）号に従い、管理会社は、専門的過失に起因する潜在的な債務リスクを補填するために適切な自己資金を追加的に保有する。

管理会社は、ファンド資産の保管業務を保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイに委託している。管理会社は、ファンドの登録および名義書換事務代行会社ならびに管理事務代行会社としても行為する。

2022年11月30日現在、管理会社は、2本のルクセンブルグ籍のアンブレラ型オープン・エンド契約型投資信託および3本のルクセンブルグ籍の変動資本を有するアンブレラ型オープン・エンド会社型投資信託を管理している。

管理会社はまた、2本のアイルランド籍のアンブレラ型オープン・エンド契約型投資信託および5本のアイルランド籍の変動資本を有するアンブレラ型オープン・エンド会社型投資信託を管理している。

その純資産額は、157,405,000,265米ドルである。

管理会社はファンドの受益者が公平に扱われることを確保する。同一のサブ・ファンド内の同一のクラスに係る各受益証券は、同一の権利と義務を伴う。そのため、同一のサブ・ファンド内の同

一のクラスの受益証券を保有する受益者は、すべて平等に扱われることが確保されている。管理会社（またはその委託先のいずれか）は、ある投資家に対して、他の投資家にとって全体として著しく不利となる結果を招くと管理会社が正当に判断する有利な待遇を付与する契約を締結することはない。

（３）【その他】

2023年１月31日前６か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

5【管理会社の経理の概況】

- a．管理会社の直近２事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2022年11月30日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝143.58円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【資産及び負債の状況】

F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ

貸借対照表

2021年12月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	2021年12月31日		2020年12月31日 ⁽¹⁾	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権	2.2				
- 1年以内に期限の到来する 売上債権	3	6,244,923	896,646	6,599,548	947,563
- 1年以内に期限の到来する 関連会社からの未収金	2.3, 4	10,125,517	1,453,822	3,602,359	517,227
- 1年以内に期限の到来する その他の債権		614	88	170,624	24,498
投資証券等					
その他の投資証券等	2.4, 5	18,070,951	2,594,627	18,980,279	2,725,188
銀行預金および手許金		128,058	18,387	1,977,243	283,893
		34,570,063	4,963,570	31,330,053	4,498,369
前払費用	2.5	-	-	2,537	364
資産合計		34,570,063	4,963,570	31,332,590	4,498,733
資本、準備金および負債					
資本および準備金					
払込資本	6	500,000	71,790	500,000	71,790
資本剰余金勘定	7	4,000,000	574,320	4,000,000	574,320
準備金					
- 法定準備金	8, 9	50,000	7,179	50,000	7,179
- その他の準備金	9				
- その他の配当不能準備金	10	237,200	34,057	237,200	34,057
繰越利益	9	11,636,906	1,670,827	11,105,884	1,594,583
当期利益		9,741,708	1,398,714	5,281,022	758,249
		26,165,814	3,756,888	21,174,106	3,040,178
引当金	2.6				
その他の引当金	11	990,095	142,158	1,241,072	178,193
買掛金	2.7				
- 1年以内に支払期限の到来する 買掛金	12	1,337,147	191,988	2,417,985	347,174
- 1年以内に支払期限の到来する 関連会社に対する未払金	2.3, 4	5,587,789	802,295	6,349,290	911,631
その他の買掛金					
- 税務当局	13	141,227	20,277	-	-
- 社会保障当局		347,991	49,965	150,137	21,557
		7,414,154	1,064,524	8,917,412	1,280,362
資本、準備金および負債合計		34,570,063	4,963,570	31,332,590	4,498,733

(1) 当社は、事業年度の決算日を6月30日から12月31日に変更した。詳細については、注記1を参照のこと。
添付の注記は当財務書類の一部である。

(2) 【損益の状況】

F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ

損益計算書

2021年12月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	注記	2021年12月31日に終了した 12か月間		2020年12月31日に終了した 6 か月間 ⁽¹⁾	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
純売上高	2.8,14	34,813,044	4,998,457	15,447,296	2,217,923
その他の外部費用	15	(14,891,225)	(2,138,082)	(5,783,646)	(830,416)
人件費	16				
- 賃金 ・ 給料		(5,007,980)	(719,046)	(2,179,765)	(312,971)
- 社会保障費					
・ 年金関連		(203,764)	(29,256)	(101,901)	(14,631)
・ その他の社会保障費		(769,771)	(110,524)	(362,842)	(52,097)
- その他の人件費		(78,658)	(11,294)	(33,827)	(4,857)
		(6,060,173)	(870,120)	(2,678,335)	(384,555)
その他の受取利息および類似する収益					
- その他の利息および類似する収益		-	-	307,056	44,087
支払利息および類似する費用					
- その他の利息および類似する費用		(344,592)	(49,477)	(57,449)	(8,249)
収益税	17	(3,644,342)	(523,255)	(1,806,090)	(259,318)
税引後利益		9,872,712	1,417,524	5,428,832	779,472
上記項目に含まれないその他の税		(131,004)	(18,810)	(147,810)	(21,223)
当期利益		9,741,708	1,398,714	5,281,022	758,249

(1) 当社は、事業年度の決算日を 6 月30日から12月31日に変更した。詳細については、注記 1 を参照のこと。
添付の注記は当財務書類の一部である。

F I L・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

財務書類に対する注記

2021年12月31日現在

注 1 - 一般情報

F I L・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）は、存続期間を限定せずルクセンブルグの法律に従って株式会社（Société Anonyme）として2002年8月14日に設立され、その登記上の事務所はルクセンブルグ市に設置されている。

当社は、事業年度の決算日を6月30日から12月31日に変更し、2020年12月31日の財務書類が変更後の新たな決算期間で表示される初回の財務書類となる。従って、2021年12月31日に終了した年度の当財務書類は、2020年12月31日に終了した6か月間を比較情報として表示されている。

当社の当初の目的は、フィデリティ・ワールド・ファンズとして知られる投資信託の組成、管理事務および管理運用であり、またその分割されない共有持分を証明する証明書または確認書の発行であった。取締役会は、その後新たなファンドの設定を承認し、当社は当期事業年度中、日興 フィデリティ・グローバル・セレクション（2002年12月13日設定）の管理運用も行っていた。

2011年6月22日、当社の臨時株主総会において、当社の定款の改訂（2011年7月1日発効）が承認された。主要な変更は、当社の目的を「投資信託に関する2010年12月17日法（2010年法）第101条第2項の意味する範囲における管理運用を行うことであり、契約型投資信託の設定、運営、管理および販売を含むがこれらに限られない。」に修正することであった。この変更により、2011年7月1日にフィデリティ・アクティブ・ストラテジー S I C A V、ならびに2012年6月1日にフィデリティ・ファンズ S I C A V に関して当社が U C I T S に基づく管理会社になることが可能となった。

オルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「A I F M」という。）に関する2014年7月22日付指令に基づく当社の承認後、F I L・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、2014年7月22日付でフィデリティ・インターナショナル・リアル・エステート・ファンドの管理責任を負った。2016年10月1日、フィデリティ・インターナショナル・リアル・エステート・ファンド - U K リアル・エステート・ファンドは、フィデリティ U K リアル・エステート・ファンドに移管され、その時点で当該ファンドの A I F M としての責任は、F I L インベストメント・サービス（英国）リミテッドに移った。当社は、引き続きユーロ圏リアル・エステート・ファンドの管理会社として存続している。

当社は、2018年10月1日以降、直接の親会社である F I L ホールディングス（ルクセンブルグ）エス・エイおよび F I L （ルクセンブルグ）エス・エイと共に付加価値税グループの一部である。

当社は、当社が間接的子会社としてその一部である最大の組織を形成する F I L リミテッドの連結財務書類に含まれている。当該会社の登記上の事務所は、バミューダ、H M 19、ハミルトン、ペンブローク、クロウ・レーン42番地、ペンブローク・ホールに所在する。

更に、当社は、当社が直接の子会社としてその一部である最小の組織を形成する F I L ホールディングス（ルクセンブルグ）エス・エイの連結財務書類に含まれている。当該会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ L - 1246、アルバート・ボルシェット通り 2 a に所在する。当該住所においてその連結財務書類は入手可能である。

注 2 - 重要な会計方針の要約

財務書類は、継続会計基準により、取得原価主義に基づきルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されている。会計方針および評価は、2002年12月19日法（改正済）によって定められている以外は、取締役会によって決定され適用される。

財務書類の作成は、一定の会計上の見積りの使用を必要とし、会計方針の適用の際に経営陣が判断を下すことを必要とする。仮定における変更は、変更が行われる期間の財務書類に重大な影響を及ぼす場合がある。経営陣は、仮定が適切であり、従って、財務書類が財政状態および結果を公正に提示していると判断する。

経営陣は、次期会計年度の資産および負債の報告額に影響を与える見積りおよび仮定を作成する。これらの見積りおよび仮定は、継続的に評価され、過去の経験および現状合理的と考えられる将来の事象の予想を含むその他の要因に基づく。

当社の重要な会計方針は、以下のように要約される。

2.1 外貨換算

当社の機能通貨および報告通貨は、ユーロ（EUR）である。外貨建取引は、当初、当該取引日現在の実勢為替レートで計上される。

外国通貨建金融資産（負債を除く。）は、貸借対照表日の実勢為替レートで再換算される。換算による未実現為替損失は、当期の純損益に計上される。為替利益は、実現主義に基づき損益計算書に計上される。

2.2 債権

債権は、額面価額で評価され、回収が危ぶまれる場合に評価調整を課せられる。かかる評価調整は、評価調整が行われている理由が適用されなくなった場合には、継続されない。

2.3 関連会社からの未収金 / 関連会社に対する未払金

貸借対照表における金額は、F I L リミテッド・グループの方針に基づき純額で決済されている範囲において、取引相手方別に純額で表示されている。

2.4 その他の投資証券等

その他の投資証券等は、購入価格（付帯する費用を含む。）または年次財務書類が作成される通貨で表示される時価のいずれか低い価格で評価される。評価調整は、時価が購入価格より低い場合に計上される。かかる評価調整は、評価調整が行われている理由が適用されなくなった場合には、継続されない。

時価は、証券取引所に上場されているかまたはその他の規制ある市場で取引されている譲渡性証券に関しては、評価日における入手可能な最終の取引値に相当する。

2.5 前払費用

当該資産項目には、当期事業年度に発生したが次期事業年度中に関連する費用が含まれている。

2.6 引当金

債務引当金は、明らかに定義される性質を有し、貸借対照表日現在発生することが予想されるかまたは発生することが確実であるが、その金額または発生日時が不確かな性質を有する損失または債務を補填することを意図するものである。

2.7 買掛金

買掛金は、その返済価額で計上される。返済金額が受領金額より大きい場合、差額は資産として表示され、線形法に基づき債務の期間にわたり償却される。

2.8 純売上高

純売上高は、フィデリティのルクセンブルグに所在するファンドの監督、管理運用および管理事務から得られる金額（売上高に直結する払戻し、付加価値税およびその他の税金を控除後）で構成される。

2.9 比較数値

貸借対照表の「その他の未収金」、「税金債務」および「関連会社に対する未払金」の項目で開示される当社の比較数値は、2021年に終了した年度の数値との比較可能性を確保するために再分類されている。

注 3 - 売上債権

売上債権は、主に当社が管理運用を行う投資信託からの未収金により構成される。

注 4 - 関連会社からの未収金 / 関連会社に対する未払金

関連会社からの未収金は、主に投資信託の管理事務、管理運用および監督に関する F I L リミテッドからの未収金により構成されている。

関連会社に対する未払金は、主に当社の直接の親会社である F I L ホールディングス (ルクセンブルグ) エス ・ エイ に対し支払うべき連結税務に関連する未払金から構成されており、注17および付加価値税グループに記載される。

注 5 - その他の投資証券等

当社は、現金残高の一部を、機会をとらえて一時的にフィデリティ・インスティテューショナル・リクイデティ・ファンド・ピーエルシー - ユーロ・クラス A・アキュムレイティング・シェアーズ・ファンドおよびモルガン・スタンレー・リクイデティ・ファンド・ピーエルシー - ユーロ・リクイデティ・ファンド・インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアーズ・ファンドに投資した。

注 6 - 払込資本

当社の授權かつ発行済株式資本は、1株当たり1,000ユーロの全額払込済の普通株式500株に分けられた500,000ユーロである。

	株数	ユーロ
2020年12月31日および2021年12月31日現在	500	500,000

注 7 - 資本剰余金勘定

当社の資本剰余金勘定は、以下のとおりである。

	ユーロ
2020年12月31日および2021年12月31日現在	4,000,000

注 8 - 法定準備金

ルクセンブルグの会社法に準拠して、当社は各事業年度の純利益の最低5%を、株主に分配することができない法定準備金に振替えることを要求されている。この義務は、法定準備金の残高が発行済株式資本の10%に達すると必要でなくなる。

注9 - 準備金および損益項目の期中増減

2021年12月31日に終了した6か月間の増減は、以下のとおりであった。

	法定準備金	その他の準備金	繰越利益	当期利益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2020年12月31日現在	50,000	237,200	11,105,884	5,281,022
期中増減：				
- 前期利益の割当て	-	-	5,281,022	(5,281,022)
- その他の増減：資産税（富裕税）	-	-	-	-
- その他の増減：分配	-	-	(4,750,000)	-
- 当期利益	-	-	-	9,741,708
2021年12月31日現在	50,000	237,200	11,636,906	9,741,708

純利益の割当ては、2021年6月30日開催の年次総会において承認された。

2021年9月、当社はF I L ホールディングス（ルクセンブルグ）エス・エイに対して4.8百万ユーロの分配金を支払った。

注10 - その他の配当不能準備金

当社は、ルクセンブルグの資産税（富裕税）法第8 a 項に従い、その資産税（富裕税）債務を減少させた。当社は、資産税の減少金額の5倍に相当する金額を分配不能の準備金に割り当てた。この準備金は、割当て後5年間分配することができない。当社は、F I L ホールディングス（ルクセンブルグ）エス・エイと連結税務を形成しているため、資産税（富裕税）債務を減少させるこの選択を採用しない。

注11 - その他の引当金

その他の引当金は、スタッフ向けの奨励制度に関連している。

注12 - 買掛金

買掛金は、主に支払利息により構成される。比較対象期間からの減少は、期末に保留中の請求書の減価を反映している。

注13 - 税務当局

当社は、ルクセンブルグにおいて適用される税法に服する。ルクセンブルグの税務当局は、法人税および資産税（富裕税）に関する2015年までの年度に関する査定を発行している。

注14 - 純売上高

純売上高は、フィデリティ・インターナショナルのルクセンブルグに所在する投資信託の監督、管理事務および管理運用に関連する報酬から構成されている。すべての売上高は、ルクセンブルグにおいて遂行された活動に由来する。

注15 - その他の外部費用

その他の外部費用には、以下が含まれる。

	2021年12月31日に終了 した12か月間	2020年12月31日に終了 した6か月間
	ユーロ	ユーロ
投資助言報酬	3,566,820	1,493,106
販売報酬	2,907,721	1,480,716
専門家報酬	2,436,575	737,440
所在地事務報酬および管理事務報酬	4,359,737	1,638,397
ファンド経費	969,170	220,948
その他	651,202	213,039
	14,891,225	5,783,646

「その他」は、主として事務経費（2020年：回収不能な付加価値税の償却）により構成されている。

注16 - 従業員および監督部門に関する詳細

16.1 スタッフ

当社は、2021年12月31日に終了する12か月間に平均53名の正社員を雇用しており、以下のとおりカテゴリー毎に分類される。

	2021年12月31日に終了 した12か月間	2020年12月31日に終了 した6か月間
管理職	-	-
従業員	53	55
	53	55

当社の管理職は、F I L リミテッド・グループに属するその他の会社によって雇用されており、関連費用は当社に対して請求され、注記15「その他の外部費用」中において「所在地事務報酬および管理事務報酬」として開示されている。

16.2 経営陣および監督部門のメンバーに付与される報酬ならびに元メンバーの退職年金に関する契約債務

2021年12月31日に終了した年度において、65,248ユーロ（2020年12月31日に終了した6か月間：8,805ユーロ）が非業務執行取締役を支払われた。当社が直接支払を行ったか、または当社に請求書が送付されたか（その他の外部費用として開示されている。）にかかわらず、日々の運営責任に関して支払われた給料以外に、当社またはF I L リミテッド・グループのその他の会社によって雇用された経営陣または監督メンバーに付与された報酬はない。当社にはまた、2020年および2021年12月31日現在、かかる部門の元メンバーの退職年金に関する契約債務はない。

16.3 経営陣および監督部門のメンバーに付与される前払金およびローン

2020年12月31日に終了した6か月間および2021年12月30日に終了した年度中において、かかるメンバーに付与された前払金およびローンはない。

注17 - 収益税

当社は、2015年7月1日より効力を発生した連結税務制度に基づき、F I L ホールディングス（ルクセンブルグ）エス・エイと連結税務を形成した。これにより、各社の所得税債務は連結される予定である。その結果、2021年12月31日に終了した年度の3,644,342ユーロ（2020年12月31日に終了した6か月間：1,806,090ユーロ）の負債は、「1年以内に期限の到来する関連会社からの未収金」に含まれる。

注18 - 後発事象

当社の直接の親会社であるF I L ホールディングス（ルクセンブルグ）エス・エイは、F I L リミテッド・グループの姉妹会社の株式取得を促進するため、2022年4月12日付で22.0百万ユーロの資本を当社に注入した。当該の資本注入は、株式の発行なしに行われた。

当社は、2022年4月13日に、当社の最終持株会社であるF I L リミテッドから、F I L ファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッド（以下「F F M I L」という。）の株式の100%を、当初購入価格24.3百万ユーロで取得した。F F M I L の資産、負債および活動は、その後、当社に吸収され、2022年6月1日に、クロスボーダーの簡易合併により、新規のアイルランド支店に移管された。

[次へ](#)

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

Balance sheet as at 31 December 2021

	Note(s)	31 December 2021 EUR	31 December 2020 ⁽¹⁾ EUR
ASSETS			
Current assets			
Debtors	2.2		
Trade debtors			
- becoming due and payable within one year	3	6,244,923	6,599,548
Amounts owed by affiliated undertakings			
- becoming due and payable within one year	2.3, 4	10,125,517	3,602,359
Other debtors			
- becoming due and payable within one year		614	170,624
Investments			
Other investments	2.4, 5	18,070,951	18,980,279
Cash at bank and in hand		128,058	1,977,243
		<u>34,570,063</u>	<u>31,330,053</u>
Prepayments	2.5	-	2,537
Total Assets		34,570,063	31,332,590

(1) The company changed its financial period end from 30 June to 31 December. For additional information, refer to Note 1.
The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

Balance sheet as at 31 December 2021

	Note(s)	31 December 2021 EUR	31 December 2020 ⁽¹⁾ EUR
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
Capital and reserves			
Subscribed capital	6	500,000	500,000
Share premium account	7	4,000,000	4,000,000
Reserves			
Legal reserve	8, 9	50,000	50,000
Other reserves	9		
- other non-available reserves	10	237,200	237,200
Profit brought forward	9	11,636,906	11,105,884
Profit for the period / financial year		9,741,708	5,281,022
		<u>26,165,814</u>	<u>21,174,106</u>
Provisions			
Other provisions	11	990,095	1,241,072
Creditors			
Trade creditors			
- becoming due and payable within one year	12	1,337,147	2,417,985
Amounts owed to affiliated undertakings			
- becoming due and payable within one year	2.3, 4	5,587,789	6,349,290
Other creditors			
Tax authorities	13	141,227	-
Social security authorities		347,991	150,137
		<u>7,414,154</u>	<u>8,917,412</u>
Total Capital, Reserves and Liabilities			
		<u>34,570,063</u>	<u>31,332,590</u>

(1) The company changed its financial period end from 30 June to 31 December. For additional information, refer to Note 1.

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

Profit and loss account for the year ended 31 December 2021

		12 months ended 31 December 2021	6 months ended 31 December 2020 ⁽¹⁾
	Note(s)	EUR	EUR
Net turnover	2.8, 14	34,813,044	15,447,296
Other external expenses	15	(14,891,225)	(5,783,646)
Staff costs	16		
- Wages and salaries		(5,007,980)	(2,179,765)
- Social security costs			
i. relating to pensions		(203,764)	(101,901)
ii. other social security costs		(769,771)	(362,842)
- Other staff costs		(78,658)	(33,827)
		<u>(6,060,173)</u>	<u>(2,678,335)</u>
Other interest receivable and similar income			
- Other interest and similar income		-	307,056
Interest payable and similar expenses			
- Other interest and similar expenses		(344,592)	(57,449)
Tax on profit	17	(3,644,342)	(1,806,090)
Profit after taxation		9,872,712	5,428,832
Other taxes not shown under previous items		(131,004)	(147,810)
Profit for the financial year		<u>9,741,708</u>	<u>5,281,022</u>

(1) The company changed its financial period end from 30 June to 31 December. For additional information, refer to Note 1.
The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the annual accounts as at 31 December 2021

Note 1 - General information

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. (the “ Company ”) was incorporated on 14 August 2002 as a Société Anonyme under the laws of Luxembourg for an unlimited period with its registered office established in Luxembourg city.

The Company changed its financial year end from 30 June to 31 December with 31 December 2020 annual accounts being the first presented to the new period end date. Accordingly, these annual accounts for the year ended 31 December 2021 are presented with comparatives for the 6 months ended 31 December 2020.

The original purpose of the Company was the creation, administration and management of a mutual investment fund known as Fidelity World Funds FCP and the issue of certificates or statements of confirmation evidencing undivided co-proprietorship interests therein. The Board of Directors has since then approved the launch of further FCPs, and consequently the Company also managed the Fidelity Nikko Global Selection FCP (launched 13 December 2002) during the year.

On 22 June 2011 an Extraordinary Meeting of the Company's shareholders approved amendments to the Company's Articles of Association with effect from 1 July 2011. The principal change was to amend the purpose of the Company to “ management within the meaning of Article 101(2) of the Law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment (the “ 2010 Law ”), including but not limited to the creation, administration, management, and marketing of undertakings for collective investment ” . This change permitted the Company to become the UCITS IV management company for the Fidelity Active Strategy SICAV on 1 July 2011 and for the Fidelity Funds SICAV on 1 June 2012.

Following the Company's approval under the Alternative Investment Fund Managers (“ AIFM ”) Directive on 22 July 2014, FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. took responsibility for the management of the Fidelity International Real Estate Fund with effect from 22 July 2014. On 1 October 2016 the Fidelity International Real Estate Fund - UK Real Estate Fund was contributed into the Fidelity UK Real Estate Fund, at which point responsibility as AIFM for that fund passed to FIL Investment Services (UK) Limited. The Company remains the management company for the Eurozone Real Estate Funds.

The Company has since 1 October 2018 been part of a VAT group with its immediate parent, FIL Holdings (Luxembourg) S.A., and FIL (Luxembourg) S.A..

The Company is included in the consolidated accounts of FIL Limited forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as an indirect subsidiary undertaking. The registered office of that company is located at Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke, Hamilton, HM 19, Bermuda.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of FIL Holdings (Luxembourg) S.A. forming the smallest body of undertakings of which the Company forms part as a direct subsidiary undertaking. The registered office of that company is located at 2a, rue Albert Borschette, L-1246 Luxembourg, where its consolidated accounts are available.

Note 2 - Summary of significant accounting policies

The annual accounts have been prepared on a going concern basis and in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements under the historical cost convention. Accounting policies and valuation are, besides the ones laid down by the Law of 19 December 2002 as amended, determined and applied by the Board of Directors.

The preparation of annual accounts requires the use of certain accounting estimates, and requires management to apply judgement in applying the accounting policies. Changes in assumptions may have a significant impact on the annual accounts in the period in which the change is made. Management believes that the assumptions are appropriate and that the annual accounts therefore present the financial position and results fairly.

Management makes estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities in the next financial year. These estimates and assumptions are continually evaluated and are based on historical experience and other factors, including expectations of future events which are believed to be reasonable under the circumstances.

The principal accounting policies of the Company are summarised below.

2.1 Foreign currency translation

The functional and reporting currency of the Company is the Euro (“ EUR ”). Transactions denominated in foreign currencies are initially recorded at the rates of exchange prevailing at the dates of the transactions.

Monetary assets except liabilities denominated in foreign currencies are retranslated at the rates prevailing on the balance sheet date and unrealised losses arising on exchange are included in the net profit or loss for the year. Exchange gains are recorded in the profit and loss account on realisation.

2.2 Debtors

Debtors are valued at their nominal value, subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 Amounts owed by / to affiliated undertakings

The amounts on the balance sheet are shown net by counterparty to the extent that they are settled net under FIL Limited group policy.

2.4 Other investments

Other investments are valued at the lower of purchase price, including expenses incidental thereto, and market value expressed in the currency in which the annual accounts are prepared. A value adjustment is recorded where the market value is lower than the purchase price. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

The market value corresponds to the latest available quote on the valuation day for transferable securities listed on a stock exchange or traded on another regulated market.

2.5 Prepayments

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.6 Provisions

Provisions for liabilities and charges are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

2.7 Creditors

Creditors are recorded at their reimbursement value. When the amount repayable on account is greater than the amount received, the difference is shown as an asset and is written off over the period of the debt based on a linear method.

2.8 Net turnover

Net turnover consists of amounts derived from the oversight, management and administration of Fidelity's Luxembourg domiciled funds, after deductions of rebates, value added tax and other taxes directly linked to the turnover.

2.9 Comparative figures

Comparative figures for the company disclosed under the balance sheet headings “other receivable”, “tax debt” and “amount owed to affiliated undertakings” have been reclassified to ensure comparability with the figures for the year ended 2021.

Note 3 - Trade debtors

Trade debtors consist principally of amounts due from the funds managed by the Company.

Note 4 - Amounts owed by / to affiliated undertakings

Amounts owed by affiliated undertakings consists mainly of amounts due from FIL Limited relating to the administration, management and oversight of investment funds.

Amounts owed to affiliated undertakings consists mainly of amounts due to FIL Holdings (Luxembourg) S.A., the Company's immediate parent, relating to the tax unity described in Note 17 and VAT Group.

Note 5 - Other investments

The Company has taken the opportunity to invest part of its cash balances in a Fidelity Institutional Liquidity Fund PLC - Euro Class A Accumulating Shares fund and a Morgan Stanley Liquidity Fund PLC - Euro Liquidity Fund Institutional Accumulation Shares fund on a renewable basis.

Note 6 - Subscribed capital

The authorised and issued share capital of the Company amounts to €500,000 divided into 500 ordinary shares of €1,000 each, fully paid up:

	Number	EUR
As at 31 December 2020 and 31 December 2021	500	500,000

Note 7 - Share premium account

The Company's share premium account is as follows:

	EUR
As at 31 December 2020 and 31 December 2021	4,000,000

Note 8 - Legal reserve

In accordance with Luxembourg company law, the Company is required to transfer a minimum of 5% of its net profit for each financial year to a legal reserve which is not available for distribution to the shareholders. This requirement ceases to be necessary once the balance on the legal reserve reaches 10% of the subscribed capital.

Note 9 - Movements for the year on reserves and profit and loss items

The movements for the 6 months ended 31 December 2021 were as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward	Profit for the period
	EUR	EUR	EUR	EUR
As at 31 December 2020	50,000	237,200	11,105,884	5,281,022
Movements for the period:				
- Allocation of previous year's profit	-	-	5,281,022	(5,281,022)
- Other movements: net wealth tax	-	-	-	-
- Other movements: dividend	-	-	(4,750,000)	-
- Profit for the year	-	-	-	9,741,708
As at 31 December 2021	50,000	237,200	11,636,906	9,741,708

The allocation of net profit was approved at the Annual General Meeting held on 30 June 2021.

The Company paid a dividend of €4.8m to FIL Holdings (Luxembourg) S.A. in September 2021.

Note 10 - Other non-available reserves

The Company has reduced its Net Wealth Tax liability in accordance with Paragraph 8a of the Luxembourg Net Wealth Tax law. The Company allocated under non-distributable reserves an amount corresponding to five times the amount of the reduction of Net Wealth Tax. This reserve is unavailable for distribution for five years after its allocation. This option of reducing the Net Wealth Tax liability is not available while the Company is part of a Tax Unity with FIL Holdings (Luxembourg) S.A..

Note 11 - Other provisions

Other provisions relates principally to staff incentive schemes.

Note 12 - Trade creditors

Trade creditors consists principally of rebates payable. The decrease from the comparative period reflects a lower value of invoices pending at the period end.

Note 13 - Tax authorities

The Company is subject to tax law applicable in Luxembourg. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2015 for corporate taxes and Net Wealth Tax.

Note 14 - Net turnover

Net turnover consists of fees relating to the oversight, administration and management of Fidelity International's Luxembourg domiciled funds. All turnover is derived from activities performed in Luxembourg.

Note 15 - Other external expenses

Other external expenses include:

	12 months ended 31 December 2021 EUR	6 months ended 31 December 2020 EUR
Sub-advisory	3,566,820	1,493,106
Distribution fees	2,907,721	1,480,716
Professional fees	2,436,575	737,440
Domiciliation and administration fees	4,359,737	1,638,397
Fund expenses	969,170	220,948
Other	651,202	213,039
	14,891,225	5,783,646

Other is composed mainly of office expenses (2020: irrecoverable VAT written off).

Note 16 - Details related to employees and to supervisory bodies

16.1 Staff

The Company employed an average of 53 full time persons during the 12 months ended 31 December 2021 broken down by category as follows:

	12 months ended 31 December 2021	6 months ended 31 December 2020
Managers	-	-
Employees	53	55
	53	55

The Company's managers are employed by other companies in the FIL Limited group and relevant costs charged to the Company and disclosed in Note 15 in Other external expenses under the heading "Domiciliation and administration fees".

16.2 Emoluments granted to the members of the management and supervisory bodies and commitments
in respect of retirement pensions for former members of those bodies

During the year ended 31 December 2021 €65,248 has been paid to non-executive directors (6 months ended 31 December 2020: €8,805). No remuneration has been granted to management or supervisory members employed by the Company or by other FIL Limited group companies other than salaries paid for their day to day operational responsibilities, whether directly by the Company or invoiced to the Company (disclosed under Other external expenses). The Company also has no commitment in respect of retirement pensions for former members of those bodies as at 31 December 2021 and 2020.

16.3 Advances and loans granted to the members of the management and supervisory bodies

During the year ended 30 December 2021 and 6 months ended 31 December 2020, no advances and loans have been granted to those members.

Note 17 - Tax on profit

The Company has entered into a tax unity with FIL Holdings (Luxembourg) S.A. under the tax unity regime with effect from 1 July 2015, under which both companies will consolidate their respective income tax liabilities. As a result, the current year liability of €3,644,342 for the year ended 31 December 2021 (6 months ended 31 December 2020: €1,806,090) is included in “ Amounts owed to affiliated undertakings becoming due and payable within one year ” .

Note 18 - Subsequent events

The Company's immediate parent FIL Holdings (Luxembourg) S.A. injected €22.0m capital into the Company on 12 April 2022 in order to facilitate the acquisition of shares in a sister FIL Limited group company. The capital injection was made without issue of shares.

The Company acquired 100% of the share capital of FIL Funds Management (Ireland) Limited (“ FFMIL ”) from FIL Limited, the Company's ultimate holding company, on 13 April 2022 for an initial purchase price of €24.3m. The assets, liabilities and activities of FFMIL were subsequently absorbed by the Company and transferred to a new Irish branch under a simplified cross border merger on 1 June 2022.

[次へ](#)

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2022年11月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 143.58円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ

貸借対照表

2022年 6 月30日現在

	2022年 6 月30日		2021年 6 月30日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産				
流動資産				
債権				
- 1 年以内に期限の到来する売上債権	8,908,081	1,279,022	9,112,815	1,308,418
- 1 年以内に期限の到来する関連会社からの未収金	6,199,552	890,132	3,017,969	433,320
- 1 年以内に期限の到来するその他の未収金	1,703	245	174,565	25,064
投資証券等				
その他の投資証券等	35,741,506	5,131,765	18,727,629	2,688,913
銀行預金および手許金	23,421,015	3,362,789	2,102,074	301,816
	74,271,857	10,663,953	33,135,052	4,757,531
前払費用	129,493	18,593	17,500	2,513
資産合計	74,401,350	10,682,546	33,152,552	4,760,043
資本、準備金および負債				
資本および準備金				
払込資本	500,000	71,790	500,000	71,790
資本剰余金勘定	26,000,000	3,733,080	4,000,000	574,320
準備金				
- 法定準備金	50,000	7,179	50,000	7,179
- その他の準備金				
- その他の配当不能準備金	237,200	34,057	237,200	34,057
繰越利益	23,194,538	3,330,272	16,386,906	2,352,832
当期利益	5,406,770	776,304	5,376,520	771,961
	55,388,508	7,952,682	26,550,626	3,812,139
引当金				
その他の引当金	854,418	122,677	959,151	137,715
買掛金				
- 1 年以内に支払期限の到来する買掛金	6,868,577	986,190	1,535,177	220,421
- 1 年以内に支払期限の到来する 関連会社に対する未払金	10,354,334	1,486,675	2,718,996	390,393
その他の買掛金				
- 税務当局	832,750	119,566	1,272,435	182,696
- 社会保障当局	102,763	14,755	116,167	16,679
	18,158,424	2,607,187	5,642,775	810,190
資本、準備金および負債合計	74,401,350	10,682,546	33,152,552	4,760,043

F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ

損益計算書

2022年 6 月30日に終了した 6 か月間

	2022年 6 月30日に終了した 6 か月間		2021年 6 月30日に終了した 6 か月間	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
純売上高	57,859,198	8,307,424	16,903,145	2,426,954
その他の外部費用	(47,722,506)	(6,851,997)	(6,602,247)	(947,951)
人件費				
- 賃金 ・ 給料	(2,377,707)	(341,391)	(2,432,458)	(349,252)
- 社会保障費				
. 年金関連	(37,604)	(5,399)	(51,138)	(7,342)
. その他の社会保障費	(293,347)	(42,119)	(336,263)	(48,281)
- その他の人件費	(45,962)	(6,599)	(38,107)	(5,471)
	(2,754,620)	(395,508)	(2,857,966)	(410,347)
その他の受取利息および類似する収益				
- その他の利息および類似する収益	204,524	29,366	-	-
支払利息および類似する費用				
- その他の利息および類似する費用	(288,799)	(41,466)	(77,836)	(11,176)
	(288,799)	(41,466)	(77,836)	(11,176)
収益税	(1,891,027)	(271,514)	(1,988,576)	(285,520)
税引後利益	5,406,770	776,304	5,376,520	771,961
当期利益	5,406,770	776,304	5,376,520	771,961

6 【その他】

2022年10月31日提出済みの有価証券報告書（みなし有価証券届出書）の記載事項の一部について、内容の更新等を行います。

（注）_____の部分は訂正部分を示します。

証券情報

（１）ファンドの名称

< 訂正前 >

日興 フィデリティ・グローバル・セレクション - インド・アドバンテージ・ファンド

(Fidelity Nikko Global Selection - India Advantage Fund)

（注）日興 フィデリティ・グローバル・セレクション - インド・アドバンテージ・ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドである日興 フィデリティ・グローバル・セレクション（以下「ファンド」といい、また「FNGS」ということがある。）のサブ・ファンドである。2022年10月末日現在、ファンドは、2つのサブ・ファンドにより構成されている。サブ・ファンドの受益者は、約款の定めに従い他のサブ・ファンドに転換（スイッチング）することができる。

< 訂正後 >

日興 フィデリティ・グローバル・セレクション - インド・アドバンテージ・ファンド

(Fidelity Nikko Global Selection - India Advantage Fund)

（注）日興 フィデリティ・グローバル・セレクション - インド・アドバンテージ・ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドである日興 フィデリティ・グローバル・セレクション（以下「ファンド」といい、また「FNGS」ということがある。）のサブ・ファンドである。2023年1月末日現在、ファンドは、2つのサブ・ファンドにより構成されている。サブ・ファンドの受益者は、約款の定めに従い他のサブ・ファンドに転換（スイッチング）することができる。

（５）申込手数料

< 訂正前 >

（前略）

クラスB 受益証券

クラスB 受益証券について、申込時に手数料は課せられないが、日本国内における申込みについては、購入後の経過年数により買戻時に以下の条件付後払申込手数料（以下「CDSC」または「換金手数料」ということがある。）が課せられる（CDSCについては、後記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（１）申込手数料」を参照のこと。）。ただし、総販売会社（下記に定義される。）から日本における販売取扱会社に対して4.00%の手数料が支払われる。なお、2022年9月末日現在、条件付後払申込手数料に対して日本の消費税および地方消費税は課せられない。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

クラスB 受益証券

クラスB 受益証券について、申込時に手数料は課せられないが、日本国内における申込みについては、購入後の経過年数により買戻時に以下の条件付後払申込手数料（以下「CDSC」または「換金手数料」ということがある。）が課せられる（CDSCについては、後記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（１）申込手数料」を参照のこと。）。ただし、総販売会社（下記に定義される。）から日本における販売取扱会社に対して4.00%の手数料が

支払われる。なお、2022年12月末日現在、条件付後払申込手数料に対して日本の消費税および地方消費税は課せられない。

(後略)

有価証券報告書

第一部 ファンド情報

第 1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

a . ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

< 訂正前 >

日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション - インド ・ アドバンテージ ・ ファンド (Fidelity Nikko Global Selection - India Advantage Fund) (以下「サブ ・ ファンド」という。) は、アンブレラ ・ ファンドである日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション (以下「ファンド」という。) のサブ ・ ファンドである。2022年10月末日現在、ファンドは、2つのサブ ・ ファンドにより構成されている。

(後略)

< 訂正後 >

日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション - インド ・ アドバンテージ ・ ファンド (Fidelity Nikko Global Selection - India Advantage Fund) (以下「サブ ・ ファンド」という。) は、アンブレラ ・ ファンドである日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション (以下「ファンド」という。) のサブ ・ ファンドである。2023年 1 月末日現在、ファンドは、2つのサブ ・ ファンドにより構成されている。

(後略)

(3) ファンドの仕組み

c . 管理会社の概要

(二) 資本金の額

< 訂正前 >

2022年 8 月末日現在の発行済株式資本金は、50万ユーロ (約6,952万円) で、2022年 8 月末日現在全額払込済である。なお、1 株1,000ユーロ (139,030円) の額面で記名株式500株を発行済である。

(注) ユーロの円貨換算は、便宜上、2022年 8 月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1ユーロ = 139.03円) による。以下、別段の表示がない限り、ユーロの円貨表示はすべてこれによる。

<訂正後>

2022年11月末日現在の発行済株式資本金は、50万ユーロ（約7,179万円）で、2022年11月末日現在全額払込済である。なお、1株1,000ユーロ（143,580円）の額面で記名株式500株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2022年11月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝143.58円）による。以下、別段の表示がない限り、ユーロの円貨表示はすべてこれによる。

2 投資方針

（１）投資方針

<訂正前>

管理会社は、2010年法のパート に基づき登録された、変動資本を有する会社型投資信託フィデリティ・ファンズの対応するファンドのクラスA投資証券の購入に、受益証券の売却手取金を使用する。

管理会社は、取引通貨がその受益証券の主要取引通貨であるフィデリティ・ファンズの対応するサブ・ファンドのクラスA投資証券に、受益証券の買付手取金を投資する。

フィデリティ・ファンズのサブ・ファンドが関連する受益証券の主要取引通貨と異なる取引通貨建のクラス投資証券を有する場合、またはサブ・ファンドが複数の主要取引通貨の受益証券のクラスを有する場合、管理会社がその裁量により適切とみなすフィデリティ・ファンズのサブ・ファンドのクラス投資証券に投資が行われる。

受益証券が関連するクラス投資証券の取引通貨以外の通貨で決済される場合、フィデリティ・ファンズの目論見書に記載されている通りに外国為替取引費用が課される。

ファンドは、受益者に広範な投資機会を提供すると共に、ファンドへの出資を通して各地域の市場または各種産業もしくは分野の株式の選択、または各種通貨建の債券について短期および長期にわたる投資についての選択を提供することを投資目的とする。

<訂正後>

サブ・ファンドは、フィデリティ・ファンズ - インディア・フォーカス・ファンドに投資を行う。フィデリティ・ファンズ - インディア・フォーカス・ファンドの投資方針は、後記「別紙フィデリティ・ファンズ - インディア・フォーカス・ファンド 1．投資目的および投資方針」を参照のこと。

（２）投資対象

<訂正前>

サブ・ファンドは、フィデリティ・ファンズ - インディア・フォーカス・ファンドに投資する。
付随的に流動資産を保有することが適切と思われる場合、サブ・ファンドは、当該資産を、一時的に、満期までの残存期間が12か月未満の高格付の発行体により発行もしくは保証される短期金融商品または現金勘定もしくは預金勘定で維持することができる。

管理会社の取締役会は、サブ・ファンドの管理運用に関して最終的な責任を負っており、即ちサブ・ファンドの投資方針について責任を負っている。管理会社の取締役会は、常時各サブ・ファンドの投資方針の改訂を決定することがあり、かかる改訂には規制当局の承認が条件であり、影響を受けるサブ・ファンドの受益者に対して事前に通知が送付される。かかる場合、英文目論見書はその改訂に従って更新される。

サブ・ファンドは、デリバティブ取引を行わない。

マスター・ファンドの概要は、以下のとおりである。なお、マスター・ファンドの詳細については、後記「別紙」を参照のこと。

名称	フィデリティ・ファンズ - インディア・フォーカス・ファンド
運用の基本方針	主としてインドで上場されているインドの会社の株式およびその活動の大半がインドで行われているインド以外の会社の有価証券への投資を通じて、ファンドの資産の長期的な成長を目指す。インドは、新興市場であるとみなされている。 マスター・ファンドの純資産の50%以上が、サステイナブル投資としての特色を維持しているとみなされる有価証券に投資される。マスター・ファンドは、広範囲にわたる環境的および社会的な活動の特色を継続して考慮する。環境的な特色としては、気候変動の緩和および適応、水・廃棄物管理、生物多様性が含まれるがこれらに限定されない。一方、社会的な特色としては、製品供給、サプライチェーン、安全衛生および人権が含まれるがこれらに限定されない。環境的および社会的な活動の特色は、フィデリティのファンダメンタルズ・アナリストによって分析され、フィデリティ・サステナビリティ・レーティングを通じて評価される。 マスター・ファンドは、アクティブに運用されている。投資運用会社は、リスク・モニタリングを目的として、MSCI India Capped 8% Index（以下「参考指標」という。）を指標とするが、これは参考指標の構成銘柄が、マスター・ファンドが投資を行う企業の種類を代表しているためである。マスター・ファンドのパフォーマンスは、参考指標に対応させて評価することができる。 投資運用会社は、参考指標について広範な裁量権を有する。マスター・ファンドは、参考指標の構成要素である資産を保有するが、他方で同社は投資機会を活用するため、参考指標には含まれず、かつ、参考指標とは加重平均の異なる企業、国またはセクターに投資を行うことがある。マスター・ファンドのパフォーマンスは、長期的には参考指標と相違するが、短期的には市況に応じて参考指標に近接することがある。 投資主は、参考指標が、環境的および社会的な配慮を統合した指標ではないという事実に着目している。そのため、マスター・ファンドは、前述のとおりフィデリティのサステイナブル投資の枠組みに則して環境的および社会的な活動の特色を推進している。 マスター・ファンドは、S F D R（下記に定義される。）第8条の開示要件の対象である。
主要な投資対象	インドで上場されているインドの会社の株式およびその活動の大半がインドで行われているインド以外の会社の有価証券。インドは、新興市場であるとみなされている。
投資運用会社名	F I L ファンド・マネジメント・リミテッド

企業内容の調査・分析にあたって、世界主要拠点のアナリストが独自に作成した企業調査情報を株式や債券の運用に活かしている。

（後略）

<訂正後>

サブ・ファンドは、フィデリティ・ファンズ - インディア・フォーカス・ファンドに投資を行う。フィデリティ・ファンズ - インディア・フォーカス・ファンドの投資対象は、後記「別紙

フィデリティ・ファンズ - インディア・フォーカス・ファンド 1. 投資目的および投資方針」を参照のこと。

付随的に流動資産を保有することが適切と思われる場合、サブ・ファンドは、当該資産を、一時的に、満期までの残存期間が12か月未満の高格付の発行体により発行もしくは保証される短期金融商品または現金勘定もしくは預金勘定で維持することができる。

サブ・ファンドは、デリバティブ取引を行わない。

企業内容の調査・分析にあたって、世界主要拠点のアナリストが独自に作成した企業調査情報を株式や債券の運用に活かしている。

（後略）

（４）分配方針

<訂正前>

フィデリティ・ファンズの取締役会は、分配を行う各クラス投資証券のそれぞれの年間のインカム（純収益）の実質的にすべてについて配当を推奨する予定である。配当は、通常、フィデリティ・ファンズのすべてのファンドについて8月の最初の営業日に宣言される。一定のファンドでは他の期日にも宣言されるものもある。配当金は、通常、配当宣言後5営業日以内またはそれ以降実務上可能な限り早くに支払われる。

（注）「営業日」とは、ルクセンブルグにおける銀行営業日をいう。

フィデリティ・ファンズのファンドには、利益を累積させ、当該年度の純利益または総収益から定期的な配当を支払い、または随時資本から支払を行うクラス投資証券がある。資本から分配金の支払を行いうるクラス投資証券においては、当該投資証券の保有者のキャピタル・ゲインを減じるリスクがある。かかる資本からの支払は、それが合理的である限り、1口当たりの安定した配当金支払の維持を追求するためにのみ行われるが、1口当たりの支払は確定的なものではなく、経済およびその他の状況、ならびに資本に対し長期的なプラスまたはマイナスの影響を与えることなく月次の安定配当を維持しうる能力を当該ファンドが有するか否かにより変動する。フィデリティ・ファンズのファンドは、全投資主の利益のために、記載された投資目的にしたがって運用され、特定のクラス投資証券の安定的な1口当たり支払を維持するために運用されるものではない。

支払われる配当は、当該クラス投資証券に帰属すべき資本を含むことがある。当該投資証券に帰属すべき純利益が宣言された配当金の金額を超過する場合には、当該超過額は、当該投資証券の関連する純資産価額に反映される。他方、配当金の金額が純投資収益および純キャピタル・ゲインの合計金額を超える場合もある。したがって、配当水準は、必ずしも当該フィデリティ・ファンズのファンドのトータル・リターンを示唆するものではない。フィデリティ・ファンズのファンドのトータル・リターンを評価するためには、純資産価額（配当金を含む。）および配当金の双方を考慮する必要がある。

投資総収益の配当の場合には、該当クラス投資証券の資産から手数料が控除される。これにより、インカム収益は増加するが、元本の成長は抑制されることがある。

管理会社は、フィデリティ・ファンズから配当金が支払われた場合には、その配当受領額を、ファンドの受益者に対して分配金として支払う。

分配金は、通常、10営業日以内またはそれ以降実務上可能な限り早くに支払われる。

分配の結果、ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された最低限の1,250,000ユーロを下回ることとなる場合には、分配を行うことができない。

5年以内に請求されなかった分配金について、その受領権は消滅し、かかる分配金はサブ・ファンドに帰属する。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

（後略）

<訂正後>

フィデリティ・ファンズの取締役会は、分配を行う各クラス投資証券のそれぞれの年間のインカム（純収益）の実質的にすべてについて配当を推奨する予定である。配当は、通常、フィデリティ・ファンズのすべてのファンドについて8月の最初の営業日に宣言される。一定のファンドでは他の期日にも宣言されるものもある。配当金は、通常、配当宣言後5営業日以内またはそれ以降実務上可能な限り早くに支払われる。

（注）「営業日」とは、ルクセンブルグにおける銀行営業日をいう。

管理会社は、フィデリティ・ファンズから配当金が支払われた場合には、その配当受領額を、ファンドの受益者に対して分配金として支払う。分配金は、通常、10営業日以内またはそれ以降実務上可能な限り早くに支払われる。5年以内に請求されなかった分配金について、その受領権は消滅し、かかる分配金はサブ・ファンドに帰属する。

分配の結果、ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された最低限の1,250,000ユーロを下回ることとなる場合には、分配を行うことができない。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

（後略）

3 投資リスク

a. リスク要因

<訂正前>

サブ・ファンドは、マスター・ファンドを通じて有価証券等に投資を行うため、サブ・ファンドへの投資には、マスター・ファンドへの投資に付随するリスクも伴う。これらのリスクにより、投資元本を割り込むことがある。サブ・ファンドに生じた損益は受益者に帰属し、サブ・ファンドの元本が保証されているものではない。

（イ）フィデリティ・ファンズのファンドに適用される一般的リスク

以下のリスク要因は、フィデリティ・ファンズの投資証券への投資に伴うリスクを完全に説明することを意図するものではない。投資を考える者は、投資決定を行う前に、本書の全体を読み、自身の法律、税務および財務専門家に相談すべきである。

資本および収益のリスク

フィデリティ・ファンズのファンドの資産は、価格の変動ならびに以下に記載されるリスクを含めた証券およびその他の金融商品に対する投資に付随するその他のリスクにさらされる。投資対象の価格およびそれらから得られる収益は、上がる可能性もあれば下がる可能性もある。したがって、同ファンドへの投資には損失が伴うことがあり、投資者は当初投資した額を取り戻せないことがある。過去の運用実績は、将来における運用業績を保証するものではない。

外国為替リスク

フィデリティ・ファンズのファンドの一部またはすべての資産は、フィデリティ・ファンズのファンドの基準通貨以外の通貨建てであることがある。クラス投資証券もまた、フィデリティ・ファンズのファンドの基準通貨以外の通貨建てであることがある。これらの通貨および基準通貨に係る為替レートの変動ならびに為替管理の動向が、フィデリティ・ファンズのファンドの純資産価額に悪影響を及ぼすことがある。フィデリティ・ファンズのファンドは、為替契約を使ってこれらのリスクをヘッジするか、またはヘッジしないことがあり、付随するリスクは下記「デリバティブ/取引相手方に関連するリスク」の項目で説明されている。

フィデリティ・ファンズのファンドが通貨制限（すなわち、政府が取引可能通貨額に制限を課すこと）を課されている通貨建ての資産に投資を行う場合、取引量の低下および価格決定の不確実性を理由に、ボラティリティが高まることがある。更に、これらのリスクをヘッジする能力は、先渡または先物等のデリバティブ商品が制限されるか、過度に高値となるか、入手不可能となることで、制限されることがある。

現金および現金同等物のリスク

フィデリティ・ファンズのファンドは、現金または現金同等物（マネー・マーケット・ファンドまたは短期金融商品）を保有することができる。フィデリティ・ファンズのファンドが当該資産クラスをその資産配分には含めない場合、当該ファンドが重点を置く市場の動向に本格的に参画することができないことがある。

流動性リスク

通常の市況においてフィデリティ・ファンズの資産は、主に容易に売却することができる換金可能な投資対象から構成される。フィデリティ・ファンズのファンドの主な債務は、投資者が売却を希望するクラス投資証券の買戻しである。原則として、フィデリティ・ファンズはその債務を履行できるよう、現金を含む投資対象の運用を行う。かかる買戻しのための資金調達に必要な資金が不十分である場合、保有される投資対象を売却する必要がある。処分の規模がかなり大きい場合または市場の流動性が低い場合は、投資対象を売却できないか、またはかかる投資対象の売却価格がフィデリティ・ファンズのファンドの純資産価額に悪影響をもたらすリスクがある。

値付リスクおよび評価リスク

フィデリティ・ファンズの資産は、主に取引所またはこれと同様の検証可能な情報源から評価額を取得できる相場のある投資対象から構成される。ただし、フィデリティ・ファンズは、誤った値付のリスクを増加させる相場のない投資対象および／または非流動的な投資対象にも投資を行う。また、フィデリティ・ファンズは、ある市場が休日またはその他の理由で閉鎖しているときに純資産価額の計算を行う。このような場合およびこれに類似する場合、客観的に検証可能な時価の情報源を利用することはできず、投資運用会社は、関連する投資対象の公正価格を決定するプロセスを実行する。かかるプロセスは前提を用い、かつ、不確実性および主観を伴う。当該評価が公正でなかった場合、フィデリティ・ファンズの純資産価額の計算に影響が及ぶ。

取引相手方の信用リスクおよび決済リスク

すべての証券投資は、投資運用会社が、基準を満たした取引相手方として承認したブローカーを通じて取引される。承認されたブローカー一覧は、定期的に精査される。取引相手方が支払金額を支払わない可能性、または支払を適時に行わず、債務不履行に陥る可能性等、当該相手方がフィデリティ・ファンズのファンドに対して金融上またはその他の債務を履行しない場合、損失のリスクが生じる。決済が行われない場合には、フィデリティ・ファンズのファンドが被る損失額は原契約の価格と代替契約の価格の差額、または契約が代替されていない場合には、かかる契約が無効になった時点におけるその絶対的価額である。

法的リスクおよび税金リスク

ある法域においては、法令の解釈および実行ならびにかかる法令に基づく投資主権の行使に、高度の不確実性が伴うことがある。更に、かかる法域の会計基準および監査基準、報告実務および開示要件が、一般に世界で認められているものと異なる可能性もある。いくつかのフィデリティ・ファンズのファンドは源泉徴収税およびその他の税を課される可能性がある。税金に関する法令はいかなる国においても常に変更されており、かかる変更が遡及的効果をもつことがある。ある法域において、税務当局による税金に関する法令の解釈および適用性は先進国に比べて一貫性に欠け、かつ透明性の高いものではない上に、地域ごとに異なる可能性がある。

保管リスク

保管リスク

ファンドの取引を保持または決済する保管銀行、サブ・カストディアンまたはブローカーとの取引にはリスクが伴う。保管銀行、サブ・カストディアンまたはブローカーが支払不能または破産に陥った場合、ファンドの保管銀行、サブ・カストディアンもしくはブローカーまたは財団からの資産回収は遅延するか、妨げられる可能性があり、かかる資産について一般無担保債権を有するのみとなる可能性がある。保管銀行は、適用ある法律および保管契約に定められた特定の規定に従い、資産を保有する。これらの要件は、保管銀行が破産し支払不能となった場合に資産を保護することを目的としているが、実現できる保証はない。また、フィデリティ・ファンズは、新興市場を含め保管および／または決済システムならびに規則が十分に開発されていない市場に投資することがあるため、これらの市場で取引され、サブ・カストディアンの活用が必要である状況においてはサブ・

カストディアンに委託されたフィデリティ・ファンズの資産は、それを阻止するすべての合理的な努力にもかかわらず、保管銀行の合理的な管理の対象外の外部事象により、フィデリティ・ファンズの損失が発生し、保管銀行が責任を負わない状況におけるリスクにさらされることがある。

現金に関する信用リスク

フィデリティ・ファンズは、保管銀行またはサブ・カストディアンが現金を保有している場合、保管銀行もしくは保管銀行が使用するサブ・カストディアンの信用リスクにさらされる。信用リスクとは、ある法主体が、義務またはフィデリティ・ファンズとの間で締結したコミットメントを遂行することができないリスクである。保管銀行およびサブ・カストディアンが保有する現金は、実務上分離されないが、預金者としてのフィデリティ・ファンズに対する保管銀行またはサブ・カストディアンの債務となる。かかる現金は、保管銀行および／またはサブ・カストディアンのその他の顧客に帰属する現金と混合される。保管銀行またはサブ・カストディアンが支払不能に陥った場合、フィデリティ・ファンズは、フィデリティ・ファンズが保有する現金に関して、保管銀行またはサブ・カストディアンの一般無担保債権者とみなされる。フィデリティ・ファンズは、かかる債権を回収することが困難となり、かつ／または遅延することがあるか、完全にもしくは一切回収することができないことがあり、このような場合、関連するファンドは、その現金の一部またはすべてを失う。フィデリティ・ファンズは、現金保有高に係る信用エクスポージャーを緩和するため、新たな契約（一例として、金融市場集団投資スキームへの現金投入）を追加で締結することができるが、結果としてその他のリスクにさらされることがある。フィデリティ・ファンズの保管銀行に対するエクスポージャーを緩和することを目的として、管理会社は、保管銀行が定評のある機関であり、フィデリティ・ファンズが信用リスクを負うことを許容できることを確保するため、特定の手続を講じる。保管銀行に変更があった場合、国際信用格付機関によって高信用格付を付与された新たなカストディアンが規制監督当局の監督下の規制対象事業者となる。

証券集中保管機関

証券が証券集中保管機関または清算機関によって保有される場合、かかる事業者は、同証券を顧客のオムニバス口座に保有することがある。かかる事業者がデフォルトに陥り、同証券に修復し難いショートフォールが生じた場合、フィデリティ・ファンズは、このショートフォール分を、按分して配分する必要があることがある。証券は、保管銀行がそのサブ・カストディアンとして指定する義務を負わず、保管銀行が責任を負わない行為またはデフォルトについて、証券集中保管機関に預託されることがある。

クラス投資証券を横断する債務

資産および負債は、投資証券の各クラスに明確に帰属しているものの、フィデリティ・ファンズのファンドの投資証券クラス間には法的な分別はない。これは、投資証券のークラスの債務がその資産を超過した場合、当該クラスの債権者が、同一のファンドの別のクラスに帰属する資産を弁済の引当てとすることが制限なくできることを意味する。管理会社が、悪影響が波及するリスクを軽減するため適切な措置を講じているものの、特定の取引（一例として、通貨ヘッジ）が投資証券のある特定のクラスの利益のために締結され、その結果同じファンドのその他の投資証券クラスの負債が生じることがあることに投資主は留意する必要がある。

ヘッジクラス投資証券

投資運用会社が、先渡為替契約を通じて望まれない外国為替リスクを主要取引通貨にヘッジする一方で、投資者は、為替ヘッジプロセスが厳密な意味でヘッジになるとは限らないことに留意する必要がある。更に、ヘッジすることが為替エクスポージャーに係るすべての望まれないリスクを軽減する保証はない。ヘッジクラス投資証券の投資者は、主要取引通貨以外の通貨に対するエクスポージャーを有していることがあり、ヘッジプロセスに用いられる商品に付随するリスクにもさらされることがある。

取引の手続

投資者は、特定の状況において、投資証券を買い戻す権利が停止されるか、または買戻請求の処理が遅延することがある。

サイバー問題

フィデリティ・ファンズの業務提供者もしくは取引相手方、フィデリティ・ファンズが有する証券の発行体またはその他市場参加者に影響を及ぼすサイバー攻撃、障害または故障（以下、総称して「サイバー問題」という。）によって、フィデリティ・ファンズおよびその投資主は、財務上の損失が生じ、運用に損害を被ることを含め、悪影響を受けることがある。管理会社がサイバー問題に対応するためのシステムおよびプロセスを構築している一方で、フィデリティ・ファンズにおいて、その取引相手方のサイバーセキュリティ計画を取り締ることができないため、ファンド固有の限界がある。

外国口座税務コンプライアンス法（F A T C A）に付随するリスク

フィデリティ・ファンズは、外国口座税務コンプライアンス法（以下「F A T C A」という。）により課された法律および義務を十分に遵守し、米国との政府間協定（以下「I G A」という。）に基づく義務を履行することを企図している。ただし、フィデリティ・ファンズが十分にこれを達成し、米国源泉徴収税の対象となることを回避できるとの保証はない。ルクセンブルグの金融機関としてのフィデリティ・ファンズが、米国の内国歳入庁（以下「I R S」という。）により将来義務を履行することができないとみなされた場合、フィデリティ・ファンズは米国源泉徴収税の追加徴収の対象となり、これにより、米国を源泉とする特定の証券に係るインカム収益に重大な影響が及ぼされる可能性がある。また、投資主は、米国を源泉とする証券の元本額に米国源泉徴収税が課された一部のフィデリティ・ファンズのファンドに対して著しい損失を被ることがある。投資者は、F A T C A体制下におけるステータスを決定するため、フィデリティ・ファンズのファンドへ投資を行う決定を下す前に、自身の法律、税務および財務専門家に相談すべきである。

L I B O Rおよびその他のI B O Rの代替

ロンドン銀行間取引金利（L I B O R）は、ロンドンにおける主要銀行が他の銀行から借入れを行う際に課される金利に基づき想定される貸出金利の平均値である。フィデリティ・ファンズのファンドは、L I B O Rまたはその他特定の通貨の銀行間取引金利（I B O R）レートを用いて評価される商品の取引を行うことがあり、また、I B O Rを参照して支払債務を決定する契約を締結することがある。2021年末以降、英国金融行為監督機構（F C A）は、パネル行に対するL I B O R算出用レートの呈示の要請を廃止する予定であり、このためパネル行がレートの呈示を継続するか否か、どの程度まで継続するか、また、L I B O Rが現在の水準で継続するか否かは不確実である。

L I B O Rおよびその他のI B O Rの廃止は、業界をI B O Rから代替的なベンチマーク金利へ移行させる規制計画の一部である。移行により、フィデリティ・ファンズのファンドに対するリスクが発生する。それらのリスクを包括的に特定することは不可能であるが、フィデリティ・ファンズのファンドのパフォーマンス、純資産価額ならびに収益および投資主へのリターンに悪影響が及ぶことがある。

I B O Rが廃止された場合または利用不能となった場合、I B O Rを参照する債券の金利は、適用あるフォールバック条項に基づき決定されなければならない。かかる金利は、特定の状況においてリファレンス・バンクが提供するI B O Rレート（利用不能である場合がある。）に係る気配値に左右されることがある他、直近のI B O Rレートに基づく固定金利の適用が必要となることがある。更に、廃止を反映させるためにフォールバック条項の修正を行う必要がある場合かつ代替金利の策定が不確実である場合、かかる修正または代替金利が、従来通りに将来の金利リスクを軽減する保証はない。

I B O R商品のポジションは、I B O Rの廃止計画の結果、流動性の減少および価値の低下に陥ることがある。また、規制機関または取引相手方により一方的に課される代替的な参照金利およびプライシング調整は、フィデリティ・ファンズのファンドには適さず、結果としてポジションの手仕舞いおよび代替取引の遂行のための費用が発生することがある。フィデリティ・ファンズのファンドが参照指標を参照または使用する場合、フィデリティ・ファンズのファンドが（直接的または間接的に）エクスポージャーを有する投資対象に関して、参照指数を代替指数に置き換え、該当する投資対象を終了または再構築する必要が生じることがあり、その結果、手仕舞いおよび代替取引

に係る費用が発生することがある。フィデリティ・ファンズのファンドが、最も良好な流動性またはプライシングを有する商品を利用することができない場合、追加費用が発生することがある。

（ロ）特定の資産クラス（株式）に関するリスク

フィデリティ・ファンズのファンドが株式投資を行う場合、かかる株式の価格は、個々の企業の活動および業績に反応して、または全般的な市況および経済状況もしくは投資に係る地合い、政治および発行体に特有の要素の変化を含むその他の事由が原因となって大幅に変動することがある。

（ハ）投資の重点／投資スタイルに関連するリスク

株式／発行体の集中

比較的少数の投資対象または発行体に投資を行うフィデリティ・ファンズのファンドは、より多くの投資対象または発行体に投資を行うフィデリティ・ファンズのファンドと比較して、保有高が集中することにより、純資産価額が変動しやすいことがある。

投資国の集中

基本的に単一の国または少数の国において投資を行うフィデリティ・ファンズのファンドは、何か国にもわたり投資国のリスクを分散しているフィデリティ・ファンズの他のファンドと比較して、かかる国々に関する、市場、政治、政策、外国為替、流動性、税制、法律、規則、経済および社会の面において、より高いリスクにさらされることがある。このため、ファンドは、これらの国々に悪影響を及ぼす事象に対してより脆弱になる。したがって、多くの国々に投資を分散しているファンドと比較して、当該ファンドの資産の流動性は低下し、かつ／または純資産価額のボラティリティは高まることがある。

新興市場

フィデリティ・ファンズの一部のファンドは、新興市場の証券に一部またはすべての投資を行うことがある。かかる証券の価格は、より発達した市場における投資には通常付随しない高いリスクおよび特別な要因により、より発達した市場の証券と比べて値動きが激しく、かつ／または流動性が低いことがある。このような価格の変動性および流動性の欠如は、政治的および経済的な不確実性、法的リスクおよび税務リスク、決済リスク、証券の譲渡、保管リスクおよび通貨／通貨管理といった要因に起因していることがある。一部の新興市場国の経済は、世界の商品価格および／または変動しやすいインフレ率の影響を受けやすい場合がある。その他の新興市場国は、特に経済状況に対して脆弱である。これらのリスクの理解および管理には注意が払われるものの、これらの市場への投資に付随するリスクを最終的に負担するのは、当該フィデリティ・ファンズのファンドである。

世界の新興市場における投資は、広範囲にわたるサステナビリティ・リスクを伴う。ガバナンス・リスクは、成熟度または企業存続の欠如を貢献要因の一つとして、開発途上国においてより顕著であることがある。その他のリスクには、取締役会の構成および効率性、経営陣のインセンティブ、経営品質ならびに投資主との経営管理の連携が含まれる。新興市場におけるガバナンス・リスクは、先進国市場と比べて高いリスクがあることがある。通常、所有権の構造には、国家の支配権または個人もしくは家族の支配権が含まれる。また、株式の構造は、無議決権株式の少数株主が講じることができる措置が制限されることで、より複雑となることがある他、関連当事者は政治的リスクを引き起こし、それらが広範囲に及ぶことがある。

新興市場においては商品関連の業務活動がより一般的であることから、採取産業においては、環境的リスクおよび社会的リスクが高まることがある。かかるリスクは、とりわけ企業の気候変動の緩和および適応に関する能力に連動することがあり、新興市場企業は、炭素価格の上昇、水不足の悪化（すなわち水の価格の高騰）、廃棄物管理問題ならびにグローバルおよびローカルなエコシステムに対する潜在的な悪影響に直面する。社会的リスクには、製品の安全性、サプライチェーン管理ならびに労働基準、安全衛生および人権、従業員福祉、データおよびプライバシーについての懸念ならびに技術上の規制の強化および多様性が含まれるがこれらに限定されず、新興市場における潜在的な問題によりさらされている。

新興市場におけるソブリン債の発行体にとって、サステナビリティ・リスクは、腐敗・汚職のリスクの増加、言論の自由の制限および商品関連セクターの発展への高い依存性を通じて、政情不安

が高まること、規制体制の健全性が弱まることおよび法の支配力が弱体化すること等に起因して、
債券の発行体の信用格付を左右することがある。

これらのリスクを効率的に管理できない場合、財務上の業績は悪化し、社会および環境に対して
悪影響が生じることがある。

(二) デリバティブ / 取引相手方に関連するリスク

一般的リスク

フィデリティ・ファンズのファンドは、その投資目的を達成するため、リスクまたはコストを低減し、追加資本または追加収益を生み出す様々な金融デリバティブ商品を使用することができる。金融デリバティブ商品は、デリバティブが使用される状況および目的により、投資目的に基づき、かつ / または、それぞれの投資方針に詳述する、より複雑な戦略を目的として用いられることがある。投資目的で金融デリバティブ商品取引を締結することは、フィデリティ・ファンズのファンドのリスク特性に一定の範囲内で影響を及ぼすことがある。

本項目およびデリバティブに関して言及するその他の項目において、個別交渉による、または上場していないデリバティブは、「店頭取引」またはOTCとして言及される。

投資者は、特定のフィデリティ・ファンズのファンドのデリバティブの使用に関する能力を念頭に置きながら、かかるファンドがその投資ニーズに対して適当であるかどうか、独立したファイナンス・アドバイザーと相談することができる。

投資運用会社などの経験豊富な投資顧問がデリバティブ商品を適切に使用すれば利益を得ることができるが、デリバティブ商品には、従来型の投資対象に付随するリスクとは異なる、場合によってはより大きなリスクが伴う。

以下はこうした、サブ・ファンドに投資する前に投資者が理解しておくべきデリバティブ商品の使用に関する重要なリスク要因である。

評価リスク

一定のデリバティブ商品、特にOTCデリバティブ商品は、取引所において観測可能な価格を有さず、したがって、市場価格データについての他の情報源から得た原証券の価格または参照指標を用いた算式の使用を伴う。OTC商品においては仮定を使ったモデルが使用され、これによって誤った値付のリスクが増大する。不適切な評価は取引相手方に対する現金の支払額を増やし、フィデリティ・ファンズのファンドの損失額が拡大する恐れがある。

流動性リスク

特定のデリバティブ商品の設定された評価額での売買が難しい場合に流動性リスクが発生する。デリバティブ商品の取引規模が特に大きい場合または(OTCデリバティブ商品がそうであるように)関係する市場が流動性に欠ける場合、有利な価格で取引を開始し、またはポジションを処分できない恐れがある。

ベースス・リスク

ベースス・リスクは、2つのレートまたは価格の間の乖離に起因する損失リスクである。デリバティブ商品は、いつでもその価値が連動するように設計された資産、レートまたは指数と完全に相關するものではなく、相当程度相關しないこともある。その結果として、フィデリティ・ファンズのファンドによるデリバティブ商品の使用が常に投資目的を推進する有効な手段であるとは限らず、場合によっては逆効果を招くこともある。これは原ポジションが、原ポジションに類似している(が、同一ではない)デリバティブ契約を通じてヘッジされている場合に特に該当する。

レバレッジ・リスク

デリバティブ商品の使用によって一種のレバレッジが生じるため、フィデリティ・ファンズのファンドの純資産価額は、レバレッジをかけなかった場合に比べて変動性が大きくなり、かつ / またはその変動の幅がより大きくなる場合がある。これはレバレッジによって各ファンドの組入証券またはその他の証券の価値が増減する影響が拡大される傾向があるためである。デリバティブ商品に内在するレバレッジの要素によって、フィデリティ・ファンズのファンドがデリバティブ商品に投資する額を大幅に上回る損失が生じる可能性がある。デリバティブ商品への投資は、フィデリティ・ファンズのファンドが重大な損失を被るリスクを高めることがある。

取引相手方の信用リスク

これはデリバティブ商品の他方当事者（通常「取引相手方」という。）がデリバティブ商品契約条件の遵守を怠る結果としてフィデリティ・ファンズのファンドが損失を被るリスクである。一般的に、上場デリバティブ商品は、各上場デリバティブ商品の発行体または取引相手方である決済機関が履行を保証するため、O T C デリバティブ商品と比べて取引相手方の信用リスクが小さい。上記の保証は取引相手方の信用リスク全体を軽減するために決済機関が運営する日払い制度（すなわち証拠金制度）に裏付けられている。証拠金としてブローカーおよび／または取引所に差し入れられた資産は、かかる取引相手方によって分別口座で保管されず、このため、かかる取引相手方が債務不履行となった場合には、かかる取引相手方の債権者が取得することができる。O T C デリバティブ商品については、決済機関による同様の保証はない。したがって投資運用会社は、取引相手方のリスク管理体制を採用し、現在および潜在的な将来の信用エクスポージャーを考慮しながら、内部の信用評価のほか外部の信用機関による格付を使って取引相手方の信用リスクを測定し、監視し、管理する。O T C デリバティブ商品は標準化されていない。これは二者間の契約であり、関係当事者の必要性に応じて組成することができる。ドキュメンテーション・リスクは国際スワップデリバティブ協会（以下「I S D A」という。）標準書類を遵守することによって低減される。

個別の取引相手方に対するフィデリティ・ファンズのファンドのエクスポージャーは、当該ファンドの純資産価額の10%を超えてはならない。取引相手方の信用リスクは担保契約を用いることにより更に軽減されることがある。ただし担保の取決めは、まだなお担保の発行体または保管機関の支払不能リスクおよび信用リスクの影響を受ける。

更に、限度額以下の場合には担保が請求されない担保限度額が存在することや、担保の必要性を計算する時点からフィデリティ・ファンズのファンドが取引相手方から担保を受領するまでの期間の差異は、共にすべての現行のエクスポージャーに担保が付されるわけではないことを意味している。

決済リスク

決済リスクは、デリバティブが適時に決済されないときに発生し、これにより、決済の前に取引相手方の信用リスクが増大され、負担するはずのなかった資金調達費用を発生させる可能性がある。決済が一度も行われない場合、フィデリティ・ファンズのファンドの被る損失額は、担保を伴うその他の場合と同額であり、原契約の価格と代替契約の価格の差額、または契約が代替されていない場合は、かかる契約が無効になった時点におけるその絶対的価額である。

法的リスク

デリバティブ取引は通常、個別の法的手続に基づき行われる。O T C デリバティブの場合、フィデリティ・ファンズのファンドと取引相手方の間の取引を規定するため、I S D A 標準契約が締結される。同契約は、一方の取引相手方のデフォルト等の状況ならびに担保の提供および受取りを包含している。その結果、かかる契約上の負債について、裁判所に対して異議を申し立てられた場合、フィデリティ・ファンズのファンドは損失を被るリスクがある。

ショートポジション

フィデリティ・ファンズのファンドは、デリバティブの使用を通じて、特定の資産の株価が下がった際に利益を得ることを目的としたポジションを取ること（ショート運用）ができる。そのため、フィデリティ・ファンズのファンドは、資産の株価が値下がりするのではなく、値上がりするリスクにさらされている。また、株価の値上がりには上限がないため、当該ポジションによって生じる損失には理論上、制限がない。しかしながら、投資運用会社は、発生した損失および潜在的な損失を抑止するため、当該ポジションを積極的に保有している。

積極的な為替ポジションを遂行するリスク

フィデリティ・ファンズのファンドは、保有している原証券ポジションと相関関係のない積極的な為替ポジションを遂行することがある。これにより、保有している原証券ポジション（株式、確定利付証券等）の価値に損失がない場合であっても、ファンドは著しい損失または全損失を被ることがある。

特定のデリバティブ商品に関連するリスク

以下の商品を単独でまたは組み合わせて使用するフィデリティ・ファンズのファンドは、以下のリスクが適用されることにつき留意すべきである。

・ クレジット・デフォルト・スワップ (C D S)

スワップ契約は二者間の契約であるため、各当事者は相手方当事者の信用リスクを負うことになる。こうしたリスクを軽減するために担保が取り決められる。C D S のドキュメンテーション・リスクはI S D A 標準書類を遵守することによって低減される。C D S の流動性は原証券および証券バスケットのそれと比べて低くなる可能性があり、これによってC D S ポジションを一括清算する能力またはかかる一括清算が行われる時の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

・ 外国為替取引

かかる取引が、非基準通貨である外国通貨のエクスポージャーをフィデリティ・ファンズのファンドの基準通貨にヘッジする目的で使われる範囲において、かかるヘッジが完璧でないことおよびその価値の変動がヘッジされた通貨のエクスポージャーの価値の変動をすべて相殺できないことがあるといったリスクが存在する。契約の総額が特定の日に交換されることから、契約を交わした取引相手方が、当該ファンドによる支払期間中で、かつ、当該ファンドが取引相手方から支払われるべき金額を受領する以前に不履行に陥った場合、当該ファンドは受領しなかった金額について取引相手方の信用リスクにさらされ、取引の元本全額を損失する可能性がある。

・ 先渡契約と差額決済取引

これらの契約の買い手または売り手の主なリスクは原証券の価値が変動することである。原証券の価値が変動した場合、契約の評価額はプラスまたはマイナスになる。また、先物契約の場合と異なり契約当事者はお互いに相手方当事者の信用リスクを負う必要があり、かかるリスクを軽減するために担保が取り決められる。更に、これらの契約は上場されておらず、証拠金の値洗いの必要がないため、買い手は当初、ほとんどの資金流出を回避することができる。

・ 先物

上場先物の買い手または売り手の主なリスクは基礎となる参照指数 / 参照証券 / 参照契約 / 参照債券の価値が変動することである。

・ インフレ・スワップ

この種の商品の市場リスクは取引の2つの面（そのうちの一つはインフレ指標である。）に関して使用される参照指標が変化することに起因する。これは二者間の契約であるため、当事者の必要性に応じて組成することができる。その結果、各当事者は相手方当事者の信用リスクを負うことになり、こうしたリスクを軽減するために担保が取り決められる。

・ 金利スワップ

この種の商品の市場リスクは固定利息額部分と変動利息額部分に関して使用する参照指標が変化することに起因する。金利スワップは二者間のO T C 契約であり、関係当事者の必要性に応じて組成することができる。その結果、各当事者は相手方当事者の信用リスクを負うことになり、かかるリスクを軽減するために担保が取り決められる。

・ プット / コールオプションとワラント

オプションに起因する市場リスクの最も大きな要因はオプションが本質的価値を有する場合（すなわち「イン・ザ・マネー」）、または行使価格が原資産の価格に近い場合（「ニア・ザ・マネー」）において原資産に付随する市場リスクである。かかる場合において、原資産の価格の変動はオプションの価格の変動に重大な影響を及ぼす。その他の変動要素もまた影響をもたらすが、行使価格が原資産の価格とかけ離れていればいるほど、かかる影響は大きくなる可能性がある。

O T C オプション契約の契約当事者はお互いに相手方当事者の信用リスクを負う必要があり、かつ、かかるリスクを軽減するために担保が取り決められる。O T C オプションの流動性は、上場オプションと比べて低くなる可能性があり、これによってオプション・ポジションを一括清算する能力またはかかる一括清算が行われる時の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

・ スワップション

スワップションは、金利スワップおよびオプション契約に付随するリスクで構成される。スワップションは二者間のO T C 契約であるため、当事者の必要性に応じて組成することができる。その

結果、各当事者は相手方当事者の信用リスクを負うことになり、かかるリスクを軽減するために担保が取り交わされる。

・ トータル・リターン・スワップ (T R S)

この契約は金利スワップと違って基礎となる参照指標が標準化されていないため流動性はより低くなるおそれがあり、これによって T R S ポジションの一括清算を行う能力またはかかる一括清算が行われる時の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

このスワップ契約は二者間の契約であるため、各当事者は相手方当事者の信用リスクを負うことになり、こうしたリスクを軽減するために担保が取り決められる。 T R S のドキュメンテーション・リスクは I S D A 標準書類を遵守することによって低減される。

(ホ) 追加的なリスク

サステナブル投資

(a) 管理会社は、フィデリティ・ファンズのリターンにはサステナビリティ・リスクが伴うものと考えている。

サステナビリティ・リスクの特定および想定されるその影響は、該当するポートフォリオの保有高について見られる。個々の企業に関連する投資 (債券、株式など) において、この評価は、アナリスト、ポートフォリオ・マネージャーおよび E S G (下記に定義される。) チームとの定期的な対話と相俟って、企業のセクター別の分類およびそのビジネスモデル (建設会社による炭素排出、金融会社の企業倫理など) に基づき行われる。ファンドがマスター・ファンドの保有高におけるエクスポージャーを直接保有していない場合、この評価は、ファンドレベル (投資戦略に E S G を取り入れる可能性がある場合 (例えば、これにより、広範な市場指数に追随するパッシブなファンドは除外される。)) で、また、可能な場合にはマスター・ファンドの保有高を分析する方法の双方で行われ、これにより潜在的なサステナビリティ・リスクのエクスポージャーへの理解が深まる。

かかるアプローチは、サステナビリティ・リスクの具現化後の財務上のリターンへの潜在的なインパクトを把握するため、実質評価の全面的な導入を可能にする。特定されるサステナビリティ・リスクおよび想定されるその影響は、本「リスク要因」の項の該当するリスク警告に記載されている。

これらのリスクを効率的に管理できない場合、財務上の業績は悪化することとなる。一部のリスクは各セクターおよびビジネスモデルによって具現する態様が異なり、企業は、供給業者および顧客を含むバリューチェーン全体にわたってリスクにさらされることがある。

サステナビリティ・リスクの具現化は、サステナブル・リスクの事象であると考えられる。こうした事象の場合、ファンドのリターンは、() かかる事象の発生後、影響を受けた投資対象の直接的な損失 (影響が即時または段階的であるかを問わない。) または () かかる事象の発生後、管理会社に関連性があるとみなしたファンドについて、サステナブルな特色を維持するためのポートフォリオの分散見直しにより発生する損失に起因して、影響を被ることがある。

ファンドが金融業セクターのサステナビリティ関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則 (E U) No.2019 / 2088 (随時改訂されることがある。) (以下「 S F D R 」という。) 第 8 条の開示要件の対象であると特定された場合、同ファンドは、 E U タクソノミー規則 (E U) 2020 / 852 (以下「タクソノミー規則」という。) により、「重大な害を及ぼさない」とする評価原則が、環境的にサステナブルな経済活動に関する E U 基準を考慮した金融商品を裏付けとする投資のみを対象として適用される旨を明言することを義務付けられている。ファンドが行う残りの投資対象については、環境的にサステナブルな経済活動に関する E U 基準を考慮しない。

現在、これらのファンドのポートフォリオに係るタクソノミー規則との整合性を判断するため利用可能な市場データは不足している。したがって、重大な害を及ぼさないとする評価原則に関連した上述の開示要件にかかわらず、現時点で S F D R 第 8 条の対象であるファンドはいずれも、環境的にサステナブルな経済活動に関する E U 基準を考慮していない。今後、ファンドの投資対象を正確に評価することを可能にするデータが入手可能になる場合、投資家は、環境的にサステナブルな経済活動に関する E U 基準との整合性の判断が可能となる。

ファンドが S F D R 第 8 条または第 9 条の開示要件の対象であると特定されていない場合、同ファンドはタクソノミー規則第 7 条の対象となり、その投資対象は環境的にサステイナブルな経済活動に関する E U 基準を考慮しない。

(b) 上記(a)に加えて、本項は、S F D R 第 8 条または第 9 条の開示要件の対象であり、有価証券のサステイナブル活動の状況および / またはサステイナブルな投資であるか否かへの評価を形成するため、内部調査チームにより提供され、外部の E S G 評価提供者により補完される E S G 基準を用いるファンドに該当する。投資運用会社が、サステイナブルな特色を維持するまたはサステイナブルな投資である発行体の有価証券に重点を置くことは、フィデリティ・ファンズの投資実績に影響を及ぼす可能性があり、場合によって、重点を置かない同種のファンドと比べて不利なリターンを生み出すことがある。ファンドの投資方針にサステイナブルな特色を有するまたはサステイナブルな投資である有価証券に投資をすることにより、ファンドは、購入すれば有利であったであろう有価証券の購入機会を逸失し、および / またはサステイナブルな特色に起因して売却が不利である可能性がある有価証券を売却する結果を招くことがある。短期的には、サステイナブルな特色を維持する企業の有価証券に重点を置くことまたはサステイナブルな投資を維持することは、重点を置かない同種のファンドと比べて、フィデリティ・ファンズの投資実績に良好な影響または不利な影響を及ぼすことがある。長期的には、フィデリティ・ファンズは、このような重点を置くことで良好な影響が及ぼされるものと予想しているが、その保証はない。しかしながら、ファンドは、E S G 基準を用いることで、投資対象を予想される価格および時期に取得または処分する能力を制限されることがあり、その結果、かかるファンドは損失を被ることがある。また、有価証券の E S G 関連の特色は、時間の経過とともに変化することがあり、投資運用会社は、その処分が財務上の観点からのみ不利となることがある有価証券を処分する必要性が生じることがある。これにより、ファンドの価格は下落することがある。また、E S G 基準の採用により、ファンドは、より分散された投資ポートフォリオを有するファンドと比較して、投資が E S G に重点を置いた企業に集中することがある。

ファンドが行う投資について、サステイナブルな投資を決定するためまたはサステイナブル特性を評価するために共通に合意された原則および基準が依然として存在しないため、E S G 評価方法に関する分類の規格化が十分に行われておらず、E S G 基準を適用する方法は、各ファンドによって異なることがある。サステイナブル活動の状況に基づき有価証券を評価するに際して、投資運用会社は、不完全、不正確または入手不可能であることがある内部調査チームにより提供され、外部の E S G 評価提供者により補完される情報およびデータソースに依拠する。結果として、投資運用会社が有価証券または発行体を不正確に評価するリスクがある。有価証券のサステイナブルな投資およびサステイナブル活動の状況への評価ならびにかかる有価証券の選定は、投資運用会社の主観的な判断を伴うことがある。その結果、該当するサステイナブル活動の状況が正確に適用されないリスクまたはファンドにより適用されるサステイナブル活動の状況もしくはサステイナブルな投資の基準を充足しない発行体に間接的なエクスポージャーを、かかるファンドが有するリスクがある。ファンドにより保有される有価証券のサステイナブル活動の状況が変更されたまたはサステイナブルな投資が維持されなくなった結果、投資運用会社が有価証券を売却せざるをえなくなった場合、ファンド、管理会社または投資運用会社のいずれも、かかる変更に関する債務を引き受けない。このようなサステイナブル活動の状況またはサステイナブルな投資の公平性、正確性または完全性については、表明も保証もされていない。有価証券のサステイナブル活動の状況またはサステイナブルな投資としての状況は、時間の経過とともに変化することがある。

更に、サステイナブル評価プロセスの特殊性上、すべての該当するサステナビリティ・リスクが斟酌されないリスクまたはサステナビリティ・リスクの具現性が、サステナビリティ・リスクの事象の発生後に変化するリスクがある。

証券貸付関連リスク

証券貸付は、(a)フィデリティ・ファンズのファンドによって貸し付けられた証券の借主がかかる証券を返還できなかった場合、受け取った担保物件が、不正確な値付、不利な市場動向、当該担保物件の発行体の信用格付の悪化または当該担保物件の取引市場の非流動性によるかどうかにかかわ

らず、貸し付けられた証券の価格を下回って現金化される可能性があるというリスク、(b)現金担保を再投資した場合、かかる再投資によって、()関連するリスクならびに損失および変動のリスクを伴うレバレッジが生じ、()フィデリティ・ファンズのファンドの投資目的と整合しない市場エクスポージャーを生じせしめ、()返還される担保物件の金額を下回る資産総額に留まるリスク、(c)貸付証券の返還の遅延により、当該ファンドが証券の売買に基づく引渡義務を履行する能力が制限される可能性がある点におけるリスクを伴う。

<訂正後>

サブ・ファンドは、フィデリティ・ファンズのファンドであるマスター・ファンドを通じて有価証券等に投資を行うため、サブ・ファンドへの投資には、マスター・ファンドへの投資に付随するリスクも伴う。これらのリスクにより、投資元本を割り込むことがある。サブ・ファンドに生じた損益は受益者に帰属し、サブ・ファンドの元本が保証されているものではない。また、サブ・ファンドの外貨建クラスでは、外貨建では投資元本を割り込んでいない場合でも、為替相場の変動により円建で換算すると投資元本を割り込むことがある。

集中リスク

ファンドがその資産の大部分を限られた数の産業、セクターもしくは発行体または限られた地域内に投資する限り、より広範囲に投資するファンドよりもリスクが高くなる可能性がある。

企業、産業、セクター、国、地域、株式の種類、経済の形態などに重点を置くことで、ファンドは、重点を置く範囲における市場価格決定要因の影響を受けやすくなる。これらの要因には、経済、金融または市場の状況だけでなく、社会、政治、経済、環境またはその他の要因が含まれることがある。その結果、ボラティリティが高まり、損失リスクが高くなる可能性がある。

取引相手方リスクおよび担保リスク

ファンドが取引を行う法主体（預託機関を含む。）は、ファンドに対する債務を履行する意思がなくなったり、履行できなくなったりする可能性がある。

証券貸付の利用を通じるなどの取引相手方との契約は、流動性リスクおよびオペレーショナルリスク（いずれも損失を生じさせる可能性がある。）を伴うことがあり、ファンドが買戻請求に応じる能力、その他の支払債務を履行する能力または資産を投資する能力を制限する可能性がある。

以下のいずれかの状況において、ファンドは、その資金の一部または全部を失ったり、取引相手方が保有する証券または現金の回収が遅延したりする可能性があるが、これらの状況も損失を生じさせる可能性がある。

- ・預託機関、サブ・カストディアン、ブローカーまたはその他の取引相手方が破産または債務不履行に陥った場合。場合によっては、預託機関は、自身が任命したサブ・カストディアンの行為を是正したり、当該行為について責任を負うことができなくなったりすることがある。
- ・重大な自然災害もしくは人為的災害、テロ行為、社会不安、戦争またはその他の「不可抗力」事象が発生した場合。そのような場合には、通常、取引相手方は損失について責任を負わない。
- ・ある法域において、担保契約（業界標準の文言を使用しているものであったとしても）を執行することが困難または不可能である場合。

以下のいずれかの状況において、担保の価値は、取引の全額またはファンドに支払うべき手数料もしくはリターンをカバーしないことがある。

- ・担保の価値が下がった場合。このリスクは、取引相手方による資産の返還に重大な遅延があった場合に最も大きくなるが、市場が不安定な時期には、担保関連取引の設定と決済との間、または担保の必要性が算出されてからファンドが担保を受領するまでの間の短い遅延においても生じることがある。
- ・担保が予想より少ない収益をもたらした場合。
- ・ファンドまたは取引相手方が担保の値付けを誤った場合。
- ・取引相手方の債務不履行をカバーするために使用される担保の清算に時間がかかった場合。

ファンドが投資する現金担保については、上記の状況によって、レバレッジ（およびその結果としてのボラティリティ）が生じたり、ファンドの投資目的に合致しない資産に対するエクスポージャーを持つこととなったりする可能性がある。

為替リスク

ファンドが基準通貨以外の通貨建である資産を保有している場合、為替レートの変動により、投資収益が（場合によっては大幅に）減少したり、投資損失が（場合によっては大幅に）増加したりする可能性がある。

為替レートは、予測できないほど急速に変化することがあり、ファンドが損失を回避するために時間内に所定の通貨へのエクスポージャーを解消することが困難なことがある。

為替レートの変動は、輸出入のバランス、経済および政治の動向、政府の介入、ならびに投資者の投機といった要因の影響を受ける可能性がある。

更に、投資主が申込みまたは買戻しをする通貨がファンドの基準通貨と異なる場合、為替リスクを経験することがある。基準通貨とクラス投資証券の通貨との間の為替レートの変動は、投資収益を（場合によっては大幅に）減少させたり、投資損失を（場合によっては大幅に）増加させたりする可能性がある。

通貨の積極的な売買、金利の変更、資本移動の制限または通貨の連動性の逸脱などの中央銀行による介入は、相対的な通貨価値の急激または長期的な変動を引き起こす可能性がある。

デリバティブリスク

デリバティブの価格は変動しやすい。原資産の価格の小さな変動は、デリバティブの価格に大きな変動をもたらす、ファンドをデリバティブ自体の費用を上回る損失にさらす可能性がある。

ファンドは、ヘッジ目的、効率的なポートフォリオ管理目的およびその他の投資目的など、様々な理由でデリバティブを利用することがある。デリバティブは、伝統的な証券とは異なる投資手法やリスク分析を必要とする特殊な商品である。

デリバティブは、それら自身のリスクを負うだけでなく、原資産（通常は、修正および大幅に増幅された形態）のリスクにさらされる。デリバティブの主なリスクには、次のようなものがある。

- ・一部のデリバティブ（特にクレジット・デフォルト・スワップおよび債務担保証券）の値付けおよびボラティリティは、それらの参照指標の値付けまたはボラティリティと（時には大幅にかつ予想外に）乖離することがある。
- ・困難な市況においては、一部のデリバティブにより生じる市場エクスポージャーまたは財務上の損失を制限または相殺するような注文を行うことが不可能または実行不可能であることがある。
- ・デリバティブには、ファンドが通常であれば負担しない費用が含まれる。
- ・デリバティブが一定の市況でどのように作用するかを予測することは困難である。このリスクは、より新規性の高いまたはより複雑な種類のデリバティブではより大きくなる。
- ・税務、会計または証券に関する法律または基準の変更により、デリバティブの価格が下落したり、ファンドがデリバティブ・ポジションを不利な状況下で解消せざるを得なくなったりする可能性がある。
- ・一部のデリバティブ（特に先物、オプション、トータル・リターン・スワップおよび差額決済取引）は、証拠金の借入れを伴うことがあり、その場合、ファンドは、マージンコールに応じるために証券を現金化するか、または長期保有により損益の縮小が見込まれるポジションに損失を計上するかの選択を迫られることがある。

上場デリバティブまたはその原資産の取引は、停止または制限の対象となる可能性がある。また、振替決済システムを通じた上場デリバティブの決済が、予定されていた時期または予定どおりに行われないリスクもある。

店頭デリバティブ（非決済型）は、本質的にはファンドと一または複数の取引相手方との間の私的な契約であるため、市場で取引される証券に比べてそれほど強く規制されない。また、取引相手方リスクや流動性リスクも大きく、値付けもより主観的である。取引相手方が、ファンドが使用を予定していたデリバティブの提供を中止する場合、ファンドは他に同等のデリバティブを見つけることがで

きないことがあり、収益の機会を逃したり、予想外のリスクまたは損失（相殺デリバティブを購入できなかったデリバティブ・ポジションからの損失を含む。）にさらされたりすることがある。

フィデリティ・ファンズが店頭デリバティブ取引を広範な取引相手方に割り当てることは一般的に非現実的であるため、いずれかの取引相手方の財務健全性の低下は、重大な損失を引き起こす可能性がある。反対に、いずれかのファンドに財務上の弱点が生じたり、債務を履行できなかったりする場合、取引相手方がフィデリティ・ファンズとの取引に消極的になり、フィデリティ・ファンズが効率的および競争的に運用できなくなる可能性がある。

店頭デリバティブ（決済型）は、取引プラットフォームで決済されるため、流動性リスクは上場デリバティブと同様である。ただし、店頭デリバティブ（非決済型）と同様の取引相手方リスクを依然として抱えている。

新興市場リスク

新興市場は、先進国市場ほどには確立されておらず、より不安定である。新興市場は、より高いリスク（特に、市場リスク、信用リスク、低流動性証券リスク、法的リスク、保管リスク、評価リスクおよび為替リスク）を伴い、先進国市場では異常な市況に伴い発生するリスクを経験する可能性が高くなる。

この高いリスクレベルの理由には、以下のものが含まれる。

- ・ 政治、経済または社会の不安定性
- ・ 特定の産業、商品または取引相手に大きく依存している経済
- ・ 制御されていないインフレ
- ・ 高いもしくは急に変わりやすい関税またはその他の保護貿易主義の形態
- ・ 割当て、規則、法律、金銭の返還制限またはその他の外部投資者（ファンドなど）に不利益を与える慣行
- ・ 紛争解決もしくは償還請求のための公正もしくは機能的な仕組みを提供するための、またはその他先進国市場で理解されている投資者の権利を認めるための、法律の変更または法律もしくは規則の不執行
- ・ 過剰な手数料もしくは取引費用またはあからさまな資産の差押え
- ・ 過度な課税、または標準的でない、十分に定義されていない、頻繁に変更されるもしくは急に施行される税法および慣行
- ・ 発行体または取引相手方の債務不履行をカバーするのに不十分な引当金
- ・ 証券および発行体に関する不完全な、誤解を招くまたは不正確な情報
- ・ 標準的でないもしくは標準以下の会計、監査または財務報告の慣行
- ・ 規模が小さく取引量が少ない市場で、その結果、流動性リスクや市場価格の操作に対して脆弱となり得る市場
- ・ 恣意的な遅延および市場閉鎖
- ・ ピーク時の取引量に対応できない発展途上の市場インフラ
- ・ 欺罔、腐敗および誤謬

一部の国では、証券市場の効率性および流動性が損なわれ、価格のボラティリティや市場の混乱が悪化することがある。

新興市場がルクセンブルグとは異なる時間帯にある限り、ファンドが取引をしていない時間帯に発生する価格変動にファンドが適時に対応できないことがある。

リスクとの関係では、新興市場のカテゴリーには、アジア、アフリカ、南米および東欧のほとんどの国や、経済的には成功しているが、最高レベルの投資者保護を提供していないことがある中国、ロシアおよびインドなど、発展途上の市場が含まれる。

株式リスク

株式は急速に価値を失う可能性があり、通常、債券や短期金融商品よりも高い（しばしば著しく高い）市場リスクを伴う可能性がある。

企業が破産や同様の倒産手続を経ると、その株式はその価値のほとんどまたはすべてを失うことがある。

株式の価格は、需要と供給および企業の将来の収益性に対する市場の期待に応じて変化し、これは消費者の需要、製品の刷新、競合他社の行動、ならびに企業が環境、社会およびガバナンス (E S G) の要因への対処をどのように選択するかまたは選択するかどうかなどの要因に左右される。

E S G活動の例には、異常気象の影響の緩和、環境への影響の低減、労働条件の改善、職場での差別解消の促進および強固で透明性の高いガバナンスの確立が含まれる。

ヘッジリスク

特定のリスクを軽減または除去しようとする試みは、意図したとおりに機能しないことがあり、機能する限りにおいても、一般に、損失リスクとともに収益の可能性を排除する。

ファンドは、ポートフォリオ内で、また、指定された投資証券クラスについては、クラスの為替エクスポージャーをヘッジするため、ヘッジを利用することがある。ヘッジには費用がかかり、投資パフォーマンスが低下する。したがって、ファンドレベルと投資証券クラスレベルの両方でヘッジを伴う投資証券クラスには、二つのレベルのヘッジがあり、そのうちのいくつかは利益をもたらさないことがある。例えば、ファンドレベルでは、ファンドはシンガポール・ドル建の資産をユーロにヘッジすることがあり、このファンドのシンガポール・ドルでヘッジされた投資証券クラスは、かかるヘッジの逆になる。

投資証券クラスの為替ヘッジに関するリスク (取引相手方リスクなど) は、他の投資証券クラスの投資者に影響を及ぼす可能性がある。悪影響が波及するリスクを経験する可能性のある投資証券クラスを持つファンドの一覧については、fidelityinternational.comを参照のこと。

流動性リスク

どの証券も、評価することまたは希望の時間および価格で販売することが一時的に難しくなる可能性がある。

流動性リスクは、ファンドの価値および償還代金の支払能力または払戻能力 (例えば、合意された期限までに合意された買戻代金を払い戻すこと) に影響を与える可能性がある。

市場リスク

多くの証券の価格および収益率は頻繁に変化し (場合によっては大幅な変動を伴い) 、様々な要因に基づき下落する可能性がある。

これらの要因の例は、以下のとおりである。

- ・政治・経済ニュース
- ・政府政策
- ・技術・ビジネス慣行の変化
- ・人口統計、文化および人口の変化
- ・自然災害または人的災害
- ・天候および気候パターン
- ・科学的・調査的発見
- ・エネルギー、商品および天然資源のコストと利用可能性

市場リスクの影響は、即時的または漸進的、短期的または長期的、狭小または広範囲であり得る。

オペレーショナルリスク

どの国においても、特に新興市場においては、ファンドは、不正行為、汚職、サイバー犯罪、不安定性、テロリズムおよびその他の不規則な出来事に加え、エラー、サービスの中断またはその他の失敗によって損失を被る可能性がある。

オペレーショナルリスクは、評価、価格設定、会計、税務報告、財務報告、保管および取引等に影響を与えるエラーの影響をファンドが受けることがある。オペレーショナルリスクは、長期間にわたって検出されないことがあり、検出されたとしても、責任者から迅速または適切な補償を回収することが実現できないことがある。

サステナブル投資リスク

ファンドが投資対象を選択する際に E S Gまたはサステナビリティの基準を重視する限り、市場のパフォーマンスを下回ったり、類似の資産に投資しているがサステナビリティの基準を適用していない他のファンドのパフォーマンスを下回ったりすることがある。

ファンドは、投資対象を選択する際に、第三者のデータに部分的に基づいた独自のE S Gスコアリング・プロセスを使用することがあるが、当該データが不完全または不正確であることがある。

ファンドは、その議決権の代理行使の決定を排他的な基準であるE S G基準と整合させる場合、発行体の短期パフォーマンスを最大化することと必ずしも合致しないことがある。フィデリティのE S G議決権行使方針に関する情報は、www.fidelity.lu/sustainable-investing/our-policies-and-reportsを参照のこと。

b．リスクに対する管理体制

<訂正前>

（前略）

リスク管理プロセス

管理会社は、各サブ・ファンドに関するリスクの特定、モニタリングおよび測定を可能にするリスク管理プロセスを採用している。当該リスク管理プロセスは、請求に応じて管理会社の登記上の事務所において閲覧することができる。

サステナブル投資

（イ）サステナブル投資に対する一般的なアプローチ

フィデリティ・インターナショナルは、別途記載する場合を除き、すべての資産クラスおよびファンドについてサステナビリティ・リスクを考慮する。サステナビリティ・リスクとは、発生した場合に投資対象の価値に重大な悪影響を及ぼすか、または及ぼす可能性のある、環境（E）、社会（S）またはガバナンス（G）（以下、総称して「E S G」という。）に関する事象または状況をいう。

サステナビリティ・リスクを組み入れるアプローチは、個々の発行体レベルでのE S Gリスクの見極めおよび評価を追求する。フィデリティ・インターナショナルの投資チームが考慮することがあるサステナビリティ・リスクには、以下が含まれる（ただし、これらに限定されない。）。

- コーポレート・ガバナンス上の不正行為（取締役会の構成、役員報酬等）
- 株主の権利（取締役の選任、資本金の変更等）
- 規制の変更（温室効果ガスの排出規制、ガバナンス・コード等）
- 物理的な脅威（異常気象、気候変動、水不足等）
- ブランドおよびレピュテーション上の問題（安全衛生に関する実績の不良、サイバーセキュリティ違反等）
- サプライ・チェーン管理（死亡者数の増加、休業労働災害度数率、労働関係等）
- 労働慣行（健康、安全および人権に関する規定の遵守等）

フィデリティ・インターナショナルのポートフォリオ・マネージャーおよびアナリストは、潜在的投資の財務実績の分析について、E S Gリスクを含めた定性的および定量的な非財務（または非ファンダメンタル）分析で補完し、長期的なリスク調整後のリターンを最大化するため、それらが潜在的なもしくは実際の重大なリスクおよび／または機会となる限りにおいて、投資に関する意思決定およびリスクの監視に組み入れる。

投資分析および意思決定へのE S Gリスクの体系的な組入れは、以下に依拠している。

- 事例研究、発行体に関連する環境・社会・ガバナンスの影響、商品の安全性に関する書類、カスタマーレビュー、企業視察または独自モデルおよび現地調査によるデータ（ただし、これらに限定されない。）を参照する「定性的評価」
- 外部の提供者（M S C Iを含むが、これに限定されない。）によるE S G格付もしくは主にフィデリティ・サステナビリティ・レーティング（以下に記載する。）を活用して投資運用会社が付与する内部格付、第三者認証もしくは分類に関連するデータ、カーボンフットプリントの評価報告書、またはE S G関連の活動により生じた発行体の収益もしくは利益の割合を参照する「定量的評価」

ただし、投資の決定はポートフォリオ・マネージャーに一任されているため、E S Gリスクを体系的に考慮するものの、いずれの要素（E S G格付を含む。）もポートフォリオ・マネージャーによる投資を妨げるものではないことに留意すべきである。

フィデリティ・サステナビリティ・レーティングは、個々の発行体を評価するためにフィデリティ・インターナショナルのリサーチ・アナリストが開発した独自の格付制度である。同格付は、部門別の要素および発行体のサステナビリティ性が時間経過とともにどの程度変化するかを予測する評価に基づくトラジェクトリー予測により、発行体をAからEで採点する。これらの格付は、重大なE S G問題に関して、ファンダメンタルなボトムアップ・リサーチおよび各発行体の業界に固有の基準を採用したマテリアリティ評価に基づいている（以下「フィデリティ・サステナビリティ・レーティング」という。）。フィデリティ・サステナビリティ・レーティングと該当する外部の第三者機関によるE S G格付との間の重大な差異は精査され、投資機会および関連するE S Gリスクの評価の一環として、フィデリティ・インターナショナルの投資チーム内での分析および議論に寄与する。E S G格付および関連するE S Gデータは、投資運用会社が運営する集約型リサーチ・プラットフォーム上に保存されている。E S Gデータの提供および調達は、進行するサステナビリティ・リスク評価のために適合性、妥当性および有効性を継続的に確保するため、定期的に見直される。

フィデリティ・インターナショナルのマルチアセット・リサーチチームは、E S Gの考慮事項が、投資プロセスおよび投資哲学、アナリストの財務分析およびポートフォリオの構成にどの程度組み込まれているかを評価することにより、個々のマネージャーのE S Gに対するアプローチを理解することを目指している。同チームは、E S Gの要素が投資戦略の方針にどのように組み込まれているか、また、独自の格付が使用されている場合には、E S Gに関するリサーチおよびアウトプットが個々の有価証券のウェイトならびに適用されるエンゲージメントおよび排除に関する方針によってどのように裏付けされているかを検討する。同チームは、該当する投資戦略のE S G指標を評価するため、フィデリティ・サステナビリティ・レーティングおよび第三者によるデータを含む幅広いデータソースを調査する。

投資運用会社が、ファンドの資産に関する投資運用業務について、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシーまたはF I A Mエルエルシーに再委託した場合、当該再委託先は、サステナビリティ・リスクの見極めおよび評価のため、部門関連のE S G格付の情報を利用したファンダメンタル分析の提供に、独自のE S Gチームの専門知識を活用する。部門関連の格付は、マテリアリティ要素、直接的な企業データおよび定量モデルを用いたファンダメンタル分析からのインプットにより現行ベースでE S Gチームによって提供され、また、企業のサステナビリティ報告書、E S Gチームおよび企業エンゲージメントからのインプットにより将来予測ベースでファンダメンタル・アナリストによって提供される。

投資運用会社が、ファンドの資産に関する投資運用業務について、ジオード・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに再委託した場合、当該再委託先は、議決権の代理行使および集団企業エンゲージメント・イニシアチブへの参加を通じて独自のE S Gプログラムを実施し、インデックス手法にE S Gの排他的な基準を組み込んだインデックスに対してパッシブなエクスポージャーを有する保有高または商品にファンドの資産を投資することがある。

<https://fidelityinternational.com/sustainable-investing-policy/>に掲載されているフィデリティ・インターナショナルのサステナブル投資方針は、被投資対象の発行体に対するフィデリティ・インターナショナルの予想、E S Gの組入れおよび実施、エンゲージメントおよび議決権行使へのアプローチ、投資除外および投資引揚げに関する方針、協働および政策ガバナンスへの重点対応を含む、サステナブル投資に対するフィデリティ・インターナショナルのアプローチについて詳述している。

サステナブル投資方針および活動は、フィデリティ・インターナショナルのサステナブル投資運営委員会（以下「S I O C」という。）が監督する。S I O Cは、サステナブル投資に関するフィデリティ・インターナショナルの方針および目標の設定、ならびにこれらの方針および目標の実施および達成の監督について責任を負う。同委員会は、管理・サステナブル投資部門のグ

ローバル責任者を含むフィデリティ・インターナショナルの事業部門の上級役員で構成される。また、S I O C は、エンゲージメント活動および議決権の代理行使活動を含む、被投資対象の発行体に対するフィデリティ・インターナショナルの所有権の実行、監督および行使について責任を負う。

上記のサステナビリティ・リスクの組入れのための一般的なアプローチは、S F D R 第 6 条の開示要件の対象であるフィデリティ・ファンズ内のすべてのファンド (すなわち、フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ストックス 50 ® ファンド (Fidelity Funds-Euro STOXX 50 ® Fund) を除くすべてのファンド) に適用される。フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ストックス 50 ® ファンドは、同ファンドの投資目的に詳述されるとおり、インデックスの構成およびリターンを可能な限り厳密に追跡することを目標としている。したがって、ファンドが保有する有価証券はインデックスの構成銘柄によって決定され、投資運用会社がこれによる制限を受けるため、投資運用会社は、有価証券を選定するプロセスにおいてサステナビリティ・リスクを組み込んでいない。フィデリティ・インターナショナルのサステナブル投資方針に詳述されるとおり、責任ある投資に対するフィデリティ・インターナショナルのコミットメントおよびフィデリティ・インターナショナルが担う受託者責任の一環として、フィデリティ・インターナショナルは、投資主として、投資先の企業とともにサステナブルかつ責任ある企業行動を奨励していく。

S F D R 第 8 条および第 9 条の開示要件 (該当するファンドの投資目的の注記に明記される。) に服するファンドは、以下に掲げるより厳格なサステナブル要件に服する。

特に環境的特色および / もしくは社会的特色を促進する (S F D R 第 8 条) または投資目的としてサステナブルな投資を有する (S F D R 第 9 条) ファンドは、E S G の要素を投資プロセスに組み込んでおり、以下の記載のとおり、より厳格なサステナビリティ性および強化された開示要件の対象となる。

S F D R 第 9 条の開示要件を遵守するファンドは、サステナブルな投資を行う必要があり、S F D R 第 8 条の開示要件を遵守するファンドは、サステナブルな投資を行うことがある。

フィデリティ・インターナショナルのサステナブル投資の枠組みに従い、サステナブル投資は以下への投資として決定される。

E U タクソノミーで定められた一または複数の環境的な目標に貢献する経済活動を行い、E U タクソノミーに従い環境的にサステナブルとして適格性を有する発行体

事業活動の大部分 (収益の 50 % 以上) が国連の持続可能な開発目標 (以下「S D G s」という。) の一または複数に沿った環境的な目標または社会的な目標に貢献している発行体

温暖化シナリオと整合性を有する 1.5 度以下の (Science Based Targets イニシアティブまたはフィデリティ・インターナショナル独自の気候格付により検証された) 脱炭素化目標を設定した発行体

ただし、当該の投資がその他の環境的な目標または社会的な目標を著しく損なわないこと、および、投資先企業がグッド・ガバナンス慣行に従うことを条件とする。

適用される方法に関する更なる詳細は、

<https://fidelityinternational.com/sustainable-investing-framework/> に記載されており、随時更新されることがある。

S D G s は、国連が公表した一連の目標であり、貧困やその他の剥奪を終わらせるためには、健康や教育、経済成長の改善、および不平等をなくすこととともに、気候変動への取り組みおよび地球の海洋や森林を保護するための取り組みが必要であることを認識している。更なる詳細は、国連のウェブサイト (<https://sdgs.un.org/goals>) を参照すること。環境に重点を置いた S D G s には、安全な水および衛生設備、手頃な価格のクリーンエネルギー、責任ある消費および生産、ならびに、気候変動対策が含まれる。社会に重点を置いた S D G s には、貧困の撲滅、飢餓をゼロにすること、経済成長および生産的雇用、産業、イノベーションおよびインフラ、ならびに、安全で持続可能な都市とコミュニティが含まれる。

(口) S F D R 第 8 条の開示要件に服するファンド

一部のファンドは、その投資目的に規定している場合、特に環境的特色もしくは社会的特色またはこれらの組合せを促進しつつ、投資目的の達成を図ることがある。このアプローチの基準は以下のとおりであり、S F D R 第 8 条の開示要件 (該当するファンドの投資目的の注記に明記される。) に服するすべてのファンドに適用されるが、ただし、フィデリティ・インターナショナルのサステイナブル・ファミリーの一部であるファンドは、フィデリティ・サステイナブル・ファミリーの枠組み (下記 項に記載される。) に服するため、この限りではない。

フィデリティ・インターナショナルのサステイナブル投資の枠組み

投資運用会社は、以下の記載または関連する各ファンドの投資目的の規定に従い、各ファンドについて幅広い環境的および社会的特色を継続的に考慮するが、投資運用会社は、より強化された、厳格なサステイナブル活動およびエクススクージョンを随時実行する裁量を有する。

- ・ ファンドの純資産の50%以上が、サステイナブルな特色を維持しているとみなされる有価証券に投資される。
- ・ サステイナブル性は、外部機関またはフィデリティ・サステイナブル・レーティングが提供する E S G 評価など、複数の異なる測定結果を組み合わせ、参照することにより定められる。適用される方法に関する更なる詳細は、
<https://fidelityinternational.com/sustainable-investing-framework/> に記載されており、随時更新されることがある。
- ・ 基準に基づくスクリーニングの対象には、投資運用会社が、一般に認められた国際的な基準 (国連グローバル・コンパクトにおいて定められたものを含む。) を遵守して事業を営むことができていないとみなす発行体が含まれる。
- ・ 投資運用会社が運用するすべてのファンドは、全社的に適用するエクススクージョン・リスト (クラスター兵器および対人地雷を含むが、これらに限定されない。) に服する。
- ・ 投資運用のプロセスを通じて、投資運用会社は、投資対象企業がグッド・ガバナンス慣行に確実に従うことを確保する。

各ファンドは、広範囲にわたる環境的および社会的な活動の特色を継続して考慮する。環境的な特色としては、炭素集約度、炭素排出量、エネルギー効率、水・廃棄物管理、生物多様性が含まれる。一方、社会的な特色としては、製品供給、サプライチェーン、安全衛生および人権が含まれる。環境的および社会的な活動の特色は、フィデリティのファンダメンタルズ・アナリストによって分析され、フィデリティ・サステナビリティ・レーティングを通じて評価される。

ファンドのフィデリティ・サステイナブル・ファミリー

一部のファンドは、フィデリティ・サステイナブル・ファミリーの一部であり、高度なサステイナブル性の表明に特化した一連のファンドとなっている。このことは、該当するファンドの投資目的に注記されている。フィデリティ・サステイナブル・ファミリーのファンドはすべて、以下に詳述するフィデリティ・サステイナブル・ファミリーの枠組みを遵守する。ファンド固有の追加要件もまた、適用ある場合、該当する投資目的に記載される。投資運用会社は、フィデリティ・サステイナブル・ファミリーに属するファンドについても、随時、適用する投資プロセスを考慮して、追加的なサステイナブル要件およびエクススクージョンを実行する裁量を有する。

フィデリティ・サステイナブル・ファミリーの枠組み

- ・ ファンドの純資産の70%以上が、サステイナブルな特色を維持しているとみなされる有価証券に投資される。
- ・ 外部機関またはフィデリティ・サステイナブル・レーティングが提供する E S G 評価など、複数の異なる測定結果を組み合わせ、参照することにより定められる。適用される方法に関する更なる詳細は、
<https://fidelityinternational.com/sustainable-investing-framework/> に記載されており、随時更新されることがある。
- ・ ファンドの純資産の30%を上限として、上記の基準に基づくサステイナブルな特色を維持していないとみなされるものの、サステイナブル指標の改善を示す者であると証明される発行体への投資が認められる。サステイナブル指標の改善を示す者とは、フィデリティ・サステイナブル

ル・レーティングのトラジェクトリーな見通しにより、サステナブル指標の改善を示していると分類される発行体、または正式な実施計画の策定および実行を通じて改善の可能性を証明していると投資運用会社が判断する発行体である。この参照格付を決定するために用いられる基準は、漸次変更されることがあり、

<https://fidelityinternational.com/sustainable-investing-framework/>において適宜更新される。

- ・ ファンドは、基準に基づくスクリーニングと、投資運用会社が随時決定する特定の E S G 基準に基づく一部のセクター、企業または慣行のネガティブ・スクリーニングとの両方を取り入れた、強化された原則に基づくエクスクルージョン方針を遵守している。

- ・ 基準に基づくスクリーニングの対象には、投資運用会社が、一般に認められた国際的な基準 (国連グローバル・コンパクトにおいて定められたものを含む。) を遵守して事業を営むことができていないとみなす発行体が含まれる。

- ・ ネガティブ・スクリーニングの対象には、以下の事項のいずれかについてエクスポージャーまたは関係を有する発行体が含まれる。

- ・ 問題性のある武器 (生物兵器、化学兵器、焼夷兵器、劣化ウラン、検出不可能な破片、盲検レーザー、クラスター兵器、地雷および核兵器)

- ・ 通常兵器 (核兵器、化学兵器または生物兵器の性質を有しない武器) の生産

- ・ 民間人への販売を目的とした半自動銃器の製造または半自動銃器の民間人への販売

- ・ たばこの製造、小売、流通およびライセンス供与

- ・ 石炭の採掘および発電。ただし、再生可能エネルギー事業からの収益比率が石炭事業からの収益比率を上回る場合、または発行体がパリ協定に整合した、承認された「科学に基づく目標」に基づく目的もしくは「排出削減推進イニシアティブ」シナリオに整合する目的に向けて、実効性のある取り組みを行っている場合もしくはこれと合理的に同等の公的誓約を有効に実行している場合、かかる発行体は認可される。

投資運用会社は、より高度なスクリーニングのために最低収益基準を適用することがある。

- ・ 各ファンドに適用される追加的なネガティブ・スクリーニングの対象のリストは、<https://fidelityinternational.com/sustainable-investing-framework/>に記載されており、随時更新されることがある。

- ・ 投資運用のプロセスを通じて、投資運用会社は、被投資対象企業がグッド・ガバナンス慣行に確実に従うことを確保する。

一定のサステナブル・テーマ型ファンドの投資目的に記載される場合を除き、各ファンドは、広範囲にわたる環境的および社会的な活動の特色を継続して考慮する。環境的な特色としては、炭素集約度、炭素排出量、エネルギー効率、水・廃棄物管理および生物多様性が含まれる。一方、社会的な特色としては、製品供給、サプライチェーン、安全衛生および人権が含まれる。環境的および社会的な活動の特色に関する紛争は、定期的に監視される。環境的および社会的な活動の特色は、フィデリティのファンダメンタルズ・アナリストによって分析され、フィデリティ・サステナビリティ・レーティングを通じて評価される。これらのファンドは、フィデリティ・サステナブル・ファミリーの枠組みに則してこれらの特色を推進することに努める。

フィデリティ・サステナブル・ファミリーは、「サステナブル重視型」および「サステナブル・テーマ型」という2つの投資カテゴリーのファンドを提供する。通常、サステナブル重視型ファンドは、M S C I E S G レーティングおよびフィデリティ・サステナビリティ・レーティングを参照して、サステナブル活動が同業者と比較してより活発な企業を積極的に選定することに努め、一方、サステナブル・テーマ型ファンドは、サステナビリティ問題に対処することを目指し、長期的な投資展望のもとに、共通のテーマに関連して、セクター横断的に投資する。疑義を避けるため付言すると、両者とも上記の最低基準を満たすものとする。

(ハ) S F D R 第9条の開示要件に服するファンド

ファンドは、サステナブルな投資目標を追求するために必要である。

- ・ ファンドは、サステナブルな投資を行うことを目指している。

- ・ サステイナブルな投資は、環境的な目標または社会的な目標に貢献する経済活動を見極めることによって決定される。ただし、かかる投資がそれらの目標のいずれかを著しく害さないことおよび投資先企業が優れたガバナンス慣行に従っていることを条件とする。適用される方法に関する更なる詳細は、
<https://fidelityinternational.com/sustainable-investing-framework/>に記載されており、随時更新されることがある。
- ・ ファンドは、サステイナブルな投資目標の達成に影響を与えない限り、ヘッジまたは流動性を目的とし、セクター固有の規則の下で必要とされる場合には、付随的に現金を含む投資先に投資することができる。
- ・ ファンドへのすべての投資は、主に環境的な目標または社会的な目標に悪影響を及ぼす活動およびガバナンスに関する論争に関するスクリーニングを受ける。これらのスクリーニングは、基準に基づくスクリーニングと、投資運用会社が随時決定する特定の E S G 基準に基づく一部のセクター、企業または慣行のネガティブ・スクリーニングとの両方を取り入れた、強化された原則に基づくエクスクルージョン方針に基づいている。
ネガティブ・スクリーニングの対象には、以下の事項のいずれかについてエクスポージャーまたは関係を有する発行体が含まれる。
 - ・ 問題性のある武器 (生物兵器、化学兵器、焼夷兵器、劣化ウラン、検出不可能な破片、盲検レーザー、クラスター兵器、地雷および核兵器)
 - ・ 通常兵器 (核兵器、化学兵器または生物兵器の性質を有しない武器) の生産
 - ・ 民間人への販売を目的とした半自動銃器の製造または半自動銃器の民間人への販売
 - ・ たばこの製造、小売、流通およびライセンス供与
 - ・ 石炭の採掘および発電。ただし、再生可能エネルギー事業からの収益比率が石炭事業からの収益比率を上回る場合、または発行体がバリ協定に整合した、承認された「科学に基づく目標」に基づく目的もしくは「排出削減推進イニシアティブ」シナリオに整合する目的に向けて、実効性のある取り組みを行っている場合もしくはこれと合理的に同等の公的誓約を有効に実行している場合、かかる発行体は認可される。
 - ・ オイルサンドの抽出、または、
 - ・ 北極の陸上および海上の石油およびガスの生産。投資運用会社は、より高度なスクリーニングのために最低収益基準を適用する。
各ファンドに適用されるネガティブ・スクリーニングの対象のリストおよび適用される収益の基準値に関する情報は、
<https://fidelityinternational.com/sustainable-investing-framework/>に記載されており、随時更新されることがある。
- ・ ファンドはまた、投資運用会社が、一般に認められた国際的な基準を遵守して事業を営むことができていると思料する発行体について、基準に基づくスクリーニングを行うことを含む。これは、経済協力開発機構 (以下「OECD」という。) の多国籍企業のためのガイドラインおよびビジネスと人権に関する国連指導原則、国連グローバル・コンパクト (UNGC)、ILO 基準、国際労働機関 (ILO) の協定に定められた基準が含まれる。
- ・ 投資運用のプロセスを通じて、投資運用会社は、被投資対象企業がグッド・ガバナンス慣行に確実に従うことを確保する。

(二) タクソノミー規則

S F D R 第 8 条の開示要件の対象であると特定され、特に環境的特色を促進する場合、同ファンドは、タクソノミー規則により、「重大な害を及ぼさない」とする評価原則が、環境的にサステイナブルな経済活動に関する E U 基準を考慮した金融商品を裏付けとする投資のみを対象として適用される旨を明言することを義務付けられている。ファンドが行う残りの投資対象については、環境的にサステイナブルな経済活動に関する E U 基準を考慮しない。

個別のファンドに別途規定されていない限り、各ファンドは、(移行活動および実現活動の両方を含む) 環境的にサステイナブルな経済活動に最低 0 % を投資する。

ファンドがS F D R第8条または第9条の開示要件の対象であると特定されていない場合、同
ファンドはタクソノミー規則第7条の対象となり、その投資対象は環境的にサステナブルな経済
活動に関するE U基準を考慮しない。

< 訂正後 >

(前略)

リスク管理プロセス

管理会社は、各サブ・ファンドに関するリスクの特定、モニタリングおよび測定を可能にするリスク管理プロセスを採用している。当該リスク管理プロセスは、請求に応じて管理会社の登記上の事務所において閲覧することができる。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

(イ) 海外における申込手数料

< 訂正前 >

(前略)

クラスB 受益証券

(中略)

クラスB 受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.75%を上限とする(2022年10月末日現在0.45%) 年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S Cは、クラスB 受益証券の当初販売から7年未満の期間に投資者により売却された場合に購入後経過年数に応じた一定の料率により計算され、売却された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

クラスB 受益証券

(中略)

クラスB 受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.75%を上限とする(2023年1月末日現在0.45%) 年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S Cは、クラスB 受益証券の当初販売から7年未満の期間に投資者により売却された場合に購入後経過年数に応じた一定の料率により計算され、売却された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。

(後略)

(ロ) 日本国内における申込手数料

< 訂正前 >

(前略)

クラスB 受益証券

(中略)

クラスB 受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.45%の年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S Cは、クラスB 受益証券の最初の購入から7年未満の期間に投資者により買戻請求された場合に下記の料率により計算され、買戻された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。なお、2022年 9月末日現在、C D S Cに対して日本の消費税および地方消費税は課せられない。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

クラス B 受益証券

(中略)

クラス B 受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.45%の年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S C は、クラス B 受益証券の最初の購入から 7 年未満の期間に投資者により買戻請求された場合に下記の料率により計算され、買い戻された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。なお、2022年12月末日現在、C D S C に対して日本の消費税および地方消費税は課せられない。

(後略)

(5) 課税上の取扱い

< 訂正前 >

(A) 日本

2022年 9 月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(中略)

(C) 外国口座税務コンプライアンス法 (F A T C A)

2010年 3 月に追加雇用対策法 (以下「雇用対策法」という。) が米国における法律として制定された。雇用対策法にはいわゆる F A T C A の規定が含まれている。F A T C A の規定の目的は、米国租税の回避に対する保障措置として、米国外の金融機関に対し、米国納税者のうち米国外に資産を (直接的または状況によって間接的に) 保有する者を識別し、これに関して適切な報告を行うことを課すことである。

2014年 3 月28日、ルクセンブルグは、すべてのルクセンブルグ国籍の金融機関に対して F A T C A を実施するため米国との I G A に調印した。「金融機関」とは、I G A に規定される保管機関、預託機関、投資事業体または特定保険会社をいう。I G A は F A T C A 法として取り込まれ、これによりルクセンブルグの金融機関は、直接税庁であるルクセンブルグ税務当局に自社に資産を (直接的または状況によって間接的に) 保有する米国納税者の詳細を報告することを義務付けられており、ルクセンブルグは自動的に米国と情報交換を行うことが可能である。2014年 7 月 1 日より効力を発生した I G A にはルクセンブルグの金融機関であるファンドも該当し、同日以降の I G A に規定された米国人 (下記に定義される。)、米国籍のコントローリング・パーソンを有する受動的・非金融外国主体 (Passive NFFE) または不参加金融機関である新規の受益者および債務保有者 (存在する場合) の有無について、申込みを通じて必須の証拠を (多くの場合、自己証明書を取得することで) 得ることが要求される。ファンドは、保有する記録に基づき、既存 (すなわち、2014年 6 月30日現在) の受益者 (および債務保有者 (存在する場合)) のうち I G A に規定された米国人、米国籍のコントローリング・パーソンを有する受動的・非金融外国主体または不参加金融機関を識別することを義務付けられていた。

(中略)

2014年 7 月以前、管理会社は、I R S により「スポンサー」として登録されていた。更に、管理会社は、I G A に基づき、2016年12月31日の期限までに、フィデリティ・ファンズのファンドをスポンサー投資事業体として I R S に登録した。したがって、ファンドは米国規則に準拠した関係金融機関であるとみなされている。

(D) モーリシャスの子会社

フィデリティ・ファンズは、インド証券市場に直接、またはモーリシャスの全額出資子会社 (以下「本子会社」という。) を通して、投資を行うことができる。本子会社は、F I L インベストメント (モーリシャス) リミテッド (旧フィド・ファンズ (モーリシャス) リミテッド) の名称で、

モーリシャス法に基づく非公開株式有限責任会社として設立されている。本子会社の株式は、記名式のみである。本子会社は、当初、モーリシャス金融サービス委員会よりカテゴリー 1 の国際事業免許 (以下「G B L」という。) を受領している。2013年 1 月31日、モーリシャス金融サービス委員会は、本免許を投資持株会社へ切り替える権限を授与した。F I L インベストメント ・ マネジメント (シンガポール) リミテッドは、2014年 1 月 1 日付で本子会社と投資運用契約を締結している。本契約に従い、F I L インベストメント ・ マネジメント (シンガポール) リミテッドは、本子会社に対し投資顧問業務および投資運用業務を提供する。2019年 2 月25日、F I L インベストメンツ (モーリシャス) リミテッドは、インド法に基づきインド国外のポートフォリオ投資家 (以下「F P I」という。) としてインドで投資を行うことについて、インド証券取引委員会 (以下「S E B I」という。) による承認を更新した。F I L インベストメンツ (モーリシャス) リミテッドは、INMUFP037316の登録番号で登録されており、インドの有価証券への投資を承認されている。

本子会社の取締役会構成員は、ニシス・ガンディー (Nishith Gandhi) 氏、バシール・ナビーボクス (Bashir Nabeebokus) 氏、ルークサナ・ビビ・サハバリー - クーワー (Rooksana Bibi Sahabally-Coowar) 氏およびジョン・スキルマン (Jon Skillman) 氏である。

本子会社の監査人は、デロイト・モーリシャスである。

指定銀行 - モーリシャス

本子会社は、モーリシャス金融サービス委員会の定める要項に従い、モーリシャス国外において保有するすべての投資を、モーリシャスにおいて保有する銀行口座を通じて行わなければならない。本子会社は、かかる目的のため、モーリシャスのオフショア・バンキング部門である H S B C バンク (モーリシャス) リミテッドにおいて銀行口座を保有している。

指定銀行 - インド

本子会社は、インド法に基づき、インド国外の外国投資家として、インドにおけるおよびインドからのすべての送金に、インドの指定送金銀行を利用しなければならない。当該送金銀行は、当該取引の取扱いに関して、インド準備銀行 (R B I) に対して一定の報告義務を負うことがある。本子会社は、シティバンク、エヌ・エイをインドにおける送金銀行として任命している。

かかる体制は、保管受託銀行がその法的義務を履行することを妨げるものではない。

モーリシャスにおける現地管理業務代行会社

本子会社は、I Q E Q サービスズ (モーリシャス) リミテッドを本子会社の管理事務代行会社、秘書役業務担当者および登録事務代行会社として指定している。

ファンドの監査済年次報告書および未監査半期報告書については、本子会社の財務実績がファンドの財務実績に連結される。投資制限においては、ファンドおよび本子会社の連結投資を考慮している。

本子会社は、インドの有価証券への投資活動に関して一定の手数料および費用を負担し、支払っている。これらの手数料および費用には、委託費用および委託手数料、インド・ルピーおよび米ドル間の外国為替取引費用、常任代理人が負担した報酬、本子会社の設立および運営に関連する法人手数料および登録手数料ならびに税金が含まれる。

性質上資本とみなされる支出は、税務上許容されない。

以下は、ファンドおよび本子会社に関する税務事項の一部の要約である。かかる要約は、英文目論見書の日付現在において、ファンドおよび本子会社が、インドおよびモーリシャスの顧問から、インドおよびモーリシャスの現行税法、租税条約ならびに関連税務当局の現行実務に関して受けた助言に基づくものであるが、これらはすべての変更に従う。かかる変更により、ファンドまたは本子会社が支払う税金が引き上げられ、ファンドのリターンに悪影響を及ぼす可能性がある。ファンドおよびその顧問は、適用ある税法の変更または裁判所 / 税務当局による解釈の変更により、投資主に生じる可能性のある損失について責任を負わない。

(E) インド

税務上の影響 - 本子会社のインドにおける投資

インドにおける本子会社の課税は、インドとモーリシャスの間の二重課税防止協定 (D T A A) (モーリシャス租税条約) の規定と合わせて解釈される、インドの1961年所得税法 (I T A) の規定に準拠する。

(イ) I T A に基づく課税

a) 配当金

従来、配当金を宣言または分配するインド企業は、配当金に対して実効税率20.56% (付加税および教育目的税を含む。) の配当分配税 (D D T) の支払が義務付けられており、また受取配当金は、本子会社側では課税が免除されていた。

ただし、2020年4月1日以降、配当金を宣言、分配または支払を行うインド企業には、D D T の支払は課されず、I T A 第115 (A D) 条に従い、本子会社側では当該配当金に対して実効税率21.84% (付加税および教育目的税を含む。) の分配税が課せられている。インド企業は、本子会社に対して配当金を支払う前に、対象となる源泉徴収を行うことが義務付けられている。

b) キャピタル・ゲイン (株式買戻益を除く。)

本子会社が適用あるインドにおける F P I 規制に基づき保有する有価証券は、「資本資産」とみなされる。したがって、本子会社のインドにおける投資証券の売却益はキャピタル・ゲインとして分類される。

有価証券の保有期間に応じて、当該利益は、短期または長期のキャピタル・ゲインとして課税される。

商品の種類	保有期間	分類
上場有価証券 (受益証券を除く。) / 投資証券型ファンド受益証券 / インドのユニット・トラストの受益証券 / ゼロ・クーポン債	12か月超 12か月以下	長期資本資産 短期資本資産
非上場株式 (当初公募の一環として募集されるものを含む。)	24か月超 24か月以下	長期資本資産 短期資本資産
その他の有価証券 (非投資証券型ファンド受益証券 / 事業信託 (R E I T / インフラ投資信託 / その他の非上場有価証券) の上場受益証券	36か月超 36か月以下	長期資本資産 短期資本資産

本子会社が得たキャピタル・ゲインに対しては、以下の税率で課税される。

利益の性質	2022年3月31日に終了した年度に係る最高実効税率			
キャピタル・ゲイン	上場株式 / 投資証券型投資信託受託証券 / 事業信託受益証券 (S T T の対象)	上場株式 / 投資証券型投資信託受託証券 / 事業信託受益証券 (S T T の対象外)	債務証券 / 投資信託受託証券 (投資証券型を除く。)	先物およびオプション
長期	0.1百万インド・ルピー超の利益に対して10.92%	10.92%	10.92%	該当なし
短期	16.38%	32.76%	32.76%	32.76%

・長期のキャピタル・ゲインの計算にあたり、2018年財政法において、2018年1月31日現在で保有されている上場株式に生じた利益について、実際の取得原価および下記のうちいずれか高い方に費用を再設定することによる特例措置が規定された。

・以下のうちいずれか低い方：

- 2018年1月31日現在の公正市場価格。
- 譲渡時に受け取った対価の額。

c) 株式買戻益に係るキャピタル・ゲイン

株式買戻益に対する課税は、投資主側では免除されている。株式の買戻しを行うインドの企業は、当該企業が買戻しの際に支払った対価と当該株式の発行時に受け取った金額との差額に対して23.30%の分配税を支払う。

d) 利息

有価証券に関連して受け取るインカム収益 (受取配当金を除くが、有価証券に係る受取利息を含む場合がある。) に対しては、5.46% (一定の条件が充足された場合) または21.84%の税率で課税される。

e) 外貨建転換社債 (以下「 F C C B 」という。) 、 A D R および G D R に係るキャピタル・ゲイン

2名の非居住投資家間のインド国外における F C C B 、 A D R および G D R の譲渡に係るキャピタル・ゲインは、原則としてインドでは課税対象とならない。

f) 有価証券貸借 (S L B) スキームに基づく取引

S E B I または R B I が定めるガイドラインの対象となる有価証券貸借スキームにおける譲渡は、I T A の関連規定における「譲渡」とはみなされない。更に、当該取引に対して S T T は適用されない。有価証券の空売りおよび買戻しに係る利益は、「キャピタル・ゲイン」または「事業所得」とみなされ、相応に課税される可能性がある。

ファンドが S L B スキームに基づいて有価証券を貸し付ける場合、ファンドが受領する貸付手数料は、「事業所得」または「その他の源泉による所得」とみなされることがある (43.68%の税率で課税される。) 。ただし、F P I に適用される特別な税制に基づき、21.84%の税率で課税される「有価証券に係る所得」とみなされるべきである旨を主張することができる。

g) 最低代替税 (M A T)

インドの所得税法の規定において、企業は、国内税法の通常の規定に基づいて支払われるべき税金が、当該企業の「帳簿利益」の16.38%で計算された最低代替税 (M A T) を下回る場合、当該 M A T を支払うことが義務付けられている。

「帳簿利益」の計算においては、特に外国企業が得たキャピタル・ゲインおよび経過利息の形による所得は、当該所得に対して支払われるべき税金が M A T 税率よりも低い場合には除外される。更に、以下の場合、M A T は外国企業には適用されない。

- ・外国企業が、インドと条約を締結している国の居住者であり、かつ当該外国企業がインド国内に恒久的施設を有していない場合。
- ・外国企業が、インドと条約を締結していない国の居住者であり、かつ企業に関するいかなる法律においても登録を申請することを義務付けられていない場合。

(ロ) モーリシャス租税条約に基づく課税a) キャピタル・ゲイン

モーリシャス租税条約に従い、インドの居住者である企業の株式を取得した場合には、当該株式の譲渡によって生じたキャピタル・ゲインに対しては、インドにおいて課税される。ただし、当該株式が2017年4月1日より前に取得された場合には、当該キャピタル・ゲインに対しては、インドにおいて課税されない。

b) 配当金

配当金は、モーリシャス租税条約第10項に従い、本子会社がかかる受取配当金の「実質保有者」である場合に限り、15%の税率で課税される。

c) 利息

利息の実質保有者がモーリシャスの居住者である場合、モーリシャス租税条約に基づき、本子会社によるインドでの受取利息に対して7.5%の税率で課税される。

d) 事業所得

本子会社がインドに恒久的施設を有していない場合、事業所得として計上される一切の所得は、モーリシャス租税条約第7条第 (1) 項に基づき、インドにおいて課税されない。

e) その他の所得

その他の所得として計上される所得は、モーリシャス租税条約第22条第(1)項に従い、インドにおいて課税される。

(F) 注記

- (イ) 上記の税率は、2021年財政法に従って考慮される。これらの税率は、課税所得が100百万インド・ルピー超の場合に適用される(5%の付加税および4%の教育目的税を含む)。課税所得が10百万インド・ルピー超100百万インド・ルピー以下の場合には、5%の付加税は2%に引き下げられる。課税所得が10百万インド・ルピー以下の場合、2%の付加税は適用されない。
- (ロ) 本子会社は、モーリシャス租税条約上の利益を受けるために、モーリシャス歳入庁が発行する課税居住者証明書や自己申告書(Form No. 10F)等の書類を保管する必要がある。
- (ハ) 別途記載するとおり、モーリシャス租税条約上の利益は一般的租税回避否認規定(GAAR)の対象となる。

(G) 有価証券取引税

有価証券取引税(S T T)は、売買取引がインドの公認証券取引所において行われる場合、インド企業の株式である有価証券の売買に対して支払われる。現在のS T T税率は以下の表のとおりである。

課税対象の有価証券取引	S T T 税率	支払者
公認証券取引所における券面交付を伴う株式の売買	0.1%	購入者および売却者
公認証券取引所における券面交付を伴わない投資証券型ファンドの株式または受益証券の売買取引	0.025%	売却者
有価証券先物の売却	0.01%	売却者
行使済有価証券オプションの売却	0.125%*	購入者
有価証券オプションの売却	0.017%	売却者
投資証券型ファンド受益証券の投資信託への売却	0.001%	売却者
募集された非上場株式の売却	0.2%	売却者
募集された事業信託の非上場受益証券の売却	0.2%	売却者

* 本質的価値の0.125%(すなわち清算価格と権利行使価格との間の差異)

(H) 印紙税

2019年財政法は、1899年インド印紙税法の改正(2020年7月1日施行)を行ったことにより、州間での有価証券に対する印紙税の均一化および低価格化を実現し、それにより汎インド証券市場が構築された。更に、同法は、当該有価証券の印紙税を徴収するための証券取引所および預託機関を指定した。

かかる改正に従い、すべての有価証券の発行および譲渡には印紙税が課され(ペーパーレス化された有価証券の譲渡に関する課税の免除は廃止される。)、() 上場有価証券の実際の取引価格または() 譲渡証書に記載された価格に基づき、従価税方式で算出されるものとする。

1899年インド印紙税法に準拠した株式譲渡に係る改正後の印紙税率は、以下のとおりである。

詳細	改正後の税率 (インドの印紙税法に基づく。)	課税対象
券面の交付を伴うもの	0.015% (証券取引所を通じた取引の場合 - 購入者に課税 その他の場合 - 売却者に課税)	市場価格

券面の交付を伴わないもの	0.003% (証券取引所を通じた取引の場合 - 購入者に課税 その他の場合 - 売却者に課税)	市場価格
--------------	--	------

税務上の影響 - インドに直接投資するファンド

ルクセンブルグから直接インドに投資した場合にファンドが得た所得 (配当金、キャピタル・ゲインおよび利息) の課税については、前記の「(E) インド、(イ) ITA に基づく課税」に記載したところと同一とする。更に、ファンドは、上記の S T T および印紙税の項目に記載される税率による S T T および印紙税の支払義務を負う。

更に、ファンドは S I C A V であるため、インド・ルクセンブルグ租税条約に基づく利益を主張することができない。

その他の関連する税務上の考慮事項

G A A R

G A A R 規定は2017年4月1日から施行されている。

G A A R は、容認できない租税回避取引であることが判明した取引の場合に、インドの税務当局が発動することができる。取引は、税利益を受けることが主な目的であり、かつ以下に記載する4つの基準の少なくとも1つを充足する場合には、容認できない租税回避取引とみなされる可能性がある。

- (a) 独立した当事者間での取引には通常生じない権利または義務を設定する取引。
- (b) I T A の直接的 / 間接的な誤用または濫用を招く取引。
- (c) 商業的実質を有しない取引またはその全部もしくは一部が商業的実質を有しないと認められる取引。
- (d) 善意の事業目的には通常使用されない方法で締結または実行される取引。

このような場合、インドの税務当局は、租税条約に基づく利益を否認し、かかる取引からの所得を再配分し、またはかかる取引を再構成しもしくは無視する権限を有する。例示的な権限の一部は以下のとおりである。

- (a) 当該取引のいずれかの段階または当該取引の当事者を無視すること、これらを統合すること、またはこれらを再構成すること。
- (b) 税法上取引を無視すること。
- (c) 当事者の居住地、取引の所在地または資産の場所を取引に定めのない場所へ移転すること。
- (d) 企業構造を無視した取引の再構成を行うこと。
- (e) 株主資本の負債への再構成、資本の収益への再構成等を行うこと。

上記の用語は、I T A に規定されている定義に照らして解釈されるべきものである。更に、当該取引の主たる目的がいかなる税利益を得ることでもないことを証明する責任は納税者にある。G A A R の規定は、発動された場合、租税条約上の利益に係る規定の否認をもたらす可能性がある。

G A A R の規定が適用されない少数の例外を定める所得税規則が公表された。所得税規則に規定されている、G A A R 規定の適用に関する主な例外の概要は、以下のとおりである。

(a) 金額の基準による適用除外

G A A R の規定は、当該年度における取引による税利益 (すべての当事者の利益の合計) が 30,000,000 インド・ルピーを超える場合にのみ適用される。

(b) F P I および P ノートの保有者に対する適用除外

- ・ S E B I に登録された F P I は、インドが締結した租税条約に基づく利益を受けない場合、G A A R の規定の適用から除外される。
- ・ 非居住者投資家がオフショアデリバティブ商品またはその他の方法により直接または間接に行った F P I への投資は、G A A R の規定から除外される。

(c) 特例措置の対象となる所得

G A A R の規定は、2017年4月1日より前に行われた投資証券の譲渡から、いずれかの者に対して生じた所得もしくは生じたとみなされる所得、またはいずれかの者が受領したもしくは受領したとみなされる所得には適用されない。

(I) オフショア譲渡

I T Aの下では、インド国外で登記または設立された企業または団体の株式または持分は、その株式または持分が実質的にインド国内に所在する資産から直接または間接に価値を生じる場合、インド国内に所在するものとみなされる。

間接譲渡税の規定は、2014年インド証券取引委員会 (F P I) 規則に基づき登録されているカテゴリー およびカテゴリー の F P I に投資する非居住者が直接または間接に保有する投資に関して適用されていなかった。しかし、前述の F P I 規則は2019年 9 月23日付で廃止され、2019年 S E B I (F P I) 規則に置き換えられた。かかる変更に伴い、I T Aはその後改正され、オフショア譲渡税の規定は、2019年 S E B I (外国ポートフォリオ投資家) 規則に基づき S E B I に登録されているカテゴリー の F P I には適用されないことが明確化された。

本子会社およびファンドは、2019年 S E B I (F P I) 規則に基づきカテゴリー I の F P I として登録されている。したがって、本子会社およびファンドに投資する投資家が直接または間接に保有する株式の譲渡、償還または買戻しは、インドにおいては当該税の対象とはならない。

インド投資先企業の株式 / 有価証券への投資からのみなし所得

I T A第56 (2) () 条に基づき、いずれかの者が公正な市場価格 (以下「 F M V 」という。) より0.05百万インド・ルピー超下回る対価で、いずれかの者から株式および有価証券を受領した場合、F M V と対価の差額について、取得者側に対して「その他の源泉による所得」として課税される。株式および有価証券の F M V の決定に関する規則は、1962年所得税規則に規定されている。税源浸食・利益移転 (以下「 B E P S 」という。) 防止に係る租税条約関連措置を実施するための多国間文書 (以下「 M L I 」という。)

O E C Dは、B E P Sに関する取組みの一環として、M L Iを発表した。M L Iには、特に「主要目的テスト」が含まれており、取決めまたは取引の主要な目的の一つが直接または間接に税利益を得ることである場合には、租税条約上の利益を否認することができる。インドおよびモーリシャスはM L Iに署名しているが、モーリシャスは、O E C Dに提出する対象租税条約通知のリストにインドとの租税条約を含めていない。モーリシャスによるかかる除外のため、現在、M L Iの条項はモーリシャスの税務上の居住者には適用されない。O E C Dのプレスリリースは、モーリシャスがB E P Sのミニマム・スタンダードを実施するために、M L Iの対象となっていない国と二国間協議を行うことを提案している。M L Iに関する課税上の位置付けは、この状況の進展を踏まえて見直されなければならない。

(J) モーリシャス

本子会社は、当初、カテゴリー 1 の国際事業企業 (以下「 G B C 1 」という。) として設立された。2001年金融サービス振興法は廃止され、2007年金融サービス法 (F S A) に置き換えられた。F S Aは、規制制度を簡素化し、国際事業部門の法的枠組みを統合した。

現状では、本子会社は15%の税金を課せられる予定であり、外国所得に対して実際に課せられる外国税額の控除、または外国源泉所得に対して支払われるべきモーリシャスの税金の80%に相当する推定控除のいずれかのうち大きい額の方を申告することができる。外国税額控除 (以下「 F T C 」という。) はモーリシャスの納税義務に限定されている。したがって、本子会社は最大実効税率 3 % の課税対象となり、また実際に課せられる外国税額が15%を超える場合、モーリシャスの納税義務はゼロに引き下げられる。1995年モーリシャス所得税法では、G B C 1 の株式または有価証券の売却益は所得税を免除されている。ただし、免税所得に直接帰属する費用は税務上否認される。免税所得に間接的に帰属する共通経費は、課税所得と免税所得の合計に対する免税所得の割合が10%を超える場合には、否認される。

モーリシャスでは、国際事業企業に対する税制および規制制度に大きな変化があった。

金融サービス法に基づく新たな規制により、2019年 1 月 1 日以降、G B L 企業は、常に以下の事項を実施する必要がある。

・ 所得税法に従い、モーリシャスにおける、またはモーリシャスからの中核的収益創出事業を以下のとおり行うこと。

- 中核的事業を遂行するために適切な資格を有する合理的な人数の者を、直接または間接に雇用すること。
- 事業水準に比例する最低限の支出水準を有すること。
- ・ モーリシャスにより運用および管理されること。
- ・ 管理者により管理されること。

G B L の保有者がモーリシャスによって管理および支配されているか否かの判断にあたり、G B L 企業は以下の実質要件を遵守しなければならない。

モーリシャスにおける運用および管理の判断

- ・ 当該企業が、モーリシャスに居住し、適切な資格、ならびに精神および判断の独立性を行使するのに十分な資質を有する取締役を2名以上有していること。
- ・ 当該企業が、モーリシャスにおける主たる銀行口座を常時維持していること。
- ・ 当該企業が、モーリシャスの登記上の事務所に会計記録を常時保管し維持していること。
- ・ 当該企業が、法定の財務諸表を作成し、当該財務諸表をモーリシャスにおいて監査させ、または監査させるよう提案すること。
- ・ 当該企業が、少なくとも2名のモーリシャス出身の取締役を含む取締役会の開催を規定していること。

G B C 1 企業が利用可能な80%みなしF T C は、2019年1月1日以降段階的に廃止された。G B C 1 は、特例措置期間中引き続き80%のみなしF T C の利益を享受することができる。2017年10月16日より前に発行されたG B C 1 免許は、2021年6月30日まで特例措置が適用される。2017年10月16日より後に発行された免許は、新たな税制を遵守しなければならない。移行期間の終了後、既存のG B C 1 はG B L に名称を変更される。切替は不要である。本子会社は特例措置期間が適用されるため、2021年6月30日まで80%のみなしF T C の利益を享受することができる。

この特例措置期間の終了後、特に以下の特定所得に対する80%の部分的免除制度がG B L 企業に導入される。

- ・ 外国配当金（源泉国で控除が認められない金額を条件とする。）。
- ・ 受取利息。
- ・ 外国に居住する企業の恒久的施設に帰せられる利益。
- ・ 外国源泉所得のうち、金融サービス委員会により認可または承認された集合投資スキーム（以下「C I S」という。）、クローズド・エンド型ファンド、C I S 管理事務代行者、C I S 事務代行者、投資顧問または資産運用会社により生じるもの。
- ・ 船舶および航空機のリース会社からの利益。

G B L 企業が80%の免除を申請している場合、実際のF T C は外国源泉所得に対して認められないことに留意すべきである。1995年所得税法によると、企業が特定所得に対して80%控除を申告する場合には、追加的な実質要件が必要である。

本子会社から親会社へ支払われた配当金は、モーリシャスにおいていかなる税金も課されない。また、モーリシャスではキャピタル・ゲインが課税されないため、本子会社がインドにおいて行った投資証券の売却による利益は、モーリシャスにおいては課税されない。

本子会社に関し、モーリシャス歳入庁（M R A）の長官より、モーリシャスの税務上の居住証明書が発行されている。したがって、本子会社は、条約の目的上、モーリシャスの居住者としての資格を有する。これに基づき、本子会社は、モーリシャス・インド租税条約（上記「（E）インド」における税制を参照のこと。）に基づき、一定のインドの税控除を引き続き受ける権利がある。

< 訂正後 >

（A）日本

2022年12月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

（C）外国口座税務コンプライアンス法（F A T C A）

2010年3月に追加雇用対策法（以下「雇用対策法」という。）が米国における法律として制定された。雇用対策法にはいわゆる外国口座税務コンプライアンス法（以下「F A T C A」という。）

の規定が含まれている。F A T C A の規定の目的は、米国租税の回避に対する保障措置として、米国外の金融機関に対し、米国納税者のうち米国外に資産を (直接的または状況によって間接的に) 保有する者を識別し、これに関して適切な報告を行うことを課すことである。

2014年3月28日、ルクセンブルグは、すべてのルクセンブルグ国籍の金融機関に対してF A T C Aを実施するため米国との政府間協定 (以下「I G A」という。)に調印した。「金融機関」とは、I G Aに規定される保管機関、預託機関、投資事業体または特定保険会社をいう。I G AはF A T C A法として取り込まれ、これによりルクセンブルグの金融機関は、直接税庁であるルクセンブルグ税務当局に自社に資産を (直接的または状況によって間接的に) 保有する米国納税者の詳細を報告することを義務付けられており、ルクセンブルグは自動的に米国と情報交換を行うことが可能である。2014年7月1日より効力を発生したI G Aにはルクセンブルグの金融機関であるファンドも該当し、同日以降のI G Aに規定された米国人、米国籍のコントローリング・パーソンを有する受動的な金融外国主体 (Passive NFFE) または不参加金融機関である新規の受益者および債務保有者 (存在する場合) の有無について、申込みを通じて必須の証拠を (多くの場合、自己証明書を取得することで) 得ることが要求される。ファンドは、保有する記録に基づき、既存 (すなわち、2014年6月30日現在) の受益者 (および債務保有者 (存在する場合)) のうちI G Aに規定された米国人、米国籍のコントローリング・パーソンを有する受動的な金融外国主体または不参加金融機関を識別することを義務付けられていた。

(中略)

2014年7月以前、管理会社は、米国の内国歳入庁 (以下「I R S」という。)により「スポンサー」として登録されていた。更に、管理会社は、I G Aに基づき、2016年12月31日の期限までに、フィデリティ・ファンズのファンドをスポンサー投資事業体としてI R Sに登録した。したがって、ファンドは米国規則に準拠した関係金融機関であるとみなされている。

第2 管理及び運営

1 申込 (販売) 手続等

(1) 海外における申込手続等

<訂正前>

(前略)

クラスB受益証券

(中略)

クラスB受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.75%を上限とする (2022年10月末日現在0.45%) 年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S Cは、クラスB受益証券の最初の購入から7年未満の期間に投資者により売却された場合に下記の料率により計算され、売却された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。

(中略)

なお、ファンドは、マスター・ファンドの投資証券取得に際して、申込手数料を支払う必要がない。

適格投資家

ファンド証券は自由に譲渡可能であるが、管理会社は、「米国人」、もしくはルクセンブルグもしくはその他の国の法令に違反している者によるファンド証券の実質的保有、またはそれによりファンドもしくはその受益者に、規則上、税務上または財務上不利益な結果 (特に、F A T C Aにより、またはその違反により課される義務から派生することとなる税金債務を含む。)を生じさせることとなるファンド証券の実質的保有を阻止または制限することができる。管理会社の取締役会は、以下の「米国人」の定義を採用している。かかる権限に基づき、管理会社は、当該「米国人」により保有されたファンド証券を強制的に買い戻すことができ、また、当該ファンド証券に付随する権利の行使を制限することができる。

「適格投資家」とは、米国人ではなく、かつ、その者による（管理会社またはその他の者からの）受益証券の買付けまたはその他の取得が(a) その者がアメリカ合衆国に物理的に所在する間に行われたものではなく、また(b) その者がアメリカ合衆国に物理的に所在する間にその者に対して行われた勧誘に関するものではなく、更に、受益証券の購入がその者の居住または物理的に所在する法域の法律違反となるような者でないことを条件として、あらゆる者をいう。

適用米国法および受益証券の申込者または譲受人に対して伝達される変更に従うことを条件として、本書において「米国人」とは、(a) アメリカ合衆国の市民もしくは居住者、(b) アメリカ合衆国の法律に基づいて組織または設立されたパートナーシップ、会社、有限責任会社もしくは類似の法主体またはこれらのものとしてアメリカ合衆国の所得税法に基づき課税されるか、もしくはアメリカ合衆国の所得税法に基づき所得申告の提出を行う法主体、(c) 執行者、管理者または受託者が米国人である財団または信託（ただし、その受託者として行為している専門家が米国人である信託の場合は、米国人ではない受託者が当該信託資産について完全なまたは一部の投資権限を有し、そのトラストの受益者（および取消可能信託の場合は財産譲渡者）が米国人ではない場合を除く。）、(d) その所得のうちアメリカ合衆国国外に源泉を有する所得が、アメリカ合衆国の所得税の計算の上で総所得に含められる扱いをされている財団または信託、(e) アメリカ合衆国内に所在する外国法人の代理店または支店、(f) 米国人のためにまたは米国人の勘定でアメリカ合衆国内外のディーラーその他の受託者が保有する一任もしくは非一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、(g) アメリカ合衆国で組織もしくは設立された、または（個人の場合）アメリカ合衆国に居住するディーラーその他の受託者が保有する一任もしくは非一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）（ただし、非米国人のためにまたは非米国人の勘定でアメリカ合衆国で組織もしくは設立された、または（個人の場合）アメリカ合衆国に居住するディーラーその他の受託者が保有する一任もしくは非一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）は米国人とはみなされない。）、(h) 市民権、居住地、所在地、住所にかかわらず、随時効力のあるアメリカ合衆国の所得税法において、たとえ販売が行われなくても、ある米国人にその所得の一部が課税される場合の企業、会社その他の法主体（消極的外国投資法人を除く。）、(i) (A) 外国法域において組織または設立され、(B) 米国人により、主としてアメリカ合衆国1933年証券法による登録がなされていない証券（ファンドの受益証券を含むがこれに限られない。）に投資するため、所有または設定された、パートナーシップ、会社またはその他の法主体、(j) 従業員福利制度（ただし当該従業員福利制度がアメリカ合衆国以外の国の法律、慣行および当該国の書面に従って設定され、運用されており、ならびに実質的にすべてがアメリカ合衆国非居住者である外国人のために主として維持されている場合を除く。）、ならびに(k) 役員または取締役を通じて行為する、フィデリティ・インベストメンツ・インスティテューショナル・サービス・カンパニー・インク、F I Lディストリビューターズ・インターナショナル・リミテッドまたはファンドの投資証券もしくは受益証券の所有権または投資証券もしくは受益証券の所有の勧誘が、アメリカ合衆国、いずれかの州またはその他の法域における証券関係法違反となると決定されるその他の者または法主体をいう。ただし、上記の分類のいずれかに該当する者または法主体であっても、役員または取締役を通じて行為する、F I Lディストリビューターズ・インターナショナル・リミテッドまたはファンドにより、受益証券の所有権または受益証券の所有の勧誘がアメリカ合衆国、いずれかの州またはその他の法域における証券関係法に違反しないと決定される者または法主体については、米国人に含まない。ここに、アメリカ合衆国とは、その諸州、領地、属領およびコロンビア特別区を含む。

ファンドは長期保有をする投資者のためのものであり、短期売買を目的とする投資者向けのファンドではない。ファンドの短期または過度の売買は、ファンドのポートフォリオ構築計画を阻害し、また費用増加につながり、ファンドの運用成績に悪影響を及ぼすことがある。一般的なフィデリティの方針および慣習ならびにC S S Fの通達04 / 146に基づき、管理会社、販売会社または販売取扱会社は、マーケット・タイミングに関係することを知っている取引または関係すると信じる根拠がある取引を許可しない。したがってファンドの運用に支障をきたすと考えられる、特に短期売買を行う投資者、または短期売買、過度な売買、もしくはファンドに悪影響を及ぼしたもしくは及ぼす可能性がある取引を過去何度かにわたって行ったと判断される投資者からのファンドの受益証券の申込みまたは転換の申込みについては、ファンド、販売会社または販売取扱会社は、これを拒絶することがある。

過去の投資活動の判断を行うため、ファンド、販売会社または販売取扱会社は、投資者のファンドの取引履歴やその他のフィデリティが運用するファンドの取引状況の検討を行うことがある。

(注)「フィデリティ」とは、F I L リミテッド (FIL Limited) およびその各関連会社をいう。

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止のための手続

(後略)

<訂正後>

(前略)

クラスB 受益証券

(中略)

クラスB 受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.75%を上限とする(2023年1月末日現在0.45%)年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S Cは、クラスB 受益証券の最初の購入から7年未満の期間に投資者により売却された場合に下記の料率により計算され、売却された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。

(中略)

なお、ファンドは、マスター・ファンドの投資証券取得に際して、申込手数料を支払う必要がない。

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止のための手続

(後略)

(2) 日本における申込手続等

<訂正前>

(前略)

クラスB 受益証券

クラスB 受益証券について、申込時に手数料は課せられないが、購入後の経過年数により買戻時に以下の条件付後払申込手数料が課せられる。クラスB 受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.45%の年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。条件付後払申込手数料は、買い戻された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。なお、2022年9月末日現在、日本の消費税および地方消費税は、C D S Cに対して課せられない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

クラスB 受益証券

クラスB 受益証券について、申込時に手数料は課せられないが、購入後の経過年数により買戻時に以下の条件付後払申込手数料が課せられる。クラスB 受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.45%の年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。条件付後払申込手数料は、買い戻された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。なお、2022年12月末日現在、日本の消費税および地方消費税は、C D S Cに対して課せられない。

(後略)

5 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

<訂正前>

（イ）受益証券１口当たり純資産価格の計算

（中略）

日本においては、ファンド証券の１口当たり純資産価格を代行協会員、日本における販売会社および販売取扱会社に問い合わせることができる。なお、受益証券１口当たり純資産価格は、便宜上、１万口当たりで表示されることがある。

マスター・ファンドの純資産価額の計算については、後記「別紙」を参照のこと。

（ロ）受益証券１口当たり純資産価格の決定の停止

（中略）

管理会社は、マスター・ファンドの１口当たり純資産価格の決定が停止された場合、サブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格の決定を一時的に停止し、したがって受益証券の発行、買戻しおよび転換を一時的に停止することができる。マスター・ファンドの１口当たり純資産価格の決定の停止については、後記「別紙」を参照のこと。

<訂正後>

（イ）受益証券１口当たり純資産価格の計算

（中略）

日本においては、ファンド証券の１口当たり純資産価格を代行協会員、日本における販売会社および販売取扱会社に問い合わせることができる。なお、受益証券１口当たり純資産価格は、便宜上、１万口当たりで表示されることがある。

（ロ）受益証券１口当たり純資産価格の決定の停止

（中略）

管理会社は、マスター・ファンドの１口当たり純資産価格の決定が停止された場合、サブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格の決定を一時的に停止し、したがって受益証券の発行、買戻しおよび転換を一時的に停止することができる。

第二部 特別情報

第５ その他

<訂正前>

（前略）

- (5) 交付目論見書の表紙および投資リスクの冒頭ならびに請求目論見書の表紙の裏面に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

「サブ・ファンドは、フィデリティ・ファンズ・インディア・フォーカス・ファンド（以下「マスター・ファンド」ということがあります。）を通じて有価証券等に投資を行います。マスター・ファンドの１口当たり純資産価格は、組入有価証券等の値動き、組入有価証券等の発行企業の経営・財務状況の変化および為替相場等の影響（基準通貨以外の通貨や有価証券等に投資する場合）により変動しますので、これによりサブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがあります。また、マスター・ファンドがサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建てであるため、当該通貨とサブ・ファンドの基準通貨との間の為替の値動きによっても、サブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格は変動します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券１口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

マスター・ファンドを通じた投資によるサブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格の変動要因としては、主に「価格の変動」、「株式」、「投資国の集中」、「外国為替リスク」、「新興市場」、「金融デリバティブ商品」等のリスクがあります。」

（後略）

<訂正後>

(前略)

(5) 交付目論見書の表紙および投資リスクの冒頭ならびに請求目論見書の表紙の裏面に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

「サブ・ファンドは、フィデリティ・ファンズ - インディア・フォーカス・ファンド(以下「マスター・ファンド」ということがあります。)を通じて有価証券等に投資を行います。マスター・ファンドの1口当たり純資産価格は、組入有価証券等の値動き、組入有価証券等の発行企業の経営・財務状況の変化および為替相場等の影響(基準通貨以外の通貨や有価証券等に投資する場合)により変動しますので、これによりサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがあります。また、マスター・ファンドがサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建であるため、当該通貨とサブ・ファンドの基準通貨との間の為替の値動きによっても、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は変動します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

マスター・ファンドを通じた投資によるサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の変動要因としては、主に「集中リスク」、「為替リスク」、「デリバティブリスク」、「新興市場リスク」、「株式リスク」、「市場リスク」、「サステナブル投資リスク」等のリスクがあります。」

(後略)

[次へ](#)

別紙

フィデリティ・ファンズ - インディア・フォーカス・ファンド

別紙「フィデリティ・ファンズ - インディア・フォーカス・ファンド」中「１．フィデリティ・ファンズの形態」、「２．マスター・ファンドの投資方針」、「３．報酬方針」および「４．管理報酬等」は、以下の「１．投資目的および投資方針」および「２．報酬および費用」の内容に更新されます。

同別紙中「５．マスター・ファンドの運用状況等」は、項目番号が５から３に変更され、以下の「３．マスター・ファンドの運用状況等」の内容に更新されます。

同別紙中「６．マスター・ファンドの純資産価額の計算」、「７．マスター・ファンドの価格調整方針（スウィング・プライシング）」および「８．マスター・ファンドの１口当たり純資産価格の決定の停止」は削除されます。

同別紙中「９．マスター・ファンドの経理状況」は、項目番号が９から４に変更され、以下の「４．マスター・ファンドの経理状況」に記載のマスター・ファンドの中間財務書類が追加されます。

さらに、同別紙に、以下の「サステナブル投資およびＥＳＧインテグレーション」、「環境的および／または社会的特色」、「ファンドによる金融商品・金融手法の利用方法」および「一般的な投資権限および投資制限」が追加されます。

１．投資目的および投資方針

目的

ファンドは、長期的な資本の成長を目指す。

投資方針

ファンドの資産の70%（通常は75%）以上を、インドで上場されているインド企業またはインドで事業の大半を行う非インド企業の株式に投資する。ファンドはまた、付随的に短期金融商品に投資することもある。ファンドは、資産の50%以上を、環境・社会・ガバナンス（ＥＳＧ）に優れた特色のある企業の有価証券に投資する。

投資プロセス

ファンドの積極的な運用にあたり、投資運用会社は、成長および評価指標、企業財務、資本収益率、キャッシュ・フローおよびその他指標に加え、企業経営、業界の市況ならびにその他の要因を考慮する。投資運用会社は、投資リスクおよび投資機会を評価する際に、ＥＳＧ特色も考慮する。ＥＳＧ特色が優れていると判断する際には、投資運用会社は、フィデリティまたは外部機関が提供するＥＳＧ評価を考慮する。投資運用会社は、投資運用プロセスを通じて、投資先企業が良好なガバナンスの実践に努めていることを確認する。

ファンドは、フィデリティ・サステナブル・インベストメント・フレームワークの基準を遵守している。詳細については、後記「サステナブル投資およびＥＳＧインテグレーション」を参照のこと。

S F D R 商品分類

第８条（環境的および／または社会的特色の促進）

デリバティブ等

ファンドは、ヘッジ目的、効率的なポートフォリオ管理目的および投資目的で、デリバティブを使用することがある。

主要なデリバティブ（後記「ファンドによる金融商品・金融手法の利用方法」を参照のこと。）に加え、ファンドは、ＴＲＳを使用する予定である。

ＴＲＳ（差金決済取引を含む。）につき、０％を予定、最大10％

証券貸付につき、15％を予定、最大30％

レボ取引／リバース・レボ取引につき、0%を予定、最大30%

ベンチマーク

MSCI India Capped 8% Index。これはE S G特色を考慮しないインデックスであり、リスク監視およびパフォーマンス比較のために使用される。ファンドは、ベンチマークを構成する有価証券に投資するが、一任運用されるため、ベンチマークに含まれない有価証券に投資することもある。そのため、一定期間のパフォーマンスは、ベンチマークから大きく乖離する場合もあれば、乖離しない場合もある。

基準通貨

米ドル

投資運用会社

F I L ファンド・マネジメント・リミテッド

2. 報酬および費用

（ ）運用報酬

運用報酬は、ファンドの純資産価額の年率1.50%で毎日発生し、毎月後払いで、通常は米ドルで支払われる。

（ ）保管および管理報酬

フィデリティ・ファンズは、保管銀行に報酬を支払う。保管報酬は、一般に、フィデリティ・ファンズの純資産価額の0.003%から0.35%（フィデリティ・ファンズが投資する市場に依拠して変動する。）の範囲となり、取引手数料ならびに合理的な立替費用および現金支出を除く。

フィデリティ・ファンズは、2012年6月1日付管理会社業務契約に基づき、F I L インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイをフィデリティ・ファンズの管理会社として任命した。管理会社およびフィデリティ・ファンズは、2012年6月1日付業務契約に基づき、評価、統計、技術、報告およびその他の支援を含めたファンドの投資に関する業務提供のため、F I L リミテッドを任命した。管理会社および／またはF I L リミテッドは、一部の管理業務をその他のフィデリティ・グループの事業体に委託した。

フィデリティ・ファンズは、管理会社業務契約および業務契約に記載される業務に対し、契約当事者とフィデリティ・ファンズが随時合意した商業レートで管理報酬および合理的な立替費用を支払う。フィデリティ・ファンズにより当該業務に対し支払われる管理報酬額の上限は、純資産価額の0.35%（合理的な立替費用は除く。）とする。

（ ）手数料および費用

以下の手数料および費用がフィデリティ・ファンズに請求されることがあり、そのいずれもにつき、投資運用会社は恒久的または一時的に放棄または負担することができる。

- 管理会社の報酬、フィデリティ・ファンズの従業員または役員、投資運用会社、支払代行会社、香港および投資証券が販売のため適格を有するその他の地域の代理駐在機関の報酬ならびにその他すべてのフィデリティ・ファンズの代行会社の報酬（当該報酬はフィデリティ・ファンズの純資産もしくは取引を基礎とし、または固定された金額とする。）
- ファンドの設立費
- フィデリティ・ファンズまたは投資証券の募集に適用ある法令のもとで要求されるフィデリティ・ファンズに関する販売情報および書面、すなわち年次報告書、半期報告書その他の報告書または文書を、必要とされる言語で作成、印刷、公告しかつ配布する費用
- 券面および委任状の印刷費用
- 定款ならびに届出書および目論見書を含むフィデリティ・ファンズに関するすべてのその他の文書を作成し、フィデリティ・ファンズまたは投資証券の募集に関し管轄権を有するすべての関係当局（各地の証券業協会を含む。）に届け出る費用

- フィデリティ・ファンズもしくはあらゆる管轄地域における投資証券の販売に関する登録費用またはあらゆる取引所における上場費用
- 会計および記帳に要する費用
- 各ファンドの投資証券の純資産価額の計算費用
- 公告その他投資主への通知（電子的または従来の確認書を含む。）の作成、印刷、公告および配布または送付費用
- 法律顧問の報酬および監査報酬
- 登録機関の報酬
- 以上に類似するすべてのその他手数料および費用
- フィデリティ・ファンズ、その投資先および投資主についてのデータにつき、要求される収集、報告および公告にかかる費用
- ファンドのパフォーマンス情報を公告する費用
- 金融指標のライセンス手数料
- ヘッジ付の投資証券クラスを運用する手数料
- ファンド資産の売買に関連する関税、税金および取引費用
- 委託手数料および仲介手数料
- カストディ、保管銀行および保護預かり機関の手数料
- ファンドの純資産価額の0.35%を超えない範囲で随時合意される商業レートでの、F I Lリミテッドとの業務契約に基づく評価、統計、技術、報告およびその他の支援ならびに合理的な立替費用
- 取引手数料、合理的な立替費用および保管銀行の立替費用
- サブ・カストディアン費用
- 借入金にかかる利息および借入金交渉で発生した銀行手数料
- 社外取締役の報酬およびすべての取締役の臨時費用
- 訴訟費用または税金の還付申請費用
- 特別費用またはその他予期せぬ手数料

定期的または反覆的な性質を有する管理費用およびその他の費用は、事前に、年次またはその他の期間について推計され、当該期間について等しい割合で発生させることができる。

いずれかのファンドに起因する費用、手数料および支出は当該ファンドが負担する。その他については、取締役会が合理的と考える基準に基づき、すべてもしくはすべての適切なファンドの純資産総額に比例して米ドルで配分される。

個々のファンドが、管理会社または（共通の管理もしくは支配または直接もしくは間接の実質的保有により管理会社が結合している）他の会社により直接または委託により管理されているかまたはフィデリティの企業により運用されている他のU C I T SまたはU C Iに投資する限りにおいて、個々のファンドは、申込手数料または買戻し手数料を徴収されない。

管理会社および/またはF I Lリミテッドは、一部の管理業務をフィデリティ・グループのその他の事業体に委託している。

特定のポートフォリオ取引のために選別されたブローカーに支払われた手数料は、規制上許容される場合、ブローカーに当該手数料を生じさせたファンドに支払われ、また支出を相殺するために利用することができる。

英文目論見書の記載を除き、手数料、割引、委託手数料またはその他の特別な条件は、フィデリティ・ファンズにより発行されたまたは発行される投資証券に関し、フィデリティ・ファンズまたは管理会社により付与されない。投資証券の発行または販売については、販売会社（総販売会社を含む。）は、自らの負担または販売手数料（もしあれば）から、ブローカーその他の専門代行会社を通し受領した申込みについての手数料またはその他の手数料および費用を支払い、または割引を行う。

投資者またはフィデリティ・ファンズのための外国為替取引は、フィデリティの会社により、またはフィデリティの会社を通じ独立当事者間取引に基づき実施され、当該取引によりかかる会社に利益がもたらされる場合がある。外国為替取引に関する更なる詳細は、

www.fidelityinternational.com/foreignexchangeserviceで入手可能である。

投資主の資産から支払われるすべての費用は、純資産価額の計算に反映され、実際に支払われた金額はフィデリティ・ファンズの年次報告書に記載される。

反覆的な費用は、まず経常収益、次に実現キャピタル・ゲイン、最後に資本に計上される。

各ファンドおよびクラスは、自らに直接発生する費用のすべてに加えて、特定のファンドまたはクラスに起因しない費用についても（純資産価額に基づいた）投資証券で比例按分して支払う。ファンドの基準通貨と異なる通貨の各投資証券のクラスについては、その投資証券のクラスの通貨維持に関連するすべての費用（通貨ヘッジ費用および外国為替費用など）は、実行可能な限りその投資証券のクラスのみに請求される。

費用は、各ファンドおよびクラスについて毎営業日に計算され、毎月後払いされる。

3 . マスター ・ ファンドの運用状況等

マスター ・ ファンドの運用状況は、以下のとおりである。

(1) 基本情報

通貨建	米ドル
マスター ・ ファンド設立日	2004年 8 月23日
純資産価額	約2,031百万米ドル

(2022年11月30日現在)

(2) ポートフォリオの内容

組入れ上位10銘柄

銘柄	対純資産総額比率 (%)
INFOSYS LTD	9.9
ICICI BANK LTD	9.5
HDFC BANK LTD	7.1
AXIS BANK LTD	6.0
RELIANCE INDUSTRIES LTD	5.3
HCL TECHNOLOGIES LTD	4.6
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	3.3
ULTRATECH CEMENT LTD	3.1
EICHER MOTORS LTD	3.0
MARICO LTD	2.7

上位10銘柄合計54.5%

(2022年11月30日現在)

資産別配分

資産	対純資産総額比率 (%)
株式	99.0
現金 ・ その他	1.0

(2022年11月30日現在)

国 ・ 地域別資産配分

国 ・ 地域	対純資産総額比率 (%)
インド	99.0
その他	0.0
現金 ・ その他	1.0

(2022年11月30日現在)

業種別資産配分

業種	対純資産総額比率（％）
金融	35.0
情報技術	15.9
一般消費財・サービス	10.5
素材	9.2
資本財・サービス	6.9
生活必需品	5.7
ヘルスケア	5.3
エネルギー	5.3
コミュニケーション・サービス	2.0
公益事業	1.8
不動産	1.3

（2022年11月30日現在）

(3) 運用実績

パフォーマンス（マスター・ファンドの通貨ベース、％）

	年初来	1 年	3 年	5 年	設定来
累積リターン	- 10.1	- 6.9	30.8	34.9	548.7
マスター・ファンド の参考指標（注）	- 2.4	1.2	46.1	49.4	691.5
年率リターン		- 6.9	9.4	6.2	10.8
マスター・ファンド の参考指標（注）		1.2	13.5	8.4	12.0

（2022年11月30日現在）

（注）MSCI India Capped 8% Index

[次へ](#)

4 . マスター ・ ファンドの経理状況

中間財務書類

以下のマスター ・ ファンドの中間財務書類においては、米ドル、ユーロ、英ポンドおよびシンガポール ・ ドルの日本円への換算には、2022年11月30日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1 米ドル = 138.87円、 1 ユーロ = 143.58円、 1 英ポンド = 166.23円および 1 シンガポール ・ ドル = 101.04円) が使用されている。

[次へ](#)

フィデリティ・ファンズ

純資産計算書

2022年10月31日現在

ファンド名 通貨	インディア・フォーカス・ファンド ^{7、8}	
	米ドル	千円
資産		
投資有価証券時価評価額	1,904,223,682	264,439,543
銀行預金	-	-
銀行およびブローカー預金	140,491,124	19,510,002
投資有価証券売却未収金	11,500,000	1,597,005
投資証券発行未収金	2,952,075	409,955
未収配当金および未収利息	2,824,492	392,237
差金決済契約に係る未実現利益	-	-
為替予約契約に係る未実現利益	-	-
先物契約に係る未実現利益	-	-
スワップに係る未実現利益	-	-
購入オプション時価	-	-
資産合計	2,061,991,373	286,348,742
負債		
投資有価証券購入未払金	12,399,539	1,721,924
投資証券買戻未払金	2,986,985	414,803
未払費用	2,664,293	369,990
差金決済契約に係る未実現損失	-	-
為替予約契約に係る未実現損失	-	-
先物契約に係る未実現損失	-	-
スワップに係る未実現損失	-	-
引受オプション時価	-	-
キャピタル・ゲイン税未払金	43,510,501	6,042,303
その他の未払金	-	-
当座借越	564,900	78,448
負債合計	62,126,218	8,627,468
純資産額：2022年10月31日現在	1,999,865,155	277,721,274
純資産額：2022年4月30日現在	1,995,964,413	277,179,578
純資産額：2021年4月30日現在	1,940,548,392	269,483,955
純資産額：2020年4月30日現在	1,412,401,407	196,140,183
投資有価証券取得原価	1,573,919,221	218,570,162

脚注

7 - 当サブ・ファンドは、モーリシャスの全額出資子会社であるF I Lインベストメンツ（モーリシャス）リミテッドを通して、インドの株式に一部投資する。

8 - これらのサブ・ファンドは、サステナブルファイナンス開示規則（以下「S F D R」という。）に準拠している第8条サブ・ファンドと定義される。S F D Rとは、金融業セクターのサステナビリティ関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則（E U）No. 2019 / 2088をいう。第8条サブ・ファンドは、特に環境的特色もしくは社会的特色またはこれらの組合せを促進しつつ、投資目的の達成を追求する。

フィデリティ・ファンズ

1口当たり純資産価格表

2022年10月31日現在

ファンド名 通貨	インディア・フォーカス・ファンド ^{7、8} 米ドル
2022年10月31日現在発行済口数	
- A投資証券 (米ドル)	14,901,128口
- A投資証券 (ユーロ)	3,895,860口
- A投資証券 (英ポンド)	4,946,093口
- A投資証券 (シンガポール・ドル)	8,460,961口
- A - A C C 投資証券 (米ドル)	1,322,232口
- E - A C C 投資証券 (ユーロ)	916,362口
- - A C C 投資証券 (米ドル)	3,860,640口
- - A C C 投資証券 (英ポンド)	1,190,118口
- Y投資証券 (米ドル)	822,431口
- Y投資証券 (ユーロ)	1,249,351口
- Y投資証券 (英ポンド)	89,313,810口
- Y - A C C 投資証券 (米ドル)	5,580,979口
- Y - A C C 投資証券 (ユーロ)	1,368,466口
2022年10月31日現在 1口当たり純資産価格	
- A投資証券 (米ドル)	62.72米ドル 8,710円
- A投資証券 (ユーロ)	77.22ユーロ 11,087円
- A投資証券 (英ポンド)	9.873英ポンド 1,641円
- A投資証券 (シンガポール・ドル)	1.826シンガポール・ドル 184円
- A - A C C 投資証券 (米ドル)	12.95米ドル 1,798円
- E - A C C 投資証券 (ユーロ)	18.21ユーロ 2,615円
- - A C C 投資証券 (米ドル)	14.10米ドル 1,958円
- - A C C 投資証券 (英ポンド)	1.052英ポンド 175円
- Y投資証券 (米ドル)	25.89米ドル 3,595円
- Y投資証券 (ユーロ)	36.71ユーロ 5,271円
- Y投資証券 (英ポンド)	3.797英ポンド 631円
- Y - A C C 投資証券 (米ドル)	22.98米ドル 3,191円
- Y - A C C 投資証券 (ユーロ)	20.18ユーロ 2,897円

フィデリティ・ファンズ - インディア・フォーカス・ファンド^{7、8}

投資有価証券明細表

2022年10月31日現在

	国・地域 コード	通貨	株数または 額面価額	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
公認の証券取引所への上場を認可された、または取引される証券					
エネルギー					
Reliance Industries	IN	INR	3,356,109	103,622,292	5.18
				103,622,292	5.18
公益事業					
NHPC	IN	INR	40,391,202	20,803,728	1.04
Gujarat Gas	IN	INR	3,240,810	20,338,983	1.02
				41,142,711	2.06
素材					
UltraTech Cement	IN	INR	644,647	52,397,915	2.62
Hindalco Industries	IN	INR	8,245,068	40,425,816	2.02
SRF	IN	INR	1,274,970	39,489,218	1.97
APL Apollo Tubes	IN	INR	1,792,306	23,421,080	1.17
Anupam Rasayan India	IN	INR	1,637,646	15,056,423	0.75
				170,790,452	8.54
資本財・サービス					
Havells India	IN	INR	2,398,916	35,321,826	1.77
KEC International	IN	INR	5,606,396	29,850,292	1.49
Astral Poly Technik	IN	INR	768,314	18,879,689	0.94
KEI Industries	IN	INR	804,847	15,732,963	0.79
Teamlease Services	IN	INR	398,164	13,997,958	0.70
Larsen & Toubro	IN	INR	467,595	11,455,466	0.57
ABB (India)	IN	INR	304,729	11,232,206	0.56
				136,470,400	6.82
情報技術					
Infosys ADR	IN	USD	6,908,590	129,259,719	6.46
HCL Technologies	IN	INR	6,362,291	80,163,945	4.01
Infosys	IN	INR	3,108,905	57,991,528	2.90
Mphasis	IN	INR	1,042,932	24,952,942	1.25
				292,368,134	14.62
一般消費財・サービス					
Eicher Motors	IN	INR	1,444,541	67,351,105	3.37
Tata Motors	IN	INR	6,162,678	30,932,104	1.55
Crompton Greaves Consumer Electricals	IN	INR	6,050,823	26,498,823	1.33
MakeMyTrip	IN	USD	817,663	22,534,792	1.13
Sapphire Foods India	IN	INR	1,213,083	21,243,317	1.06
Sona Blw Precision Forging	IN	INR	3,106,076	17,509,833	0.88
Devyani International	IN	INR	7,416,301	17,385,296	0.87
Indian Hotels	IN	INR	2,504,521	10,113,031	0.51
Campus Activewear	IN	INR	951,742	6,656,003	0.33
Amber Enterprises (India)	IN	INR	202,935	5,073,281	0.25
V-Mart Retail	IN	INR	64,977	2,363,468	0.12
Uno Minda	IN	INR	223,105	1,448,476	0.07
				229,109,529	11.46

	国・地域 コード	通貨	株数または 額面価額	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
生活必需品					
Marico	IN	INR	8,767,305	55,639,342	2.78
Hindustan Unilever	IN	INR	1,236,745	38,174,021	1.91
Godrej Consumer Products	IN	INR	1,947,082	19,529,742	0.98
				113,343,105	5.67
ヘルスケア					
Apollo Hospitals Enterprise	IN	INR	799,844	43,699,137	2.19
Fortis Healthcare	IN	INR	7,849,720	26,338,792	1.32
Granules India	IN	INR	4,845,223	21,840,527	1.09
Vijaya Diagnostic Centre	IN	INR	1,754,329	9,263,118	0.46
				101,141,574	5.06
金融					
ICICI Bank	IN	INR	16,739,831	184,233,491	9.21
Axis Bank	IN	INR	11,329,342	124,330,280	6.22
HDFC Bank	IN	INR	4,968,374	89,833,172	4.49
Housing Development Finance	IN	INR	2,015,896	60,321,516	3.02
Bajaj Finance	IN	INR	436,118	37,732,663	1.89
ICICI Lombard General Insurance	IN	INR	2,337,276	33,068,432	1.65
HDFC Bank ADR	IN	USD	497,761	30,945,801	1.55
Shriram Transport Finance	IN	INR	1,974,200	29,383,663	1.47
HDFC Standard Life Insurance	IN	INR	3,784,192	24,738,391	1.24
ICICI Securities	IN	INR	2,837,360	17,710,702	0.89
Shriram City Union Finance	IN	INR	398,913	8,789,646	0.44
ICICI Bank ADR	IN	USD	258,779	5,698,314	0.28
Fino Payments Bank	IN	INR	1,750,273	4,301,211	0.22
				651,087,282	32.56
不動産					
Embassy Office Parks REIT	IN	INR	6,426,048	26,757,606	1.34
				26,757,606	1.34
電気通信サービス					
Bharti Airtel	IN	INR	3,815,230	38,390,597	1.92
				38,390,597	1.92
非上場					
ヘルスケア					
Avestha Gengraine Technologies	IN	INR	895,108	0	0.00
				0	0.00

	国・地域 コード	通貨	株数または 額面価額	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
投資有価証券合計（取得原価 1,573,919,221米ドル）				1,904,223,682	95.22
その他の資産および負債				95,641,473	4.78
純資産				1,999,865,155	100.00

地域別		
国・地域	国・地域コード	純資産比率 (%)
インド	IN	95.22
現金その他純資産		4.78

投資有価証券明細表および地域別の純資産比率は、四捨五入されている。

[次へ](#)

サステナブル投資およびE S Gインテグレーション

サステナブル投資

E Uサステナブル・ファイナンス開示規則 (S F D R) は、2021年に発効したE Uの規則で、投資家が金融商品のサステナビリティに関する特性を理解するのを助けることを目的としている。S F D Rは、企業および投資プロセスにおける環境・社会・ガバナンス (E S G) への配慮の開示に焦点を当てている。S F D Rは、E U全体のサステナブル投資を促進するE Uのサステナブル・ファイナンスの枠組みの一部である。S F D Rは、投資意思決定におけるサステナビリティ・リスクの組入れ、サステナビリティへの悪影響の検討、サステナブルな投資目標または環境的もしくは社会的特性の促進に関する事項を含む、投資家への契約前および継続的な開示の要件を定めている。E Uタクソノミー規則 (以下に定義される。) は、S F D Rに付随し、透明性を高め、環境面でサステナブルな経済活動に資金を提供する投資の割合について最終投資家に客観的な比較ポイントを提供することで、一貫した基準を作り出すことを目的としている。

これらの施策は、パリ協定の締結および持続可能な開発目標 (S D G s) を策定した2015年の国連の持続可能な開発のための2030アジェンダを受けたものである。S F D Rおよびその他の規則は、E Uが2050年までにカーボンニュートラルを達成することを目標とする欧州グリーンディールとも整合している。

S D G s に沿った、低炭素で、より持続可能な、資源効率的かつ循環型の経済に移行することが、E U経済の長期的競争力を確保する鍵である。パリ協定は、2016年に発効し、金融の流れを温室効果ガスの排出の低下および気候変動に強い開発に向けた道筋と一致させることにより、気候変動への対応を強化することを目指している。

フィデリティ・インターナショナルとサステナブル投資

サステナブル投資に対する一般的なアプローチ

フィデリティ・インターナショナルのサステナブル投資に対するアプローチは、<https://fidelityinternational.com/sustainable-investing-framework/> に記載されている。サステナブル投資方針の文書は、投資対象の発行体に対するフィデリティ・インターナショナルの予想、E S Gの組入れおよび実施、エンゲージメントおよび議決権行使へのアプローチ、投資除外および投資引揚げに関する方針、ならびに協働および政策ガバナンスへの重点対応を含む、サステナブル投資に対するフィデリティ・インターナショナルのアプローチについて詳述している。

投資運用会社が運用するすべてのファンドは、全社的に適用するエクススクルージョン・リスト (クラスター兵器および対人地雷を含むが、これらに限定されない。) に服する。

サステナビリティ・リスク

フィデリティ・インターナショナルは、別途記載する場合を除き、すべての資産クラスおよびファンドについてサステナビリティ・リスクを考慮する。サステナビリティ・リスクとは、発生した場合に投資対象の価値に重大な悪影響を及ぼすか、または及ぼす可能性のある、環境 (E) 、社会 (S) またはガバナンス (G) (以下、総称して「E S G」という。) に関する事象または状況をいう。

フィデリティ・インターナショナルのサステナビリティ・リスクの組入れアプローチは、個々の発行体レベルでのE S Gリスクの見極めおよび評価を追求する。フィデリティ・インターナショナルの投資チームが考慮することがあるサステナビリティ・リスクには、以下が含まれる (ただし、これらに限定されない。) 。

- ・環境的リスク：企業の気候変動の緩和および適応に関する能力、炭素価格の上昇の可能性、水不足の悪化および水の価格の高騰の可能性、廃棄物管理問題ならびにグローバルおよびローカルなエコシステムに対する影響
- ・社会的リスク：製品の安全性、サプライチェーン管理ならびに労働基準、安全衛生および人権、従業員福祉、データおよびプライバシーについての懸念ならびに技術上の規制の強化

- ・ ガバナンス ・ リスク : 取締役会の構成および効率性、経営陣のインセンティブ、経営品質ならびに投資主との経営管理の連携

フィデリティ・インターナショナルのポートフォリオ・マネージャーおよびアナリストは、潜在的投資の財務実績の分析について、サステナビリティ・リスクを含めた定性的および定量的な非財務分析で補完し、長期的なリスク調整後のリターンを最大化するため、それらが潜在的なまたは実際の重大なリスクおよび/または機会となる限りにおいて、投資に関する意思決定およびリスクの監視に組み入れる。投資分析および意思決定へのサステナビリティ・リスクの体系的な組入れは、以下に依拠している。

- ・ 「定性的評価」 : これは、事例研究、発行体に関連する環境・社会・ガバナンスの影響、商品の安全性に関する書類、カスタマーレビュー、企業視察または独自モデルおよび現地調査によるデータ (ただし、これらに限定されない。) を参照する。
- ・ 「定量的評価」 : これは、外部の提供者 (MSCIを含むが、これに限定されない。) によるESG格付もしくは主にフィデリティ・サステナビリティ・レーティング (以下に記載する。) を活用して投資運用会社が付与する内部格付、第三者の認証もしくは分類における関連するデータ、カーボンフットプリントの評価報告書、またはESG関連の活動により生じた発行体の収益もしくは利益の割合を参照する。

サステナビリティ・レーティングおよび主要な悪影響

フィデリティ・サステナビリティ・レーティングは、個々の発行体を評価するためにフィデリティ・インターナショナルのリサーチ・アナリストが開発した独自のESG格付制度である。同格付は、部門別の要素 (関連する主要な悪影響を与える指標を含む。) および発行体のサステナビリティ性が時間経過とともにどの程度変化するかを予測する評価に基づくトラジェクトリー予測により、発行体をAからEで採点する。かかる格付は、重大なESG問題に関して、ファンダメンタルなボトムアップ・リサーチおよび各発行体の業界に固有の基準を採用した評価に基づいている。フィデリティ・サステナビリティ・レーティングと第三者機関によるESG格付との間の重大な差異は、投資機会および関連するESGリスクの評価の一環として、フィデリティ・インターナショナルの投資チーム内での分析および議論に寄与する。ESG格付および関連するESGデータは、投資運用会社が運営する集約型リサーチ・プラットフォーム上に保存されている。ESGデータの提供および調達は、サステナビリティ・リスクの継続的な評価のために適合性、妥当性および有効性を継続的に確保するため、定期的に見直される。

フィデリティ・インターナショナルのマルチアセット・リサーチチームは、ESGの考慮事項が、投資プロセスおよび投資哲学、アナリストの財務分析およびポートフォリオの構成にどの程度組み込まれているかを評価することにより、個々のマネージャーのESGに対するアプローチを理解することを目指している。同チームは、ESGの要素が投資戦略の方針にどのように組み込まれているか、また、独自の格付が使用されている場合には、ESGに関するリサーチおよびアウトプットが個々の有価証券のウェイトならびに適用されるエンゲージメントおよびエクスクリュージョンに関する方針によってどのように裏付けされているかを検討する。同チームは、該当する投資戦略のESG指標を評価するため、フィデリティ・サステナビリティ・レーティングおよび第三者によるデータを含む幅広いデータソースを調査する。

タクソノミー

ファンドがSFDRの開示要件の対象であると特定される場合、同ファンドは、EUタクソノミー規則 (EU) 2020/852 (以下「タクソノミー規則」という。) により、「重大な害を及ぼさない」とする評価原則が、環境的にサステナブルな経済活動に関するEU基準を考慮した金融商品を裏付けとする投資のみを対象として適用される旨を明言することを義務付けられている。同ファンドが行う残りの投資対象については、環境的にサステナブルな経済活動に関するEU基準を考慮しない。

ファンドがSFDR第8条または第9条の開示要件の対象であると特定される場合、タクソノミー規則に従って開示が求められる情報は、個別のファンドのサステナビリティ別紙に記載される。

ファンドがSFDR第8条または第9条の開示要件の対象であると特定されない場合、同ファンドはタクソノミー規則第7条の対象となり、その投資対象は環境的にサステナブルな経済活動に関するEU基準を考慮しない。

投資主のエンゲージメント

サステナブル投資に対するフィデリティ・インターナショナルのコミットメントおよびフィデリティ・インターナショナルが担う受託者責任の一環として、フィデリティ・インターナショナルは、投資主として、投資先企業とともにサステナブルかつ責任ある企業行動を奨励していく。

主要な悪影響

サステナビリティ要素に対する主要な悪影響とは、投資決定の影響により、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、腐敗防止および贈収賄防止に関する事項に、環境の悪化、劣悪な労働慣行、賄賂や汚職などの非倫理的な企業行動といった重大な悪影響が及ぶことであると、フィデリティ・インターナショナルは考えている。関連する主要な悪影響の分析は、以下の記載のとおり、その投資プロセスに組み込まれている。

サステナビリティ要素に対する主要な悪影響（以下「P A I」という。）は、S F D R 第 8 条および第 9 条の開示要件に服するファンドが考慮する。

P A I を考慮するファンドについて、サステナビリティ要素に対する P A I の情報は、個別のファンドのサステナビリティ別紙およびファンドの次の年次報告書に記載される。

S F D R 第 8 条および第 9 条の開示要件に服さないファンドの場合、サステナビリティ要素に対する P A I の情報は、かかるファンドの投資戦略または投資制限を構成するものではないから、考慮されない。

投資運用の委託

投資運用会社が、投資運用業務について、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシーに再委託した場合、当該再委託先は、サステナビリティ・リスクの見極めおよび評価のため、部門関連の E S G 格付の情報をを用いたファンダメンタル分析の提供に、独自の E S G チームの専門知識を活用する。

投資運用会社が、投資運用業務について、ジオード・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに再委託した場合、当該再委託先は、議決権の代理行使および集団企業エンゲージメント・イニシアチブへの参加を通じて独自の E S G プログラムを実施し、インデックス手法に E S G 除外基準を組み込んだインデックスに対してパッシブなエクスポージャーを有する保有高または商品にファンドの資産を投資することがある。

上記の投資プロセスへのサステナビリティ・リスクの組入れのための一般的なアプローチは、フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ストックス 50[®] ファンド（Fidelity Funds-Euro STOXX 50[®] Fund）を除く、フィデリティ・ファンズ内のすべてのファンド）に適用される。フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ストックス 50[®] ファンドは、同ファンドの投資目的に詳述されるとおり、インデックスの構成およびリターンを可能な限り厳密に追跡することを目標としている。したがって、ファンドが保有する有価証券はインデックスの構成銘柄によって決定され、投資運用会社がこれによる制限を受けるため、投資運用会社は、有価証券を選定するプロセスにおいてサステナビリティ・リスクを組み込んでいない。

S F D R 第 8 条および第 9 条に服するファンド

特に環境的特色および／もしくは社会的特色を促進する（S F D R 第 8 条）または投資目的としてサステナブルな投資を有する（S F D R 第 9 条）ファンドは、E S G の考慮事項を投資プロセスに組み込んでおり、以下の記載のとおり、より厳格なサステナビリティ性および強化された開示要件の対象となる。

S F D R 第 9 条の開示要件を遵守するファンドは、サステナブルな投資を行う必要があり、S F D R 第 8 条の開示要件を遵守するファンドは、サステナブルな投資を行うことがある。

フィデリティ・インターナショナルのサステナブル投資の枠組みに従い、サステナブル投資は以下への投資として決定される。

E U タクソノミーで定められた一または複数の環境的な目標に貢献する経済活動を行い、E U タクソノミーに従い環境的にサステナブルとして適格性を有する発行体

事業活動の大部分(収益の50%超)が国連の持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。)の一または複数の沿った環境的な目標または社会的な目標に貢献している発行体

環境的な目標に貢献すると考えられる、温暖化を1.5度以下に抑えるシナリオと整合性を有する(「科学に基づく目標」イニシアティブまたはフィデリティ・インターナショナル独自の気候格付により検証された)脱炭素化目標を設定した発行体

ただし、かかる投資がその他の環境的な目標または社会的な目標を著しく損なわないこと、および、投資先企業がグッド・ガバナンス慣行に従うことを条件とする。

適用される方法に関する更なる詳細は、

<https://fidelityinternational.com/sustainable-investing-framework/>に記載されており、随時更新されることがある。

SDGsは、国連が公表した一連の目標であり、貧困やその他の剥奪を終わらせるためには、健康や教育、経済成長の改善、および不平等をなくすこととともに、気候変動への取組みおよび地球の海洋や森林を保護するための取組みが必要であることを認識している。更なる詳細は、国連のウェブサイト(<https://sdgs.un.org/goals>)を参照すること。環境に重点を置いたSDGsには、安全な水および衛生設備、手頃な価格のクリーンエネルギー、責任ある消費および生産、ならびに、気候変動対策が含まれる。社会に重点を置いたSDGsには、貧困の撲滅、飢餓をゼロにすること、経済成長および生産的雇用、産業、イノベーションおよびインフラ、ならびに、安全で持続可能な都市とコミュニティが含まれる。

1. 環境的特色または社会的特色を促進する(SFDR第8条)ファンド

一部のファンドは、その投資目的に規定している場合、特に環境的特色もしくは社会的特色またはこれらの組合せを促進しつつ、投資目的の達成を図ることがある。このアプローチの基準は以下のとおりであり、SFDR第8条に服するすべてのファンドに適用される。SFDR第8条に服するファンドは、以下の2つのカテゴリーに分類される。

環境的特色および社会的特色を促進するファンド

投資運用会社は、以下の記載または関連する各ファンドの投資目的の規定に従い、各ファンドについて広範囲にわたる環境的および社会的な活動の特色を継続して考慮するが、投資運用会社は、より強化された、厳格なサステナブル要件およびエクスクルージョン(上記の全社的なエクスクルージョン・リストに加える。)を随時実行する裁量を有する。各ファンドに適用される追加的なエクスクルージョンは、<https://fidelityinternational.com/sustainable-investing-framework/>に記載される。

ファンドの純資産の50%以上が、良好なESG特色を有する有価証券に投資される。

良好なESG特色は、外部機関またはフィデリティ・サステナビリティ・レーティングが提供するESG格付を参照することにより定められる。適用される方法に関する更なる詳細は、<https://fidelityinternational.com/sustainable-investing-framework/>に記載されており、随時更新されることがある。

基準に基づくスクリーニングの対象には、投資運用会社が、一般に認められた国際的な基準(国連グローバル・コンパクトにおいて定められたものを含む。)を遵守して事業を営むことができていないとみなす発行体が含まれる。

投資運用のプロセスを通じて、投資運用会社は、投資対象企業がグッド・ガバナンス慣行に確実に従うことを確保するよう目指す。

各ファンドは、広範囲にわたる環境的および社会的な活動の特色を継続して考慮する。環境的な特色としては、炭素集約度、炭素排出量、エネルギー効率、水・廃棄物管理、生物多様性が含まれる。一方、社会的な特色としては、製品の安全性、サプライチェーン、安全衛生および人権が含まれる。環境的および社会的な活動の特色は、フィデリティ・インターナショナルのファンダメンタル・アナリストによって分析され、フィデリティ・サステナビリティ・レーティングを通じて評価される。

ファンドのフィデリティ・サステナブル・ファミリー

一部のファンドは、フィデリティ・サステナブル・ファミリーの一部であり、高度なサステナブル性の表明に特化した一連のファンドとなっている。このことは、該当するファンドの投資目的に注記されてい

る。フィデリティ・サステナブル・ファミリーのファンドはすべて、以下に詳述するフィデリティ・サステナブル・ファミリーの枠組みを遵守する。ファンド固有の追加要件もまた、適用ある場合、該当する投資目的に記載される。投資運用会社は、フィデリティ・サステナブル・ファミリーに属するファンドについても、随時、適用する投資プロセスを考慮して、追加的なサステナブル要件およびエクススクルージョンを実行する裁量を有する。

- ・ ファンドの純資産の70%以上が、良好なE S G特色を維持しているとみなされる有価証券に投資される。E S G特色は、フィデリティ・サステナビリティ・レーティングまたは外部機関が提供するE S G格付を参照することにより定められる。良好なE S G特色とは、フィデリティ・サステナビリティ格付がC以上または外部機関による評価で同等であることを意味する。適用される方法に関する更なる詳細は、

<https://fidelityinternational.com/sustainable-investing-framework/>に記載されており、随時更新されることがある。

- ・ ファンドの純資産の30%を上限として、上記の基準に基づく良好なE S G特色を維持しているとみなされないものの、サステナブル指標の改善を示す者であると証明される発行体への投資が認められる。サステナブル指標の改善を示す者とは、フィデリティ・サステナビリティ・レーティングのトラジェクトリーな見通しにより、サステナブル指標の改善を示していると分類される発行体、または正式な実施計画の策定および実行を通じて改善の可能性を証明していると投資運用会社が判断する発行体である。この参照格付を決定するために用いられる基準は、漸次変更されることがあり、

<https://fidelityinternational.com/sustainable-investing-framework/>において適宜更新される。

- ・ ファンドは、基準に基づくスクリーニングと、投資運用会社が随時決定する特定のE S G基準に基づく一部のセクター、企業または慣行のネガティブ・スクリーニングとの両方を取り入れた、強化された原則に基づくエクススクルージョン方針を遵守している。

基準に基づくスクリーニングの対象には、投資運用会社が、一般に認められた国際的な基準（国連グローバル・コンパクトにおいて定められたものを含む。）を遵守して事業を営むことができていないとみなす発行体が含まれる。

ネガティブ・スクリーニングの対象には、以下の事項のいずれかについてエクスポージャーまたは関係を有する発行体が含まれる。

- ・ 問題性のある武器（生物兵器、化学兵器、焼夷兵器、劣化ウラン、検出不可能な破片、盲検レーザー、クラスター兵器、地雷および核兵器）
- ・ 通常兵器（核兵器、化学兵器または生物兵器の性質を有しない武器）の生産
- ・ 民間人への販売を目的とした半自動銃器の製造または半自動銃器の民間人への販売
- ・ たばこの製造、小売、流通およびライセンス供与
- ・ 石炭の採掘および発電。ただし、再生可能エネルギー事業からの収益比率が石炭事業からの収益比率を上回る場合、または発行体がパリ協定に整合した、承認された「科学に基づく目標」に基づく目的もしくは「排出削減推進イニシアティブ」シナリオに整合する目的に向けて、実効性のある取り組みを行っている場合もしくはこれと合理的に同等の公的誓約を有効に実行している場合、かかる発行体は認可される。
- ・ オイルサンドの抽出、または、
- ・ 陸上および海上での北極圏の石油およびガスの生産。

投資運用会社は、より高度なスクリーニングのために最低収益基準を適用することがある。

- ・ 各ファンドに適用される追加的なネガティブ・スクリーニングの対象のリストは、
<https://fidelityinternational.com/sustainable-investing-framework/>に記載されており、随時更新されることがある。

- ・ 投資運用のプロセスを通じて、投資運用会社は、投資対象企業がグッド・ガバナンス慣行に確実に従うことを確保するよう目指す。

一定のサステナブル・テーマ型ファンドの投資目的に記載される場合を除き、各ファンドは、広範囲にわたる環境的および社会的な活動の特色を継続して考慮する。環境的な特色としては、炭素集約度、炭素排出量、エネルギー効率、水・廃棄物管理および生物多様性が含まれる。一方、社会的な特色としては、

製品の安全性、サプライチェーン、安全衛生および人権が含まれる。環境的および社会的な活動の特色に関する問題は、定期的に監視される。環境的および社会的な活動の特色は、フィデリティ・インターナショナルのファンダメンタル・アナリストによって分析され、フィデリティ・サステナビリティ・レーティングを通じて評価される。これらのファンドは、フィデリティ・サステナブル・ファミリーの枠組みに則してこれらの特色を推進することに努める。

フィデリティ・サステナブル・ファミリーは、「サステナブル重視型」および「サステナブル・テーマ型」という2つの投資カテゴリーのファンドを提供する。通常、サステナブル重視型ファンドは、フィデリティ・サステナビリティ・レーティングまたはM S C I E S Gレーティングを参照して、サステナブル活動が同業者と比較してより活発な企業を積極的に選定することに努め、一方、サステナブル・テーマ型ファンドは、サステナビリティ問題に対処することを目指し、長期的な投資展望のもとに、共通のテーマに関連して、セクター横断的に投資する。

2. サステナブル投資を目的とする (S F D R 第9条) ファンド

これらのファンドは、サステナブルな投資目標を追求する必要がある。

- ・ ファンドは、サステナブルな投資を行うことを目指している。
- ・ サステナブルな投資は、前記「S F D R 第8条および第9条に服するファンド」に記載の基準に沿って決定される。
- ・ ファンドは、サステナブルな投資目標の達成に影響を与えない限り、ヘッジまたは流動性を目的とするか、または効率的なポートフォリオ管理のために、セクター固有の規則の下で必要とされる場合には、付随的に現金を含む投資先に投資することができる。
- ・ ファンドへのすべての投資は、主に環境的な目標または社会的な目標に悪影響を及ぼす活動およびガバナンスに関する問題に関するスクリーニングを受ける。これらのスクリーニングは、基準に基づくスクリーニングと、投資運用会社が随時決定する特定のE S G基準に基づく一部のセクター、企業または慣行のネガティブ・スクリーニングとの両方を取り入れた、強化された原則に基づくエクスクルージョン方針に基づいている。
- ・ 基準に基づくスクリーニングの対象には、投資運用会社が、一般に認められた国際的な基準 (経済開発協力機構 (OECD) 多国籍企業行動指針およびビジネスと人権に関する国連指導原則、国連グローバル・コンパクト (U N G C)、国際労働機関 (I L O) の協定において定められたものを含む。) を遵守して事業を営むことができていないとみなす発行体が含まれる。

ネガティブ・スクリーニングの対象には、以下の事項のいずれかについてエクスポージャーまたは関係を有する発行体が含まれる。

- ・ 問題性のある武器 (生物兵器、化学兵器、焼夷兵器、劣化ウラン、検出不可能な破片、盲検レーザー、クラスター兵器、地雷および核兵器)
- ・ 通常兵器 (核兵器、化学兵器または生物兵器の性質を有しない武器) の生産
- ・ 民間人への販売を目的とした半自動銃器の製造または半自動銃器の民間人への販売
- ・ たばこの製造、小売、流通およびライセンス供与
- ・ 石炭の採掘および発電。ただし、再生可能エネルギー事業からの収益比率が石炭事業からの収益比率を上回る場合、または発行体がパリ協定に整合した、承認された「科学に基づく目標」に基づく目的もしくは「排出削減推進イニシアティブ」シナリオに整合する目的に向けて、実効性のある取り組みを行っている場合もしくはこれと合理的に同等の公的誓約を有効に実行している場合、かかる発行体は認可される。
- ・ オイルサンドの抽出、または、
- ・ 陸上および海上での北極圏の石油およびガスの生産。

投資運用会社は、より高度なスクリーニングのために最低収益基準を適用する。

- ・ 各ファンドに適用される追加的なネガティブ・スクリーニングの対象のリストは、<https://fidelityinternational.com/sustainable-investing-framework/> に記載されており、随時更新されることがある。

- ・ 投資運用のプロセスを通じて、投資運用会社は、投資対象企業がグッド・ガバナンス慣行に確実に従うことを確保するよう目指す。

[次へ](#)

環境的および／または社会的特色

規則（EU）2019／2088の第8条第1項、第2項および第2 a 項ならびに
規則（EU）2020／852の第6条第1項で言及されている金融商品に関する契約前開示

商品名：

日興 フィデリティ・グローバル・セレクション F C P
ーインド・アドバンテージ・ファンド

法人識別子：

549300SL76JWOL1YN868

環境的および／または社会的特色

この金融商品はサステナブルな投資目標を有しているか？

●●□ はい

□ 環境的目標を伴うサステナブル投資を最低限行う：__%

- EUタクソノミーのもとで環境的にサステナブルとみなされる経済活動において
- EUタクソノミーのもとで環境的にサステナブルとみなされない経済活動において

□ 社会的目標を伴うサステナブル投資を最低限行う：_____%

●●☒ いいえ

☒ 環境的／社会的（E／S）特色を促進し、サステナブル投資を目標としているわけではないものの、サステナブル投資の少なくとも20%を占める

- EUタクソノミーのもとで環境的にサステナブルとみなされる経済活動において環境的目標を伴う
- EUタクソノミーのもとで環境的にサステナブルとみなされない経済活動において環境的目標を伴う
- ☒ 社会的目標を伴う

□ E／S特色を促進するが、サステナブル投資は行わない

サステナブル投資とは、環境的または社会的目標に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資はいかなる環境的または社会的目標に重大な損害を与えず、投資先企業はグッド・ガバナンス慣行に従う。

EUタクソノミーは、環境的に持続可能な経済活動の一覧を作成する規則（EU）2020／852に規定された分類システムである。当該規則は、社会的にサステナブルな経済活動の一覧を規定していない。環境的目標を伴うサステナブル投資は、タクソノミーに合致することもあれば、しないこともある。



この金融商品によって、どのような環境的および／または社会的特色が促進されているか？

サステナビリティ指標は、金融商品によって促進される環境的または社会的特色がどのように達成されるかを測定する。

サブ・ファンドは、フィデリティ・ファンズ S I C A V のサブ・ファンドであるインディア・フォーカス・ファンド（以下「FF S I C A V ファンド」という。）にその資産を投資する。したがって、サブ・ファンドの環境的および社会的特色は FF S I C A V ファンドと同じである。

FF S I C A V ファンドは、良好な E S G 特色を有する発行体の有価証券に投資することで、環境的および社会的特色を促進する。良好な E S G 特色は、E S G 格付を参照して決定される。E S G 格付は、炭素集約度、炭素排出量、エネルギー効率、水および廃棄物管理、生物多様性などの環境的特色と、製品の安全性、サプライチェーン、安全衛生、人権などの社会的特色を考慮する。

FF S I C A V ファンドは、部分的にサステナブル投資を行うことを意図している。

促進される環境的および社会的特色を達成する目的で指定された参照指標はない。



この金融商品が促進する環境的または社会的特色の達成度を測るために、どのようなサステナビリティ指標が使用されているか?

FF SICAVファンドは、促進する環境的または社会的特色の達成度を測るために、以下のサステナビリティ指標を使用する。

- i) フィデリティのサステナブル投資フレームワークに従い、良好なESG特色を有する発行体の有価証券に投資されたFF SICAVファンドの割合
- ii) 発行体企業への直接投資に関して、エクスクルージョン（以下に定義する。）へのエクスポージャーがある発行体の証券に投資されたFF SICAVファンドの割合
- iii) サステナブル投資に投資されたFF SICAVファンドの割合
- iv) 社会的目標を伴いサステナブル投資に投資されたファンドの割合

**金融商品が部分的に行おうとするサステナブル投資の目標は何か？
また、サステナブル投資はその目標にどのように貢献するか？**

FF SICAVファンドは、以下のとおりサステナブル投資を決定する。

- (a) EUタクソノミーに規定された環境的目標の一または複数に貢献し、EUタクソノミーに従って環境的にサステナブルとみなされる経済活動を行う発行体
- (b) 事業活動の大部分（収益の50%超）が、国連の持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）の一または複数に合致した環境的または社会的目標に貢献している発行体
- (c) 1.5度以下の温暖化シナリオ（科学的根拠に基づく目標イニシアチブまたはフィデリティ独自の気候格付により検証される）に合致し、環境的目標に貢献すると考えられる脱炭素化目標を設定している発行体

ただし、重大な損害を与えず、最低限の予防措置およびグッド・ガバナンス基準を満たすものとする。

金融商品が部分的に行おうとするサステナブル投資は、どのようにして環境的または社会的なサステナブル投資目標に重大な損害を与えないか？

サステナブル投資は、重大な損害および論争を引き起こす活動への関与について審査され、発行体が主要な悪影響（PAI）およびPAI基準のパフォーマンスに関連する最低限の予防措置および基準を満たしているかどうかのチェックを通じて評価される。これには次のものが含まれる。

基準ベースの審査—フィデリティの既存の基準ベースの審査（以下に記載）で特定された証券のスクリーニング

活動ベースの審査—社会または環境に重大な悪影響を及ぼす活動への参加に基づいて発行体をスクリーニングするもので、1) 環境問題、2) 人権およびコミュニティ、3) 労働権およびサプライチェーン、4) 顧客、5) ガバナンスを対象とした論争の審査を用いて「非常に深刻な」論争があると考えられる発行体を含む。

PAI指標—PAI指標に関する定量的データ（利用可能な場合）は、発行体が環境的または社会的目標に重大な損害を及ぼす活動に関与しているかどうかを評価するために使用される。

サステナビリティ要因への悪影響の指標はどのように考慮されているか？

上記のように、サステナブル投資のために、フィデリティはPAI指標で難しいパフォーマンスを伴う発行体を特定するための定量的な評価を行う。スコアの低い発行体は、フィデリティのファンダメンタル・リサーチにより、発行体が「重大な損害を与えない」という要件に反していない、または効率的な管理もしくは移行を通じて悪影響を軽減する方向にあると判断されない限り、「サステナブル投資」としては不適格となる。



主要な悪影響は、環境、社会、従業員の問題、人権の尊重、腐敗防止および贈収賄防止の事項に関連するサステナビリティ要因への投資判断の最も重大な悪影響である。

サステナブル投資はOECD多国籍企業ガイドラインおよびビジネスと人権に関する国連指導原則とどのように整合しているか？詳細：

基準値ベースの審査が適用される：OECD多国籍企業行動指針、ビジネスと人権に関する国連指導原則、国連グローバル・コンパクト（UNGC）およびILO基準国際労働機関（ILO）条約で規定されるものを含む国際的な基準に沿った人権、労働、環境および腐敗防止の分野で基本的な責任を果たしていないと判断された発行体は、サステナブル投資とはみなされない。

EUタクソノミーは、タクソノミーに沿った投資がEUタクソノミーの目的を著しく損なわないための「重大な損害を与えない」原則を定めており、特定のEU基準が付随している。

「重大な損害を与えない」原則は、環境的にサステナブルな経済活動に関するEU基準を考慮した金融商品の対象となる投資にのみ適用される。この金融商品の残りの部分を成す投資は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しない。

他のいかなるサステナブル投資もまた、いかなる環境的または社会的目標に重大な損害を与えてはならない。



この金融商品はサステナビリティ要因への主要な悪影響を考慮しているか？

- ☒ はい
☐ いいえ

投資判断のサステナビリティ要因への主要な悪影響（主要な悪影響として言及されるもの）の考慮は、以下を含む様々なツールを通じて取り入れられている：

（i）デューディリジェンスーサステナビリティ要因への影響が重大および悪影響であるかの分析。

（ii）ESG格付ーフィデリティは、炭素排出量、従業員の安全および贈収賄、水管理などの重大で主要な悪影響を考慮したESG格付を参照し、ソブリン債については、炭素排出量、社会的違反および表現の自由などの重大で主要な悪影響を考慮した格付を参照している。

（iii）エクスクルージョンー発行体企業へ直接投資する場合、有害セクターの除外およびUNGCのような国際基準に違反する発行体への投資の禁止を通じて主要な悪影響を軽減するため、ファンドはエクスクルージョン（以下に定義される。）を適用する。

（iv）エンゲージメントーフィデリティは、主要な悪影響をより理解するためのツールとしてエンゲージメントを使用し、場合によっては、主要な悪影響の軽減を支持する。フィデリティは、多数の主要な悪影響を対象とした関連する個別および共同のエンゲージメント（すなわち、クライメイト・アクション100+、現代奴隷の発見・対応・予防を促すアジア太平洋の投資家団体）に参加する。

（v）議決権行使ーフィデリティの議決権行使方針には、発行体企業の取締役会におけるジェンダーの多様性および気候変動への取決めにに関する明確な最低基準が含まれる。フィデリティはまた、主要な悪影響を軽減するために投票することがある。

（vi）四半期レビューーファンドの四半期レビューのプロセスを通じた主要な悪影響のモニタリング。

フィデリティは、投資が主要な悪影響を有するかどうか検討する際に、各サステナビリティ要因について特定の指標を考慮する。これらの指標はデータの利用可能性に左右され、データの品質と利用可能性の向上とともに変化することがある。ファンドによる間接投資などの特定の状況では、主要な悪影響は考慮されないことがある。



主要な悪影響に関する情報は、ファンドの年次報告書で入手可能である。



この金融商品は、どのような投資戦略に従っているか？

投資戦略は、投資目的およびリスク許容度などの要因に基づき投資判断を導く。

サブ・ファンドは、その資産をFF SICAVファンドに投資する。したがって、サブ・ファンドの投資戦略は、FF SICAVファンドと同一である。

FF SICAVファンドの資産の50%以上は、良好なESG特色を有する有価証券に投資される。

良好なESG特色は、外部機関が提供するESG格付およびフィデリティのESG格付を参照して決定される。

この投資対象の中から、投資運用会社は、厳密なボトムアップ型の財務分析および投資収益性の高い銘柄を選定するためのバリュエーションを通じて銘柄を選定する。

発行体企業への直接投資に関して、FF SICAVファンドは、以下に服する。

1. クラスター兵器および対人地雷を含む全社的に適用するエクスクルージョン・リスト
2. 投資運用会社が、国際的な基準（UNGCに定められたものを含む。）を遵守して事業を営むことができていないとみなす発行体に対する、基準ベースのスクリーニング

上記の除外およびスクリーニング（以下「エクスクルージョン」という。）は、随時更新される可能性がある。詳細は、ウェブサイト [Sustainable investing framework \(fidelityinternational.com\)](https://www.fidelityinternational.com/sustainable-investing-framework) を参照のこと。

また、投資運用会社は、強化されたより厳格なサステナブル要件およびエクスクルージョンを随時実施する裁量を有する。

この金融商品が促進する環境的特色または社会的特色のそれぞれを実現するための投資を選定するために使用される投資戦略の拘束力を有する要素は何か？

FF SICAVファンドは、以下のとおり投資する。

- (i) 資産の50%以上を良好なESG特色を有する発行体に投資する。
- (ii) 20%以上を、0%以上が（EUタクソミーに合致した）環境的目標を有し、0%以上が（EUタクソミーに合致しない）環境的目標を有し、5%以上が社会的目標を有するサステナブル投資に投資する。

さらに、FF SICAVファンドは、上記のとおりエクスクルージョンを体系的に適用する。

当該投資戦略の適用に先立ち検討した投資範囲を縮小するための最低約定利率は何か？

該当なし。

グッド・ガバナンス慣行には、健全な経営構造、従業員関係、従業員の報酬および税務上のコンプライアンスが含まれる。

投資対象企業のグッド・ガバナンス慣行を評価するための方針は何か？

発行体のガバナンス慣行は、フィデリティのESG格付、論争に関するデータおよび国連グローバル・コンパクト違反を含むファンダメンタル・リサーチを用いて評価される。

分析される主な論点には、とりわけ、資本配分の実績、財務の透明性、関連当事者取引、取締役会の独立性および規模、役員報酬、監査役および内部監督、ならびに少数株主の権利といった指標が含まれる。





この金融商品について計画されている資産配分はどのようなものか？

資産配分は、特定の資産への投資の割合を示したものである。

サブ・ファンドは、その資産をF F S I C A Vファンドに投資する。したがって、サブ・ファンドの資産配分はF F S I C A Vファンドと同一である。

（# 1 E / S 特色に合致）F F S I C A Vファンドは、以下の投資を目指している。

（i）その資産の50%以上を良好なE S G 特色を有する発行体の有価証券に投資する。
（ii）その資産の20%以上を、0 %以上が（E U タクソミーに合致した）環境的目標を有し、0 %以上が（E U タクソミーに合致しない）環境的な目標を有し、5 %以上が社会的目標を有するサステナブル投資（# 1 A サステナブル）*に投資する。

（# 1 B その他のE / S 特色）良好なE S G 特色を有するが、サステナブル投資ではない発行体の有価証券を含む。

*フィデリティは、上記のとおり、発行体を含めることに基づきサステナブル投資の全体的な最低割合を決定し、収益の50%超がサステナブル投資の目的に寄与する。



1 E / S 特色に合致には、金融商品が促進する環境的特色または社会的特色を実現するために使用される金融商品の投資が含まれる。

2 その他には、環境的特色および社会的特色のいずれにも合致しておらず、サステナブル投資とも認められない残りの金融商品の投資が含まれる。

1 E / S 特色に合致のカテゴリーは、以下をカバーしている。

- # 1 A サステナブルのサブ・カテゴリーは、環境的目標または社会的目標を有するサステナブル投資をカバーしている。

- # 1 B その他のE / S 特色のサブ・カテゴリーは、サステナブル投資と認められない環境的特色または社会的特色に合致した投資をカバーしている。

デリバティブの利用は、金融商品が促進する環境的特色または社会的特色をどのように実現するか？

デリバティブの裏付けとなる証券がフィデリティ・サステナブル・インベストメント・フレームワークに沿った良好なE S G 特色を有する場合、当該デリバティブは、環境的特色または社会的特色の促進に特化したF F S I C A Vファンドの割合の決定に含めることができる。

タクソノミーに合致した活動は、以下の割合で表示される。

- ・投資対象企業の環境活動からの収益の割合を反映した**取引高**
- ・投資対象企業が、グリーン経済への移行などのために行ったグリーン投資を示す**資本支出（CapEx）**
- ・投資対象企業のグリーンな運営活動を反映した**運営費（OpEx）**

実現活動は、その他の活動が環境的な目標に大きく寄与することを直接的に可能にする。

移行活動は、低炭素の代替物質が未だ利用できない活動であり、とりわけベスト・パフォーマンスに相当する温室効果ガスの排出水準を有するものである。



EUタクソノミーに基づく環境的にサステナブルな経済活動の**基準**を考慮しない、環境的目標を有するサステナブル投資



環境的目標を有するサステナブル投資は、EUタクソノミーと最低でどの程度合致しているか？

FF SICAVファンドは、EUタクソノミーと合致している環境的目標を有するサステナブル投資に0%以上投資する。

FF SICAVファンドの投資によるEUタクソノミーの遵守は、監査人による保証または第三者によるレビューの対象とはならない。

FF SICAVファンドの原投資のタクソノミーとの整合性は、取引高により測定される。

以下の2つのグラフは、EUタクソノミーに合致した投資の最低割合を濃い青で示している。ソブリン債*のタクソノミーとの整合性を判断する適切な手法がないため、1つ目のグラフはソブリン債を含む金融商品のすべての投資に関するタクソノミーとの整合性を示しており、2つ目のグラフはソブリン債以外の金融商品の投資に関するタクソノミーとの整合性のみを示している。

1. ソブリン債*を含む投資のタクソノミーとの整合性



2. ソブリン債*を除く投資のタクソノミーとの整合性



*これらのグラフの目的上、「ソブリン債」は、すべてのソブリンに対するエクスポージャーで構成されている。

移行活動および実現活動への投資の最低割合は？

FF SICAVファンドは、移行活動に0%以上、実現活動に0%以上を投資する。



EUタクソノミーに合致しない環境的目標を有するサステナブル投資の最低割合は？

FF SICAVファンドは、EUタクソノミーに合致しない環境的目標を有するサステナブル投資に0%以上投資する。

投資は、EUタクソノミーに合致する可能性があるが、投資運用会社は現在、環境的にサステナブルな経済活動に関するEU基準を勘案したFF SICAVファンドの原投資の正確な割合を特定する立場にない。ただし、基礎となる規則が最終化され、信頼性の高いデータの利用可能性が時間の経過とともに増加するにつれ、かかる見解は見直しの対象となる。



社会的にサステナブルな投資の最低割合は？

FF SICAVファンドは、社会的目標を有するサステナブル投資に5%以上投資する。



「#2 その他」にはどのような投資が含まれているか、その目的は何か、また最低限の環境的または社会的な予防措置はあるか？

FF SICAVファンドの残りの投資は、FF SICAVファンドの財務目標に沿った資産、流動性目的の現金および現金同等物、ならびに投資目的および効率的なポートフォリオ管理目的に使用できるデリバティブに投資される。

最低限の環境的および社会的な予防措置として、FF SICAVファンドは、エクスクルージョンを遵守する。



具体的な指数は、この金融商品が促進する環境的特色および／または社会的特色に合致しているか否かを判断するための参照指標に指定されているか？

参照指標とは、金融商品が促進する環境的特色または社会的特色を実現しているかどうかを測定するための指数である。

指数は、この金融商品が促進する環境的特色または社会的特色に合致しているか否かを判断するための参照指標に指定されていない。

参照指標は、金融商品が促進する環境的特色または社会的特色のそれぞれとどの程度継続的に合致しているか？

該当なし。

投資戦略と指数の手法との整合性は、どのように継続的に確保されているか？

該当なし。

指定された指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるか？

該当なし。

指定された指数の算定に用いられた手法はどこで見られるか？

該当なし。



商品固有の詳細は、オンライン上のどこで見られるか？

商品固有の詳細については、次のウェブサイト参照のこと：

<https://www.fidelity.lu/fidelity-nikko-global-selection-india-advantage-fund-l>

本書に記載されている手法の詳細は、次のウェブサイト入手可能である：

[Sustainable investing framework \(fidelityinternational.com\)](https://www.fidelityinternational.com/sustainable-investing-framework)

ファンドによる金融商品・金融手法の利用方法

目的および規制の枠組み

ファンドは、効率的なファンド運用（リスクもしくはコストの削減またはさらなる資本もしくは収益の生成と定義される。）のため、一定の投資または市場へのエクスポージャーを得るため、および様々な種類のリスクをヘッジするために、以下に記載する金融商品および金融手法を利用することがある。利用する場合はすべて、本書に記載するファンドのリスク特性、投資目的および投資戦略、ならびに2010年法、UCITS指令、2008年2月8日付大公規則、CS SF 通達08 / 356および14 / 592、ESMAガイドライン14 / 937、証券金融取引の透明性に関する規則（EU）2015 / 2365（S F T R規則）ならびにその他の適用ある法令に合致したものでなければならない。

金融商品および金融手法に関連するリスクは、前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク」に記載されている。

ファンドが利用することのできるデリバティブ

デリバティブとは、1以上の参照資産（証券もしくは証券バスケット、指数または金利など）のパフォーマンスによってその価値が決まる金融契約である。デリバティブは、店頭商品および/または取引所商品であることがある。

各ファンドは、その投資方針に常に沿って、あらゆる種類の金融デリバティブ商品に投資することができる。これらには、現在最も一般的なデリバティブを形成する以下の種類が含まれることがある。

- ・ 証券、金利、指数または通貨の先物などの金融先物（将来の価値に基づいて支払を行う契約）
- ・ 株式、金利、指数（商品指数を含む。）、債券、通貨のオプションまたはスワップのオプション（スワップオプション）および先物のオプションなどのオプション（指定された期間内に資産を売買する権利または義務を与える契約）
- ・ ワラント（指定された期間内に一定の価格で株式またはその他の有価証券を売買する権利を与える契約）
- ・ 外国為替予約などの先渡（将来の特定の日付に指定の価格で資産を売買する契約）
- ・ 外国為替、指数、インフレ率または金利のスワップおよびボラティリティまたは株式バスケットのスワップなどのスワップ（2当事者が2つの異なる参照資産からのリターンを交換する契約）。ただし、個別に上場しているトータル・リターン・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップまたはバリエーション・スワップは含まない。
- ・ クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）などのクレジット・デリバティブ（一方の当事者が、破産、債務不履行またはその他の「信用事由」が発生した場合に、取引相手方の損失を補填するために取引相手方に支払を行うことに同意するのと引き換えに、取引相手方から手数料を受け取る契約）
- ・ クレジット・リンク証券およびエクイティ・リンク証券などのストラクチャード・デリバティブ
- ・ 差金決済取引（証券バスケットなどの、価格が2つの参照測定値の差に基づく契約）
- ・ トータル・リターン・スワップまたは類似の特性を持つその他のデリバティブ（TRS）（一方の当事者が固定または変動金利に基づく支払を行い、他方の取引相手方が株式、債券または指数などの参照債務の金利収入および手数料、価格変動による損益ならびに信用損失を含む経済パフォーマンス全体を移転する取引）。TRSには、資金を拠出する場合としない場合（前払いが必要となる場合としない場合）がある。TRS取引は、単一銘柄の株式および債券または金融指数に対して行われる。ファンドは、金融デリバティブ商品の利用に関する規定に従って、前記「1 投資目的および投資方針」に記載される最大レベルおよび予想レベルの範囲内でTRS（差金決済取引を含む。）を利用するつもりである。

先物は、一般的に取引所で取引される。他のすべての種類のデリバティブは、一般的に店頭取引される。

指数リンクのデリバティブについては、指数提供者がリバランスの頻度を決定し、関連するファンドへのコストの影響はそのリバランスの頻度に左右される。

ファンドによるデリバティブの利用目的

ファンドは、前記「１．投資目的および投資方針」に記載された投資目的および投資方針に沿って、以下の目的のためにデリバティブを利用することができる。

ヘッジ ヘッジとは、価格変動またはそれを引き起こす一定の要因に対するエクスポージャーを減少させるかまたは相殺する目的で、他のファンド投資によって形成されたポジションとは反対方向で、かつそれを上回らない市場ポジションを取ることである。

- ・ **クレジット・ヘッジ** 通常、クレジット・デフォルト・スワップを用いて行われる。目的は、信用リスクをヘッジすることである。これには、特定の資産または発行体のリスクに対するプロテクションの売買および代理ヘッジ（ヘッジ対象のポジションと同様の動きをすると考えられる別の投資で反対のポジションを取る）が含まれる。
- ・ **通貨ヘッジ** 通常、通貨先渡を用いて行われる。目的は、通貨リスクをヘッジすることである。これはファンドレベルで、またクラスH投資証券では投資証券クラスレベルで行うことができる。すべての通貨ヘッジは、適用されるファンドのベンチマーク内にある通貨、またはその目的および方針に合致する通貨を対象としなければならない。ファンドが複数の通貨建ての資産を保有する場合、資産に占める割合が小さい通貨またはヘッジが経済的でないもしくは利用できない通貨に対してはヘッジを行わない場合がある。ファンドは、以下の通貨ヘッジを行うことがある。

直接ヘッジ（同じ通貨で反対のポジションを取る）

クロス・ヘッジ（ある通貨へのエクスポージャーを減少させる一方で別の通貨へのエクスポージャーを増加させ、基準通貨への正味エクスポージャーは変わらないままにすること。望むエクスポージャーを得るために効率的な方法となる場合に行う。）

代理ヘッジ（基準通貨と同様の動きをすると考えられる別の通貨で反対のポジションを取る）

予測ヘッジ（計画された投資またはその他の事由の結果発生すると予測されるエクスポージャーを予測してヘッジ・ポジションを取る）

- ・ **デュレーション・ヘッジ** 通常、金利スワップ、スワップションおよび先物を用いて行われる。目的は、満期が長い債券の金利変動に対するエクスポージャーを減少させることである。デュレーション・ヘッジはファンドレベルでのみ行うことができる。
- ・ **価格ヘッジ** 通常、指数のオプションを用いて行われる（特にコールの売りまたはプットの買いによる）。利用は、一般的に、指数の構成またはパフォーマンスとファンドの構成またはパフォーマンスとの間に十分な相関がある場合に限定される。目的は、ポジションの市場価値の変動をヘッジすることである。
- ・ **金利ヘッジ** 通常、金利先物、金利スワップ、金利のコール・オプションの売りまたは金利のプット・オプションの買いを用いて行われる。目的は、金利リスクを管理することである。

投資エクスポージャー ファンドは、許容資産へのエクスポージャーを得るために、特に直接投資が経済的に非効率または実行不可能な場合に、許容可能なデリバティブを利用することができる。

レバレッジ ファンドは、直接投資によって可能な範囲を超えて総投資エクスポージャーを増加させるために、許容可能なデリバティブを利用することができる。レバレッジは通常、ファンドのボラティリティを高める。

指数レプリケーション デリバティブは、有価証券または資産クラス（商品指数または不動産など）のパフォーマンスを反復させるために利用されることがある。その他の戦略には、価値の下落から利益を得るポジション、もしくは一般市場のリターンとは無関係のリターンを提供するために特定の発行体もしくは資産のリターンの一定の要素にエクスポージャーを与えるポジション、またはデリバティブを利用しなければ獲得できなかったポジションが含まれることがある。

キャッシュ・ファンドは、当該キャッシュ・ファンドのその他の投資に内在する金利リスクまたは為替リスクをヘッジする目的に限り、金融デリバティブ商品を利用することができる。

すべてのファンドは、投資する資産クラスに関連するリスクを管理し、収益または資本成長を生み出すために、デリバティブを利用することができる。ただし、（a）費用対効果の高い方法で実現されている点で経済的に適切であり、（b）当該ファンドのリスク特性およびファンドのリスク分散規則に沿ったリスクレ

ベルで、（ ）リスクの減少、（ ）コストの削減および（ ）追加の資本または収益の生成のうちの1つ以上を目的として締結され、（c）フィデリティ・ファンズのリスク管理プロセスでリスクが適切に把握されることを条件とする。

ファンドは、裏付けとなる債券資産またはその構成要素を参照するデリバティブを、次の目的のために利用することができる。すなわち、（ ）金利先物または債券先物、オプションおよび金利、トータル・リターン・スワップまたはインフレ・スワップの利用を通じて、金利リスク（インフレを含む。）へのエクスポージャーを増加または減少させるため、（ ）債券先物、オプション、クレジット・デフォルト・スワップおよびトータル・リターン・スワップの利用を通じて、単一の発行体またはバスケットもしくは指数で参照される複数の発行体に関連する信用リスクの一部または全部を売買するため、ならびに（ ）ノンデリバラブル・フォワードおよび通貨スワップを含む先渡の利用により、通貨へのエクスポージャーをヘッジするかもしくは減少または増加させるためである。

ファンドが利用することのできる金融商品および金融手法

ファンドは、その保有するあらゆる有価証券について、効率的なポートフォリオ管理のためにのみ、以下の金融商品および金融手法を利用することができる。

有価証券貸借取引

ファンドは、効率的なポートフォリオ管理を目的として、ファンド情報に記載される予想レベルおよび最大レベルに従い、株式、その他の持分証券および債券の有価証券貸借取引を行う予定である。2022年12月現在、どのファンドもマージン貸付取引を行っていない。

有価証券貸借取引は、市場機会、特に各ファンドのポートフォリオが保有する有価証券に対する市場の需要および投資側の市場環境と比較した場合の取引収益の見込みに応じて実施される。

有価証券貸借取引は、ファンドの投資目的およびリスク特性に合致した付加価値を生み出すことのみがその目的である。したがって、ファンドがこの種の取引を行う頻度に制限はない。いかなる場合においても、上記の取引により、ファンドが本書に記載された投資目的から逸脱したり、本書に記載されたリスク特性よりも高い追加的リスクを負ったりしないものとする。

管理会社は、これらの取引の金額を、常に償還請求に応じられる水準で維持するものとする。

取引相手方：かかる有価証券貸借取引の取引相手方は、EU法で定めるところと同等でありこの種の取引に特化しているとC S S Fがみなす健全性監督規則に従わなければならない。かかる取引の取引相手方は、一般的に、OECD加盟国に本拠を置き、投資適格の信用格付を有する金融機関である。選定された取引相手方は、S F T R規則第3条に従う。

ファンドに支払われる収益：有価証券貸借取引については、かかる取引から生じる総収益の87.5%がファンドに返還され、12.5%の手数料が貸付代理人（投資運用会社の関連会社ではない。）に対して支払われる。かかる有価証券貸借取引の活動により貸付代理人が負担する業務コスト（直接または間接を問わない。）は、その手数料から賄われる。実際のリターンに関する詳細は、フィデリティ・ファンズの年次報告書および決算書に掲載される。

貸付代理人、担保代理人および担保管理人：フィデリティ・ファンズは、有価証券貸借取引および担保管理を行うために、マサチューセッツ州ボストンに事務所を有するニューヨークの有限パートナーシップであるブラウン・ブラザーズ・ハリマン&カンパニーと、シティバンク・エヌ・エー、ロンドン支店（それぞれを以下「貸付代理人」という。）を任命している。いずれの貸付代理人も投資運用会社の関連会社ではない。

レボ取引およびリバース・レボ取引

レボ取引は、資産の所有者が現金担保と引き換えに他の当事者に有価証券を売却し、指定の日に指定の（より高い）価格でそれを買い戻すことに同意する契約に準拠する。リバース・レボ取引は、その逆の取引で、現金保有者が有価証券担保と引き換えに他の当事者に現金を売却し、指定の日に指定の（より高い）価格でその現金を買い戻すことに同意するものである。

ファンドは、効率的なポートフォリオ管理を目的として、前記「１．投資目的および投資方針」に記載される予想レベルおよび最大レベルに従い、レポ取引およびリバース・レポ取引を行う予定である。

ファンドは、いつでも(a)リバース・レポ取引の対象である現金全額もしくはレポ取引の対象である有価証券を回収することができるか、または(b)適用ある規則に従いかつ現行のレポ取引の市場金利に従って契約を終了することができる場合に限り、リバース・レポ取引および/またはレポ取引を締結することができる。これに関連して、7日を超えない固定期間取引は、フィデリティ・ファンズがいつでも資産を回収できる条件での取決めと考えられる。

レポ取引およびリバース・レポ取引は、これらのいずれかの取引を締結する際に、市場レートによって当該ファンドがより効率的な資金管理またはポートフォリオのリターンの向上によって利益を得られると投資運用会社が判断する場合に、臨機応変にかつ一時的に締結される。

取引相手方：かかる取引の取引相手方は、EU法で定めるところと同等でありこの種の取引に特化しているとC S S Fがみなす健全性監督規則に従わなければならない。かかる取引の取引相手方は、一般的に、OECD加盟国に本拠を置き、投資適格の信用格付を有する金融機関である。選定された取引相手方は、S F T R規則第3条に従う。

ファンドに支払われる収益：レポ取引またはリバース・レポ取引の実行により発生する収益(または損失)の100%がファンドに配分される。投資運用会社は、これらの取引に関連する追加の費用もしくは手数料を請求するか、または追加の収益を受領することはない。実際のリターンに関する詳細は、ファンドの年次報告書および決算書に掲載される。

使用法および手数料が開示されている場合

以下は、現在これらを使用しているファンドの前記「１．投資目的および投資方針」が開示されている。

- ・トータル・リターン・スワップ、差分契約および類似のデリバティブ：純資産価額に対する割合で表される最大予想エクスポージャー
- ・レポ取引およびリバース・レポ取引：純資産価額に対する割合で表される最大予想限度額
- ・証券貸付：純資産価額に対する割合で表される最大予想限度額

以下は、財務報告書が開示されている。

- ・効率的な資金運用のために用いられるすべての手段および手法の使用法
- ・この使用法に関連して、各ファンドが受領する収益、ならびに各ファンドが負担する直接および間接の運営費用および手数料
- ・上記の費用および手数料の支払を受けた者、ならびに受領者がフィデリティまたは預託機関の関係者と有する可能性がある関係性
- ・担保の性質、利用、再利用および保管に関する情報
- ・報告書の対象期間中にフィデリティ・ファンズが利用した取引相手方(主な担保の取引相手方を含む。)

貸付代理人に支払われる手数料は、収益が本ファンドに支払われる前に控除されるため、継続費用には含まれない。

デリバティブおよび手法の取引相手方

管理会社は、取引相手方の信用リスクを測定、監視および管理する取引相手方リスク管理の枠組みを採用している。後記「一般的な投資権限および投資制限」第10項および第11項に記載された要件に加え、取引相手方は、以下の基準で評価される。

- ・規制の状況
- ・現地法による保護
- ・運営プロセス
- ・利用可能な信用スプレッドまたは外部信用格付の見直しを含む信用度分析。C D Sおよびバリエーション・スワップについては、取引相手方は一流の金融機関でなければならない。
- ・関係する特定の種類のデリバティブまたは手法における経験および専門性の度合い

法的地位および出身国または居住国は、それ自体が選定基準と直接みなされるものではない。

本書に別段の記載がない限りまたは取締役の同意がない限り、ファンドによるデリバティブの取引相手方は、ファンドの投資運用会社となることはできず、その他ファンドの投資もしくは取引の構成もしくは運用またはデリバティブを裏付ける資産を支配または承認することはできない。

貸付代理人は、各有価証券の借主がその債務を履行する能力および意思を継続的に評価し、フィデリティ・ファンズは、借主を除外する権利またはいつでも貸付を終了する権利を保持する。一般に低水準な証券貸付に関連する取引相手方リスクおよび市場リスクは、取引相手方の債務不履行に対する貸付代理人からの保護および担保の受領により更に軽減される。

担保方針

これらの方針は、証券貸付取引、売戻条件付取引および店頭デリバティブに関連して取引相手方から受領する資産に適用される。

受入可能な担保 担保として受け入れられるすべての有価証券は、高品質でなければならない。担保は、以下の形式でなければならない。

- a) 流動資産（すなわち、2007年3月19日付理事会指令2007/16/ECに定義された現金および短期銀行証書、短期金融商品）ならびにその同等物（信用状および取引相手方と関連のない一流の信用機関の初回の要求による保証を含む。）
- b) O E C D加盟国もしくはその現地当局または超国家的な機関および企業が、EU、地域または世界規模で発行または保証する債券
- c) 日次の純資産価額の計算を行い、AAAまたは同等の格付を付与されたマネー・マーケット・ファンドが発行する投資証券またはユニット
- d) 主に(c)の条件を満たす債券/株式に投資しているUCITSが発行する投資証券またはユニット
- e) 十分な流動性を提供する一流の発行体によって発行または保証される債券
- f) O E C D加盟国の規制された市場または証券取引所において取引を許可されているかまたは取引されている株式。ただし、これらの株式が主なインデックスに含まれることを条件とする。

買戻条件付による買入れの対象となるか、または売戻契約により買い入れられる可能性のある有価証券は、(a)、(b)、(c)、(e)および(f)に記載の種類の有価証券に限られる。

現金以外の担保は、透明な価格設定で規制された市場または多国間取引ファシリティにおいて取引されなければならない、売却前の評価額に近い価格で迅速に売却できなければならない。

信用リスクおよび投資相関リスクの双方について、担保が取引相手方からの適切な独立性を確実に有するようにするため、取引相手方またはそのグループが発行する担保は受け入れられない。担保は、取引相手方のパフォーマンスと高い相関性を示すことは見込まれていない。

取引相手方の信用エクスポージャーは、信用限度額に照らして監視される。すべての担保は、取引相手方の参照または取引相手方からの承認なしに、いつでもファンドにより完全に実行可能である。

取引において取引相手方から受領した担保は、当該取引相手方に対する全体的なエクスポージャーを相殺するために使用することができる。

少額の担保を取り扱う必要を避けるため、フィデリティ・ファンズは、最低担保額（担保を必要としない金額を下回る金額）または閾値（追加の担保を必要としない金額を上回る増分金額）を設定することができる。

分散化 フィデリティ・ファンズが保有するすべての担保は、国、市場および発行体によって分散されなければならない、いずれの発行体に対するエクスポージャーも、ファンドの純資産の20%を超えてはならない。前記「1. 投資目的および投資方針」に記載されている場合、ファンドは、加盟国、1以上の現地当局、第三国または1以上の加盟国が所属する公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある有価証券および短期金融商品により完全に担保される可能性がある。この場合、ファンドは、6以上の異なる銘柄から担保を受領し、いずれの銘柄もファンドの資産の30%を超えないものとする。

担保の再利用および再投資（現在はいずれのファンドも行っていない。） 現金担保は、ファンドの説明において特定のファンドについて特に認められていない限り、再投資されない。かかる場合、現金担保は、預金として預けられるか、または高品質な国債、売戻条件付取引もしくは日次の純資産価額を計

算し、A A Aもしくは同等の格付を付与された短期マネー・マーケット・ファンド（欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するガイドラインに定義される。）に投資される。かかる再投資は、特にレバレッジ効果を生む場合、デリバティブ商品に関する各当該ファンドのグローバル・エクスポートの計算において考慮される。すべての投資は、上記の分散化要件を満たさなければならない。

ファンドが証券貸付の担保を売戻条件付取引に投資する場合、証券貸付に適用される限度額が売戻条件付取引にも適用される。

現金以外の担保は、売却、再投資または担保差入れされない。

担保の保管 ファンドに権利が移転された担保（および保管されるその他の有価証券）は、預託機関またはサブ・カストディアンにより保管される。質権設定契約などのその他の種類の担保の取決めでは、担保は、規制監督当局の監督下にあり担保提供者とは無関係の第三者のカストディアンによって保管される可能性がある。

評価およびヘアカット すべての担保は、適用されるヘアカット（担保価値または流動性の低下に対する保護を目的とした担保価値の割引）を勘案し、時価評価（利用可能な市場価格を用いて毎日評価）される。ファンドは、担保価値が対応する取引相手方のエクスポートと同等以上になるように、取引相手方に追加担保（変動マージン）を要求することができる。

ファンドが現在適用しているヘアカット率は、以下のとおりである。

	担保として認められるもの	ヘアカット
店頭金融デリバティブ取引	現金（米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドルまたは日本円）	0 %
有価証券貸借取引－株式	G10 加盟国が発行した国債	5 %
有価証券貸借取引－債券	G10 加盟国が発行した国債	2 %
リバース・レボ取引	ファンド/取引相手方ベースで合意された、特定のソブリン債または特定の非政府の公共部門事業体に対するエクスポート（特定の通貨建てのもの）	最大 2.818%（規制および残存期間に応じて適用される。）

かかる料率は、（信用の質、満期および流動性といった）ボラティリティおよび損失リスクに影響を及ぼす可能性のある要因、ならびに随時実施される可能性のあるストレス・テストの結果を勘案している。ヘアカットは、現金担保には適用されない。管理会社は、事前の通知なしにいつでもこれらの料率を調整することができる。

契約期間中、受領する担保の価値は、株式の場合は貸付証券のグローバルな評価額の105%以上とし、債券の場合は貸付証券の価値総額の102%以上とする。買戻契約および売戻契約には、通常、契約の存続期間中いつでも、想定元本額の100%以上の担保が付される。

一般的な投資権限および投資制限

各ファンドおよびフィデリティ・ファンズ自体は、適用あるすべてのEUおよびルクセンブルグの法律および規制ならびに一定の通達、指針およびその他の要件を遵守しなければならない。本項は、2010年法(UCITSの運営を統制する主要な法律)のファンド管理要件に加え、マネー・マーケット・ファンドならびにリスクの監視および管理のため欧州証券市場監督局が設定した要件を表形式で示している。

ファンドによる2010年法またはマネー・マーケット・ファンド規制の違反が判明した場合、投資運用会社は、証券取引および投資運用の判断において関連する方針の遵守を優先する一方、投資主の利益にも十分留意しなければならない。付随して発生した違反は、ファンドの通常の運営に沿って、可能な限り迅速に解決しなければならない。

別段の記載がある場合を除き、すべての割合および制限が各ファンドに個別に適用され、すべての資産割合はその資産(現金を含む。)の割合として測定される。

許可された資産、手法および取引

以下は、UCITSに許容される事項について記載している。ファンドは、投資目的および投資方針に基づき何らかの方法でより厳しい制限を設定する可能性がある。ファンドの資産、手法または取引の使用は、その投資方針および投資制限に合致しなければならない。

1. 譲渡性のある有価証券および短期金融商品

対象となる国の公認証券取引所または対象となる国の規制された市場(定期的に運営され、認められかつ一般に公開されている市場)において上場または取引されていなければならない。

最近発行された有価証券は、その発行条件に規制された市場への正式な上場申請の誓約が含まなければならない、かかる承認は、発行後12か月以内に受領されなければならない。

2. 1の要件を満たさない短期金融商品

(有価証券または発行体レベルで)投資家および貯蓄の保護を目的とした規制に服し、以下のいずれか1つを満たさなければならない。

- ・中央当局、地域当局もしくは地方当局、EU加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、EU、1以上のEU加盟国が所属する公的国際機関、主権国家または連邦加盟国により発行または保証されること。
- ・上記1に該当する有価証券(最近発行された有価証券を除く。)の事業体により発行されること。
- ・EUの健全性監督規則またはCSSFが同等以上に厳格であると考えられるその他の規則の対象であり、それらを遵守している機関により発行または保証されること。

発行体がCSSFに承認されたカテゴリーに属し、上記と同等の投資家保護に服し、かつ以下の基準のいずれか1つを満たす場合にも適格となり得る。

- ・10百万ユーロ以上の資本金および準備金を有し、指令2013/34/EUに合致する年次決算を公表している会社によって発行されること。
- ・1社以上が正式に上場している企業グループの資金調達に特化した事業体により発行されること。
- ・銀行の流動性枠の恩恵を受ける証券化ビークルの資金調達に特化した事業体により発行されること。

3. 1および2の要件を満たさない譲渡性のある有価証券および短期金融商品

ファンド資産の10%に制限される。

4. フィデリティ・ファンズに連動していないUCITSまたはその他のUCIの株式*

定款により、その他のUCITSまたはその他のUCIへの投資は、最大で資産の10%に制限されなければならない。

投資対象が「その他のUCI」である場合、以下のすべてを満たさなければならない。

- ・UCITSに許容される投資対象へ投資すること。
- ・十分に保証された当局間の適切な協力を得て、EU加盟国またはCSSFが監督に関する同等の法律を有するとみなす国により認可されたものであること。
- ・報告期間中の資産、負債、収益および業務の評価を可能にする年次報告書および半期報告書を発行すること。
- ・特に、資産の分離、借入れ、貸付および無担保販売に関する規則について、UCITSと同等の投資家保護を提供すること。

5．フィデリティ・ファンズに連動するUCITSまたはその他のUCIの投資証券*

上記4の要件をすべて満たさなければならない。

フィデリティ・ファンズの年次報告書には、ファンドおよびファンドが当該期間中に投資したUCITS/その他のUCIの両方に請求される年間運用報酬およびアドバイザリー報酬の総額を記載しなければならない。

UCITS/その他のUCIは、投資証券の申込みまたは買戻しについていかなる手数料もファンドに請求することはできない。

* ETFを含む場合がある。UCITSまたはその他のUCIは、両者が同一の管理会社または別の関連管理会社によって管理または支配されている場合、フィデリティ・ファンズに連動しているとみなされる。

6．フィデリティ・ファンズのその他のファンドの投資証券

上記4および5の要件をすべて満たさなければならない。

対象ファンドは、取得するファンドと相互保有することはできない。

取得するファンドは、その取得する対象ファンドの投資証券の全議決権を放棄する。

ファンドが最低所要資産水準を満たしているか否かを測定する際、対象ファンドへの投資額は含まれない。

7．不動産および貴金属を含む商品

商品または商品を表章する証明書の直接所有は禁止されている。投資エクスポージャーは、2010年法に基づき認められた資産、手法および取引を通じて間接的にのみ認められている。

金融デリバティブ商品を通じて商品へのエクスポージャーを取得するために使用する財務指標は、2008年2月8日付大公規則第9条に定められた要件に準拠している。

不動産およびその他の有形資産の直接所有は、フィデリティ・ファンズ自身がその事業のために使用するものを除き、禁止されている。

8．信用機関への預金

要求に応じて返済可能または引出し可能でなければならず、満期日は今後12か月以内でなければならない。

信用機関は、EU加盟国に登録された事務所を有さなければならず、かかる事務所を有さない場合、CSSFがEU規則と同等以上に厳格であると考える健全性監督規則の適用を受けなければならない。

9．付随的な流動資産

通常の市況下では、ポートフォリオの純資産の20%に制限される。

いつでもアクセス可能な銀行の当座預金口座に保有する現金など、一覽払いの銀行預金のみである。

資金目的のみで保有するか、または不利な市況の場合に必要な期間のみ保有しなければならない。

非常に不利な市況により正当化される場合および投資主の最善の利益となる場合、付随的な流動資産は、一時的にポートフォリオの純資産の20%を超える可能性がある。

10. デリバティブおよび同等の現金決済商品 前記「ファンドによる金融商品・金融手法の利用方法」も参照のこと。

裏付資産は、上記 1、2、4、5、6 および 8 に記載の資産またはファンドの投資目的および投資方針と合致する (2008年 2 月 8 日付大公規則第 9 条に準拠した) 財務指標、金利、外国為替レートもしくは通貨でなければならない。

すべての使用状況は、後記「グローバル・リスクの管理および監視」に記載のリスク管理プロセスにより適切に把握されなければならない。

店頭デリバティブは、以下のすべての基準を満たさなければならない。

- ・信頼性があり、かつ検証可能な独立した日次評価の対象であること。
- ・フィデリティ・ファンズの発意により、公正価値での相殺取引でいつでも売却、清算または終了できること。
- ・健全性監督に服する機関であり、C S S F により承認されたカテゴリーに属する取引相手方と取引すること。

11. 証券貸付、買戻 / 売戻契約 前記「ファンドによる金融商品・金融手法の利用方法」も参照のこと。

効率的なポートフォリオ管理にのみ使用されなければならない。

取引量は、ファンドが投資方針を追求する能力または買戻しを履行する能力を妨げてはならない。証券の貸付および買戻条件付取引では、ファンドは、取引を決済するために十分な資産を確実に保有しなければならない。

すべての取引相手方は、E U の健全性監督規則または C S S F が同等以上に厳格であるとする規則の適用を受けなければならない。

各取引について、ファンドは、取引の存続期間中は常に、貸付証券の現在価値全額と同等以上の担保を受領および保有しなければならない。

買戻契約の期間中、これらの有価証券を買い戻す権利が取引相手方により行使される前または買戻期間が終了する前に、ファンドは、契約の対象である有価証券を売却できない。

ファンドは、以下の場合に、有価証券を貸し付けることができる。

- ・取引相手方に直接貸し付ける場合。
- ・この種類の取引に特化した金融機関により組織された貸付制度を通じて貸し付ける場合。
- ・認められた決済機関により組織された標準化された貸付制度を通じて貸し付ける場合。

フィデリティ・ファンズは、第三者にその他の種類の貸付を供与または保証することはできない。

ファンドは、証券貸付、買戻条件付取引または売戻条件付取引を終了する権利および貸し付けられた有価証券または買戻契約の対象である有価証券を回収する権利を有さなければならない。

12. 借入れ

フィデリティ・ファンズは、ファンド資産の10%を上限とする一時的な借入れを除き、原則として借入れを行うことはできない。ただし、フィデリティ・ファンズは、バック・ツー・バック・ローンにより外貨を取得することができる。

13. 空売り

直接の空売りは禁止されている。ショート・ポジションは、デリバティブを通じて間接的にのみ取得することができる。

いずれのファンドも、無限責任を伴う資産の取得、その他の発行体の有価証券の引受け (ファンド証券の処分において行うとみなされる場合を除く。) またはワラントもしくはその他の新株引受権の発行を行うことはできない。

それぞれの情報に明記されていない限り、ファンドは積極的に運用されており、インデックスのパフォーマンスを複製または追跡しようとしめない。ただし、ファンドのアクティブ運用方針の一環として、投資運用会社は、その資産の一部を E T F、先物、トータル・リターン・スワップおよびインデックスのスワップ/オプション等のパッシブなエクスポージャーを提供する保有資産および商品に随時投資することができる。

投資目的の遂行上適切な場合、すべての債券ファンドのための投資は、当該ファンドの基準通貨以外の通貨で発行された債券で行うことができる。投資運用会社は、外国為替先物予約などの手段の利用を通じて通貨エクスポージャーのヘッジを選択することができる。

投資目的または投資方針に別段の定めがない限り、証券化された有価証券および/または担保付証券 (例えば、資産担保証券およびモーゲージ担保証券) は、ファンドの資産の20%を超えてはならない。ただし、かかる制限は、米国政府または米国政府系機関が発行または保証する有価証券への投資には適用されない。株式ファンドは、証券化された有価証券および/または担保付証券に重大なエクスポージャーを有することは想定していない。

投資目的または投資方針に別段の定めがない限り、投資適格未満または高利回りの有価証券は、ファンドの資産の20%を超えてはならない。投資目的に別段の定めがない限り、各ファンドは、純資産の10%を上限として U C I T S および U C I に投資することができる。

投資目的または投資方針に別段の定めがない限り、ファンドは、ディストレス証券に対する重大なエクスポージャーを有することは想定していない。確定利付証券への投資を許可されたファンドは、その投資目的に別段の定めがない限り、その他の資産への転換権または引受権が付随する債券に投資することができ、資産の100%を上限として投資適格債に投資することができる。ファンドの投資目的または投資方針に別段の定めがない限り、投資運用会社は、いかなる国または地域にも投資可能な金額に制約を受けない。

資産の共同運用

効率的な運用を目的として、取締役会は、フィデリティ・ファンズの範囲内の特定のファンドの資産を共同で運用することを選択することができる。かかる場合、異なるファンドの資産が共通で運用される。共同運用資産は、「プール」と称されるが、かかるプールは内部管理目的でのみ使用される。プールは、個別の事業体を構成するものではなく、投資家が直接アクセスすることはできない。共同で運用される各ファンドには、固有の資産が割り当てられるものとする。

複数のファンドの資産がプールされている場合、各参加ファンドに帰属する資産は、当初、かかるプールへの資産の当初割当てを参照して決定され、追加の割当てまたは引出しが行われた場合に変更される。

各参加ファンドの共同運用資産に対する権利は、かかるプールのすべての投資ラインに適用される。

共同で運用されるファンドのために行われた追加の投資は、その権利に応じてかかるファンドに割り当てられ、売却された資産は各参加ファンドに帰属する資産に同様に賦課されるものとする。

分散化要件

分散化を確実に行うため、ファンドは、以下に定義するように、1つの発行体に対して一定額を超える資産を投資することはできない。これらの分散化規則は、ファンドの運用開始から6か月間は適用されないが、ファンドはリスク分散の原則を遵守しなければならない。

次の表において、(指令83/349/EECに従うか、または認められた国際規則に従うかにかかわらず) 連結勘定を共有する会社は、単一の発行体とみなされる。表の中央の括弧で示された割合限度は、すべての括弧付きの行について、単一の発行体に対する最大投資総額を示している。

投資/エクスポージャーの上限（ファンド資産に対する割合）				
有価証券の種類	1 発行体当たり	合計	その他	例外
A. 主権国、EUの地方自治体または1以上のEU加盟国が属する公的国際機関が発行または保証する譲渡可能証券および短期金融商品	35%	35%	35%	ファンドは、リスク分散の原則に従って投資し、以下の基準をすべて満たす場合、単一の発行体に資産の100%まで投資することができる。 ・6以上の異なる銘柄に投資すること。 ・1銘柄への投資が30%までであること。 ・当該有価証券が、EU加盟国、その地方自治体もしくは出先機関、OECDもしくはG20加盟国、シンガポール、または1以上のEU加盟国が属する公的国際機関により発行されていること。 下記C行に記載された例外は、本A行においても適用される。
B. EU加盟国に登録上の事務所を有し、法律により債券保有者を保護するための特別な公的監督の対象となる信用機関が発行する債券*	25%			
C. 上記A行およびB行に記載された以外の譲渡可能証券および短期金融商品	10%	20%	同一グループ内の譲渡可能証券および短期金融商品に対して20%。ファンドが資産の5%超を投資しているすべての発行体に対して40%（預金および店頭デリバティブ契約に係る取引相手方エクスポージャーは含まれない）。	インデックスに連動するファンドについては、その市場のベンチマークとして適切で、CSSFが認める、公表され、十分に分散されたインデックスの場合、10%から20%に引き上げられる。有価証券がその取引される規制市場で極めて支配的である場合には、かかる20%は35%に引き上げられる（ただし、1発行体に限る。）。
D. 信用機関への預金	20%			
E. 信用機関を取引相手方とする店頭デリバティブ	最大10%のリスク・エクスポージャー（店頭デリバティブと効率的なポートフォリオ運用手法の合計）			
F. その他の取引相手方との店頭デリバティブ	最大5%のリスク・エクスポージャー			適格指数のデリバティブは、A行からD行およびG行の適合性との関係では、カウントしない（すなわち、指数構成銘柄有価証券をルックスルーすることはしない）。
G. UCITSまたはUCIの投資証券	ファンドの投資目的および投資方針に具体的な記述がない場合は、1以上のUCITSまたはその他のUCIに対して10%。具体的な記述がある場合は、以下のとおり。 ・1つのUCITSまたはUCIに対して20% ・UCITS以外のすべてのUCIに対して合計30% ・すべてのUCITSに対して合計100%		資産と負債が分離されたアンブレラ構造の対象ファンドは、独立したUCITSまたはその他のUCIとみなされる。UCITSまたはその他のUCIが保有する資産は、本表のA行からF行の適合性との関係では、カウントしない。	

*これらの債券はまた、その発行から得られる全額を、債券の存続期間中、債券に付随するすべての請求権をカバーすることができ、また、発行体の破綻時には、元本の償還および経過利息の支払に優先的に利用されることになる資産に投資しなければならない。

所有の集中に対する制限

これらの制限は、フィデリティ・ファンズまたはファンドが所定の有価証券または発行体の相当な割合を所有した場合に発生する可能性のあるリスクを（自らまたは発行体のために）防ぐことを目的としている。次の表および以下の分散化の表において、（指令83/349/EECに従うか、または認められた

国際規則に従うかにかかわらず）連結勘定を共有する会社は、単一の発行体とみなされる。結果として生じる投資制限の違反が「一般的な投資権限および投資制限」の序文に記載のとおり是正されている限り、ファンドは、ポートフォリオ資産に付与された引受権を行使する際に、以下の投資制限を遵守する必要はない。

有価証券の種類	所有の上限（発行済有価証券の総額に対する割合）		
議決権付有価証券	S I C A V が発行体の経営に重要な影響力を行使することが可能となる割合未満		これらの規則は、次のものには適用されない。 ・譲渡性のある有価証券および短期金融商品 ・主に自国に投資する非 E U 企業の株式で、2010 年法の下でポートフォリオがかかる国に投資する唯一の方法であるもの ・2010 年法に従い、S I C A V の投資主のために取引を行う方法として行われる、自国での管理、助言またはマーケティングのみを行う子会社の株式の購入または買戻し
1 発行体の無議決権証券	10%	購入時に債券もしくは短期金融商品の総額または発行済金融商品の純額を算出できない場合、これらの制限は無視することができる。	
1 発行体の債券	10%		
1 発行体の短期金融商品	10%		
アンブレラ型 U C I T S または U C I のサブ・ファンドの投資証券	25%		

グローバル・リスクの管理および監視

管理会社は、直接投資、デリバティブ、手法、担保およびその他すべての資金源からの各ファンドの全体的なリスク・プロファイルをいつでも監視および測定するため、取締役会により承認および監督されたリスク管理プロセスを実施している。リスク管理プロセスに関するさらなる情報は、管理会社からの要請により入手可能である。

グローバル・エクスポージャー評価は、（ファンドがその日の純資産価額を計算するか否かにかかわらず）取引日ごとに計算され、デリバティブ・ポジションにより生じる偶発債務のカバレッジ、取引相手方リスク、予測可能な市場の変動およびポジションの清算に利用可能な時間を含む多数の要因を網羅している。

譲渡性のある有価証券または短期金融商品に組み込まれたデリバティブは、ファンドが保有するデリバティブとみなされ、デリバティブ（特定のインデックス・ベースのデリバティブを除く。）を通じて取得した譲渡性のある有価証券または短期金融商品へのエクスポージャーは、当該有価証券または金融商品への投資とみなされる。

リスク監視アプローチ 主なリスク測定アプローチには、コミットメント・アプローチならびに絶対 V a R および相対 V a R という 2 形態のバリュー・アット・リスク（V a R）の 3 つがある。管理会社は、フィデリティ・ファンズ・ジャパン・バリュー・ファンドおよびインディア・フォーカス・ファンドについては、コミットメント・アプローチを選択する。ファンドは、必要に応じて、裏付資産の同等ポジションの市場価値またはデリバティブの想定元本のいずれかを勘案し、グローバル・エクスポージャーを計算する。

コミットメント・アプローチは、ポジションのヘッジまたは相殺の影響を勘案することにより、ファンドがグローバル・エクスポージャーを削減することを可能にする。したがって、特定の種類のリスクのない取引、レバレッジのない取引およびレバレッジのないスワップは、計算に含まれない。このアプローチを使用するファンドは、全体的な市場エクスポージャーが資産の 210%（直接投資 100%、デリバティブ 100% および借入れ 10%）を超えないようにしなければならない。

監査報告書

F I L ・ インベストメント ・ マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
の株主各位

財務書類の監査に関する報告

意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に従い、F I L ・ インベストメント ・ マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）の2021年12月31日現在の財政状態および終了した年度の運営業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

監査対象

当社の財務書類は、以下で構成される。

- ・ 2021年12月31日現在の貸借対照表
- ・ 終了した年度の損益計算書
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグに関して金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A」という。）に準拠して監査を実施した。2016年7月23日法およびルクセンブルグに関してC S S Fが採用したI S Aに基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見の根拠の提供として十分かつ適切であると確信する。

我々は、ルクセンブルグに関してC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会により公表された国際独立性基準を含む専門会計士のための国際倫理規程（「I E S B A規程」）および財務書類の監査に関連する倫理要件に従い、当社から独立している。我々は、それらの倫理要件に従い、その他の倫理上の責任を果たしている。

その他の情報

取締役会は、年次報告書に含まれるその他の情報（ただし、財務書類および財務書類に対する我々の監査報告書を含まない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としていないため、我々はその他の情報に対していかなる形式の保証の意見も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を読解し、また、その過程で、その他の情報が財務書類もしくは我々が監査を通じて入手した事実と著しく矛盾しないか、または重大な虚偽記載があると思われるかを検討することである。我々が行った作業に基づき、かかるその他の情報に重大な虚偽記載があると判断した場合、我々はその事実を報告しなければならない。この点において、我々が報告すべき事項はない。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に従い、財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負い、また、欺罔または誤謬の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は当社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会に当社を清算するもしくは運用を停止する意図があるか、またはそれ以外に現実的な選択肢を有しない場合を除き、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

監査の目的は、欺罔または誤謬の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグに関してC S S Fが採用したI S Aに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または誤謬から生じる可能性があり、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合に、重大であるとみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグに関してC S S Fが採用したI S Aに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または誤謬の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを見極めおよび評価し、当該リスクに対応する監査手続を策定および実施し、また、監査意見の根拠の提供として十分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、誤謬により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っていることがあるためである。
- ・当社の内部統制の有効性に関する意見表明のためではなく、現状に相応しい監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、当社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は監査報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。我々の判断は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、当社の継続性を終了させることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて見極める内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

その他の法令上の要件に関する報告

経営報告書は、財務書類と一致しており、適用ある法令上の要件に従い作成されている。

ルクセンブルグ、2022年7月6日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブ

代表して署名

（電子署名）

ニコラ・グリヨ

[次へ](#)

Audit report

To the Shareholder of

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

Report on the audit of the annual accounts

Our opinion

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. (the “Company”) as at 31 December 2021, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

What we have audited

The Company's annual accounts comprise:

- the balance sheet as at 31 December 2021;
- the profit and loss account for the year then ended; and
- the notes to the annual accounts, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the directors' report but does not include the annual accounts and our audit report thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The directors' report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative

Luxembourg, 6 July 2022

Represented by

Nicolas Grillot

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は管理会社が別途保管している。